

独立行政法人住宅金融支援機構
令和 3 年度業務実績等報告書

独立行政法人住宅金融支援機構
令和 4 年 6 月

目次

項目別評定総括表

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 証券化支援事業

2 住宅融資保険等事業

3 住宅資金融通等事業

II 業務運営の効率化に関する事項

III 財務内容の改善に関する事項

IV その他業務運営に関する重要事項

別表 1～3

様式 1－1－3 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定総括表様式

中期計画（中期目標）	年度評価				項目別 調書No.	備考
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度		
I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項						
証券化支援事業	B ○重				I - 1	
住宅融資保険等事業	A				I - 2	
住宅資金融通等事業	B				I - 3	

※ 重要度を「高」と設定されている項目については、評語の横に「○」を付している。

※ 重点化の対象とされた項目については、各評語の横に「重」を付している。

※ 住宅融資保険等事業に係る定量目標のうち、「住宅融資保険を活用したリバースモーゲージ型住宅ローンの取扱金融機関の新規参入」については、困難度が「高」とされている。

※ 住宅資金融通等事業に係る定量目標のうち、「マンションすまい・る債を活用するマンション管理組合数」については、困難度が「高」とされている。

中期計画（中期目標）	年度評価				項目別 調書No.	備考
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度		
II 業務運営の効率化に関する事項						
業務運営の効率化に関する事項	B				II	
III 財務内容の改善に関する事項						
財務内容の改善に関する事項	B				III	
IV その他業務運営に関する重要事項						
その他業務運営に関する重要事項	B				IV	

【項目別評定調書】

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-1	証券化支援事業【重点化項目】		
業務に関連する政策・施策	<p>政策目標：I 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進</p> <p>施策目標：1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る</p> <p>施策目標：2 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する</p> <p>政策目標：II 良好的な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現</p> <p>施策目標：3 総合的なバリアフリー化を推進する</p> <p>政策目標：III 地球環境の保全</p> <p>施策目標：9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う</p> <p>政策目標：XII 国際協力、連携等の推進</p> <p>施策目標：43 国際協力、連携等を推進する</p>	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17年法律第82号）第13条第1項第1号及び第2号並びに第2項第1号
当該項目の重要度、困難度	重要度：「高」（住生活基本計画等の政府方針において、独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」という。）に対して長期固定金利の住宅ローンの安定的な供給支援や長期優良住宅をはじめとする良質な住宅の供給促進、既存住宅流通・リフォーム市場の活性化等が求められており、これらの施策の実現に向けて証券化支援事業は主要な役割を果たすことから、重要度は高い。）	関連する政策評価・行政事業レビュー	<p>事前分析表（令和3年度）国交省3-①、②</p> <p>令和3年度行政事業レビューシート 事業番号：2021-国交-20-0003 事業番号：2021-国交-20-0016</p>

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ								
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報								
定量目標	指標等	達成目標		基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		(計画値)	中期目標期間の最終年度までに30万戸以上		—	23.7万戸		
定 量 目 標	フラット35の申請件数のうち長期優良住宅の技術基準を満たす住宅に係るものストック	(実績値)	—	21.9万戸 (令和2年度)	23.4万戸			
		(達成度)	—	—	98.7%			
	フラット35の申請件数に占める既存住宅の割合	(計画値)	中期目標期間の最終年度までに25%以上（可能な限り28%）	—	23.5%			
		(実績値)	—	25.8% (令和2年度)	27.3%			
	(達成度)	—	—	—	116.2%			
	(計画値)	中期目標期間中に100団体以上	—	20団体				

指標	フラット35地域連携型に新たに連携して取り組む地方公共団体数	(実績値) (達成度)	— —	— —	77団体 385.0%			
	買取審査に係る標準処理期間（3日）内の処理率	(計画値) (実績値) (達成度)	各年度8割以上 — —	— 93.7% (令和2年度) —	80% 94.4% 118.0%			
	フラット35（買取型）の申請件数		—	94,941件 (令和2年度)	80,845件			
	MBSの毎月の発行額		—	1,020億円 ～ 2,195億円 (令和2年度)	907億円 ～ 1,931億円			
	MBS発行時のベンチマーク（10年国債の流通利回り）とのスプレッド		—	0.31% ～ 0.34% (令和2年度)	0.26% ～ 0.31%			
	フラット35（保証型）の取扱金融機関数		—	8機関 (令和2年度)	9機関			
	フラット35（保証型）の申請件数		—	14,772件 (令和2年度)	13,860件			
	フラット35リノベの申請件数		—	409件 (令和2年度)	1,153件			
	フラット35地域連携型のうち子育て支援に資するものの件数		—	683件 (令和2年度)	552件			
	国内外の機関との情報交換や支援の回数		—	14回 (令和2年度)	28回			

② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算額（百万円）	3,943,645			
決算額（百万円）	3,633,037			
経常費用（百万円）	196,959			
経常利益（百万円）	82,620			
行政コスト（百万円）	196,959			
従事人員数（人）	472			

注) 証券化支援勘定の計数を記載。予算額、決算額は支出額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	

			<評価の観点> ・長期固定金利の住宅資金を全国あまねく安定的に供給できるようにするとともに、住宅循環システムの構築、良質な住宅ストックの形成等に資するよう、証券化支援事業を通じ民間金融機関による長期固定金利の住宅ローンの供給を支援する次の取組を行うこと。	<主要な業務実績>	<評定と根拠> 評定：B 根拠：次のとおり、長期固定金利の住宅資金を全国あまねく安定的に供給できるようにするとともに、良質な住宅ストックの形成に資するよう、証券化支援事業を通じ民間金融機関による長期固定金利の住宅ローンの供給を支援する取組を実施しており、新型コロナウイルス感染症拡大や金融環境の影響はありながらも所期の目標を達成していると判断し、「B」とした。	評定
<p>① 民間金融機関の円滑な資金調達を実現できるフラット35（買取型）を的確に実施するとともに、住宅金融証券化市場の整備・育成のため、安定的な資産担保証券（以下「MBS」という。）の発行やMBSのベンチマーク性の向上に向けた取組を継続して行うこと。</p> <p>債券発行等に当たっては、グリーンボンドの発行等により、ESG投資ニーズのある投資家の参入を図ること。</p> <p>民間金融機関による証券化を支援するフラット35（保証型）が有す</p>	<p>① フラット35（買取型）を的確に実施するため、国民がその利用を希望する際に関連情報にアクセスできるよう広告、セミナー等の周知活動を行うとともに、住宅ローン利用予定者、住宅関連事業者、民間金融機関等に対する周知活動を行う。</p> <p>（指標：フラット35（買取型）の申請件数）</p>	<p>① 住宅ローン利用予定者がフラット35の関連情報に容易にアクセスできるよう広告、セミナー等の周知活動を行うとともに、住宅関連事業者等に対しては顧客のニーズに応じてフラット35の関連情報を適切に提供できるように業界団体を通じたセミナー等の周知活動を行い、民間金融機関に対しては顧客のニーズに応じてフラット35を提供できるよう制度内容や手続に関する情報を中心に周知活動を行う。また、民間金融機関又は適合証明検査機関のニーズに応じて、手</p>	<p><評価の観点> ・長期固定金利の住宅資金を全国あまねく安定的に供給できるようにするとともに、住宅循環システムの構築、良質な住宅ストックの形成等に資するよう、証券化支援事業を通じ民間金融機関による長期固定金利の住宅ローンの供給を支援する次の取組を行う。</p>	<p>次とおり、住宅ローン利用予定者、住宅関連事業者等及び民間金融機関の3チャネルに対して、フラット35の周知活動や手続のサポートを行った。その結果、指標「フラット35（買取型）の申請件数」は「2. 主要な経年データ」表記載のとおりとなった。</p> <p>(住宅ローン利用予定者に対する取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 広告代理店と連携し、Web、新聞、テレビ放送（地上波及びBS放送）を活用した広域広告による周知を行った。 ○ Web広告では、テレビCM素材を基にフラット35の各メニューを訴求する動くバナー広告を作成し、周知を行った。 ○ 新型コロナウイルス感染症の影響で、セミナー等の対面開催が困難であることを踏まえ、雑誌広告への出稿や新聞社主催のオンラインイベントへの参加を通じ、住宅ローン利用予定者へフラット35の周知を行った。雑誌広告は、マンガ形式やイラストを用いて興味を持ってもらえるようにするとともに、地域に合わせてカスタマイズできるように汎用性のある内容とし、機構の全支店等で展開を行った。 	<p>○ 定量目標のうち「フラット35の申請件数のうち長期優良住宅の技術基準を満たす住宅に係るもののストック」については、コロナ災禍を契機にフラット35の利用率が低下し、その後の長期金利の上昇に伴う民間金融機関の変動金利型住宅ローン借入金利とフラット35借入金利の金利差拡大等の影響により令和3年度においてフラット35の受理数が回復しなかった（フラット35買取型の申請件数：対前年度比85.2%）こと等により目標に及ばなかったものの、令和4年度での着実な目標達成に向けて、長期優良住宅等を対象とす</p>	

<p>る課題を解決するための取組を行うとともに、取り扱う民間金融機関等のニーズに対応して、適宜適切な業務の見直しに努めること。</p> <p>(指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ フラット35（買取型）の申請件数 ・ MBSの毎月の発行額 ・ MBS発行時のベンチマーク（10年国債の流通利回り）とのスプレッド ・ フラット35（保証型）の取扱金融機関数 ・ フラット35（保証型）の申請件数 	<p>続等のサポートを行う。</p> <p>(指標：フラット35（買取型）の申請件数)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ フラット35（買取型）の申請件数 ・ MBSの毎月の発行額 ・ MBS発行時のベンチマーク（10年国債の流通利回り）とのスプレッド ・ フラット35（保証型）の取扱金融機関数 ・ フラット35（保証型）の申請件数 ・ フラット35リノベの申請件数 ・ フラット35地域連携型のうち子育て支援に資するものの件数 ・ 国内外の機関との情報交換や支援の回数 	<ul style="list-style-type: none"> ○ フラット35地域連携型で支援する地方公共団体の実施する政策の対象分野の拡大に当たっては、当該拡大を行う政策の分野及びフラット35地域連携型の利用対象となる地方公共団体が実施する補助事業を紹介するプレスリリースを行った。 ○ 令和3年10月時点におけるフラット35の各メニュー及び長期優良住宅に関するチラシを作成し、フラット35取扱金融機関に提供するとともに、フラット35サイトに掲載し、住宅ローン利用予定者への周知を行った。 ○ 令和4年4月に適用する制度改正（フラット35維持保全型の創設等）が大規模であることを踏まえ、事前に十分な周知を行うため、前倒して周知用のチラシを作成し、フラット35取扱金融機関に提供するとともに、フラット35サイトに掲載し、住宅ローン利用者への周知を行った。 ○ 新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえ、テレビCM等の広告の内容を、返済にお困りのフラット35利用者向けに機構の返済継続支援策を周知するものとした。 ○ 広告の実施に際しては、フラット35不適正利用防止に係る注意喚起を併せて行った。 <p>(住宅関連事業者等に対する取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ (公社)全国宅地建物取引業協会連合会及び(一社)不動産流通経営協会とフラット35の利用状況等について意見交換会を行った。 ○ (一社)住宅生産団体連合会や不動産業20業界団体が会する関連団体連絡会議、(一社)不動産協会等を通じ、令和4年度予算事項や制度改革事項を含めたフラット35に関する周知活動を行った。 	<p>るフラット35維持保全型の創設等を決定し、十分な周知・浸透のため、令和3年度中から早期に周知活動を開始している。</p> <p>○ 定量目標のうち「フラット35地域連携型に新たに連携して取り組む地方公共団体数」については、フラット35地域連携型の創設と参酌基準の廃止、新規対象政策分野の追加と施策を打ち出した結果、第三期中期目標期間中の取組により未連携地方公共団体数が減少する中、目標20団体に対して77団体との連携（前年度連携団体数15団体、+62団体）を行い、達成率385.0%と120%超で目標を達成した。これによりフラット35地域連携型に関する連携協定締結地方公共団体数は574団体となった。地方公共団体のニーズを的確に把握し、対象事業に地域産材及び景観形成に係る地方公共団体の補助事業を加える等、機構の地域連携の取組の深化が進んでいる。</p> <p>○ そのほかの定量目標である「フラット35の申請件数に占める既存住宅の割合」及び「買取審査に係る標準処理期間（3</p>
--	---	--	---	--

- | | | | | |
|--|--|--|--|--|
| | | | <ul style="list-style-type: none"> ○ (一社) 日本木造住宅産業協会主催のWebセミナーにおいて、住宅関連事業者からのニーズを踏まえ、省令準耐火構造の仕様上の注意点の解説を行った。 ○ 仕様書サポートダイヤルにおいて住宅技術関係の照会に対応し、住宅関連事業者等の住宅技術に関する理解度向上に寄与した。 ○ (一社) JBN・全国工務店協会主催のWeb説明会において、傘下の会員向けにフラット35制度改正、長期優良住宅を含むフラット35Sの商品概要を説明した。 ○ 機構職員が住宅関連事業者等への説明や照会に十分に対応できるサポート体制を整備するため、機構本支店で「住まいのテクニカルソポーター」を選定し、改正される技術基準や物件検査方法等についての研修を実施した。 ○ 適合証明検査機関の新任者に対して音声付きの研修資料を提供した。また、適合証明検査機関及び適合証明技術者に対して令和4年度以降の制度改正についてマニュアル等を提供した。 ○ 広く住宅ローン利用予定者等への有益な情報提供となるように、ファイナンシャルプランナー向けのメールマガジンを毎月発行し、情報提供を行った。 ○ (一財) 地域社会ライフプラン協会及び明治安田ライフプランセンター(株)の講師向けにフラット35の周知活動を行った。 <p>(民間金融機関に対する取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ フラット35の制度改正に伴うフラット35取扱金融機関向け業務マニュアルの改正に当たっては、フラット35取扱金融機関の業務負荷軽減のため、施行の1か月前に改正内容を反映したマニュアルの提供を行った。 | <p>日) 内の処理率」についてはいずれも目標達成率120%弱で着実に達成している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各指標については、新型コロナウイルス感染症拡大や変動金利型住宅ローンとの金利差拡大等の金融環境の影響を受け、フラット35買取型等において前年度を下回る実績となったものの、フラット35リノベの申請件数が対前年度比281.9%と増加したほか、フラット35保証型の取扱金融機関数が1機関増加する等、着実に政策実施機能を発揮している。また、国内外の機関との情報交換や支援の回数は対前年度比200%と新型コロナウイルス感染拡大下においても積極的な情報交換等を実施している。このほかMBSに関する指標についても安定した発行額及びスプレッドを維持し、住宅金融証券化市場の整備・育成に貢献している。 ○ 省エネルギー性に優れた新築住宅を対象とした住宅ローン債権の買取代金を資金使途とするグリーンボンドを令和3年度も継続してSBで発行した。投資表明を行った投資家の件数は前年度の |
|--|--|--|--|--|

			<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和3年10月に適用した、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づく土砂災害特別警戒区域（以下この項目別評定調書において「レッドゾーン」という。）内におけるフラット35Sの取扱いの変更に関して、説明チラシを作成、フラット35取扱金融機関及び適合証明検査機関に提供し、住宅ローン利用予定者に配布していただくことで周知を行った。 ○ 令和3年10月時点におけるフラット35の各メニュー及び長期優良住宅に関するチラシを作成し、フラット35取扱金融機関に提供するとともに、フラット35サイトに掲載し、住宅ローン利用予定者への周知を行った。【再掲】 ○ 令和4年4月に適用する、フラット35維持保全型の創設、フラット35地域連携型（子育て支援）の拡充、個人情報保護法改正対応等に関して、改正が大規模であることを踏まえ、例年より約1か月前倒ししたフラット35取扱金融機関への説明会の実施・Q&A集の提供に加え、（一社）全国銀行協会等の取扱金融機関の上部団体に対しても説明を行った。また、説明会はWebのほかDVD配付も行う等、全てのフラット35取扱金融機関に対する丁寧な周知活動に取り組んだ。 	<p>147件から211件に大幅に増加した。更には、国内初の政府保証付きグリーンボンドを発行し、低い利回りでの発行となる等、旺盛な需要が寄せられ、ESG投資ニーズのある新規投資家を多数取り込むとともに、脱炭素社会への実現に貢献する取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルス感染症拡大に関しては、令和2年度に引き続き返済期間の延長等のメニューを用意する等、顧客に寄り添った丁寧な対応を心がけ、お客さまの返済継続を支援する取組を引き続き行っている。 ○ フラット35の不適正利用事案について、事案の発生を重く受け止め、融資実行後の居住実態調査を実施し、不適正利用が発覚した債務者については、全額繰上償還請求等を実施する等、厳正な対応を行っている。また、対処の厳格化及び発生抑制策の導入の観点から網羅的な不適正利用防止策強化パッケージを策定した。 ○ そのほか、地方公共団体や住宅関連事業者等からの要望を踏まえた制度見直しを実施する等、各取組を着実に実施した。
	<p>② 資産担保証券（以下「MBS」という。）の安定的な発行には証券会社の協力や投資家への周知が欠かせないことを踏まえ、積極的に証券会社と情報共有や意見交換を行いつつ、投資家の維持拡大</p>	<p>② 資産担保証券（以下「MBS」という。）市場に参入する投資家の維持拡大及びリレーションの深化を図るため、積極的に証券会社と情報共有や意見交換を行いつつ、対象とする投資家の重点化</p>	<p>（IR活動）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、電話会議又はWeb会議により非対面形式でのIR活動を行った。感染拡大防止効果のほか移動時間削減等、効率性の面でも有効な取組であり、非対面形式でのIR活動が定着している。 ○ 投資家の商品の認知度及び理解度の向上の観点から、資産担保証券（以下この項目別評定調書において「MBS」という。）と一般担保債券（以下この項目別 	

	<p>大を目的とする効果的なIRの企画・運営実施（IR活動）を継続して行うことで、毎月着実に所要額を調達できるよう、MBSを発行するとともに、住宅金融証券化市場の整備・育成を図る観点から、MBSのベンチマーク性を高めるため、市場環境等に応じ、発行額を平準化するよう努める。</p> <p>(指標：MBSの毎月の発行額／MBS発行時のベンチマーク（10年国債の流通利回り）とのスプレッド)</p>	<p>及びIRの質向上を企図した取組によるIR活動を実施するとともに、MBS市場における投資判断等のベンチマーク性の向上に資するため、投資家の需要を十分に把握した上で必要に応じMBS発行額の平準化による柔軟な起債運営を行いつつ、住宅ローン債権の買取りに必要な資金を安定的かつ効率的に調達する。</p> <p>(指標：MBSの毎月の発行額／MBS発行時のベンチマーク（10年国債の流通利回り）とのスプレッド)</p>	<p>評定調書において「SB」という。）それぞれの特性を踏まえてIR活動の対象とする投資家を区分けすることにより、戦略的かつ効率的なIR活動を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ IRの質向上を図るべく、IR実施者に係る取組として機構における新任のIR担当者向けの育成プログラムを行い、IR実施者の知識の向上に努めた。 ○ 証券会社が主催するWebセミナーを活用した合同形式でのIR活動に取り組み、第2四半期では決算等の情報を投資家に効率的に提供した。その他の四半期では主にMBS及びSBへの投資経験が浅い投資家をターゲットとしたIR活動を実施し、MBS及びSBの安定発行に向けた投資家層の拡大に務めた。 <p>(MBS)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ MBSについては、コロナ災禍が続く環境下においても、市場環境や主要な経済イベント等を考慮した起債スケジュールの設定や丁寧かつ柔軟な起債運営、IRの取組等により、十分な投資家需要を喚起しながら安定的な起債を実現した。これにより指標「MBSの毎月の発行額」は「2. 主要な経年データ」表記載のとおりとなり、大型発行を継続することができた。 ○ 大型発行が継続する中でも十分な投資家需要を集めることができ、指標「MBS発行時のベンチマーク（10年国債の流通利回り）とのスプレッド」は「2. 主要な経年データ」表記載のとおり、年度を通じて安定的に推移した。 <p>(SB)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ SBについては、5年から30年まで、多様な年限での発行を行った。市場環境や主要な経済イベント等を考慮した起債スケジュールの設定を行うとともに、年限ごとで異なる投資家層を把握し、各年 	
--	---	---	---	--

				<p>限においてターゲットを明確にした I R 活動を実施し、需要喚起、捕捉を着実に行なった。また、需要状況に応じた発行額の増額を行う等、柔軟な起債運営を実施することにより、年度累計で 5,050 億円の発行を安定的に行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ クーポン及びスプレッドは、年度を通じて全年限で他の財投機関債と同水準を堅持した。また、丁寧な起債運営及びターゲットを明確にした I R 活動を通じて、コロナ災禍が続く環境下においても安定した債券発行を行い、必要な資金を調達することができた。 <p>(財投機関債市場における MBS・SB のシェア)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和 3 年度の財投機関債市場における機構 MBS・SB のシェアは 66.7% < 対前年度比 ▲ 0.7% > となった。 	
③ 債券発行等に当たっては、グリーンボンドの発行等により、 ESG 投資ニーズのある投資家の参入を図る。	③ 住宅金融機構グリーンボンドを継続的に発行し、 ESG 投資ニーズのある投資家の参入を図る。			<p>(住宅金融機構グリーンボンドの継続的発行)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和 3 年度においても住宅金融機構グリーンボンド (SB として発行) を累計で 9 回継続的に発行し、計 1,150 億円を調達した。 ○ 投資表明を行った投資家の件数は累計 211 件 (政府保証債に係るものも含む。) < 前年度 147 件 > となり、住宅金融機構グリーンボンドを継続的に発行することで、これまで機構 SB に投資していた投資家のみならず、 ESG 投資ニーズのある多数の新規投資家を取り込むことができた。 <p>(政府保証付きグリーンボンドの発行)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 2050 年カーボンニュートラルの実現に向けた国内初の取組として、政府保証付きグリーンボンドを発行した (住宅金融機構グリーンボンド (政府保証債)) 。 ○ 令和 3 年 6 月に 5 年債 1,000 億円の入札を実施し、応募者利回りは機構債とし 	

				<p>て初のマイナス利回りとなる▲ 0.085%で発行した。令和3年9月には政府保証債として初の年限である12年債 300億円の入札を実施し、応募者利回りは残存12年程度の日本国債の利回りを下回る0.086%での発行となる等、政府保証付きグリーンボンドに対する投資家の強い関心が確認でき、令和3年度の累計発行回数は5回（2,200億円）と継続的な発行を行うことができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 海外大口投資家等、住宅金融機構グリーンボンド（S B）とは異なる投資家層からも政府保証付きグリーンボンドに対する需要が寄せられ、更なるE S G投資ニーズを喚起することができ、投資家基盤の拡大に繋がるとともに、脱炭素社会の実現に向けた取組に寄与している。 	
④ 民間金融機関による証券化を支援するフラット35（保証型）が有する課題を解決するための取組を行うとともに、取り扱う民間金融機関等のニーズに対応して、適宜適切な業務の見直しに努める。 (指標：フラット35（保証型）の取扱金融機関数／フラット35（保証型）の申請件数)	④ 民間金融機関等の市場関係者との意見交換等を行うことでフラット35（保証型）が有する課題を明らかにするとともに、取り扱う民間金融機関等のニーズの把握に努め、当該ニーズに対応した制度・運用の見直しを適宜適切に行う。 (指標：フラット35（保証型）の取扱金融機関数／フラット35（保証型）の申請件数)		<p>(フラット35（保証型）の課題等の検討)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 民間コンサルタント（株みずほ銀行）を活用し、民間金融機関、信託銀行、投資家等の市場関係者にヒアリングを実施し、フラット35（保証型）が有する課題の把握・対応策の検討を実施、中間報告書を取り纏めた。 <p>(制度・運用の見直し)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 株ファミリーライフサービスがフラット35（保証型）の取扱再開の意向を示したことを受け、アレンジャー等の関係者を含めて丁寧なサポートを実施したことにより、令和3年9月からの取扱再開を実現した。これにより指標「フラット35（保証型）の取扱金融機関数」は「2. 主要な経年データ」表記載のとおりとなった。 ○ 民間金融機関のニーズ把握に努めた結果、自己信託の活用ニーズが確認されたため、自己信託を活用した証券化手法の導入について、市場関係者及び顧問弁護士と自己信託に係るリスク整理や対応策 		

				<p>の検討を行った上で、自己信託により発行された信託受益権に対して特定債務保証を付保することとした。これにより、令和4年4月から自己信託を活用したMBSが発行され、住宅金融証券化市場の整備・育成に寄与している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ これらの取組及び①のフラット35の周知活動の結果、指標「フラット35（保証型）の申請件数」は「2. 主要な経年データ」表記載のとおりとなった。 	
<p>② 災害リスクを踏まえた適切な立地への良質な住宅ストックの形成の観点に留意しつつ、新技術開発の動向等も踏まえ、省エネルギー性能の高い住宅・長期優良住宅等の良質な住宅の取得を支援するとともに、既存住宅流通・リフォーム市場の活性化に配慮し、安心R住宅等の基礎的な情報が提供される等の既存住宅の取得を支援すること。 (定量目標)</p> <p>イ 中期目標期間の最終年度までに、フラット35の申請件数のうち長期優良住宅の技術基準を満たす住宅に係るもののストックを30万戸以上とする。（令和2年度までの累計実績</p>	<p>⑤ 災害リスクを踏まえた適切な立地への良質な住宅ストックの形成の観点に留意しつつ、新技術開発の動向等も踏まえ、省エネルギー性能の高い住宅・長期優良住宅等の良質な住宅の取得を支援し、中期目標期間の最終年度までに、フラット35の申請件数のうち長期優良住宅の技術基準を満たす住宅に係るもののストックを30万戸以上とする。 (定量目標)</p>	<p>⑤ 災害リスクを踏まえた適切な立地への良質な住宅ストックの形成の観点に留意しつつ、新技術開発の動向等も踏まえ、省エネルギー性能の高い住宅・長期優良住宅等の良質な住宅の取得を支援するフラット35Sについて、住宅ローン利用予定者に対して税制等各種支援措置と併せて周知活動を行うとともに、住宅関連事業者等に対して業界団体等と連携したセミナー等を通じた技術支援等を行う。これらの取組により、フラット35の申請件数のうち長期優良住宅の技術基準を満たす住宅に係るもののストックを23.7万戸以上とする。</p>		<p>次のとおり、住宅ローン利用予定者に対するフラット35S等の周知活動や住宅関連事業者等への技術支援等を行う等、定量目標「フラット35の申請件数のうち長期優良住宅の技術基準を満たす住宅に係るもののストック」の達成に尽力したもの、実績値は「2. 主要な経年データ」表記載のとおりとなり、年度計画に定める目標値を下回った。</p> <p>(住宅ローン利用予定者に対する取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅ローン利用予定者向けの説明資料「フラット35を知ろう」において、長期優良住宅の税制面における優遇措置を併記することでフラット35Sを訴求した。 ○ フラット35Sと令和4年4月に創設するフラット35維持保全型を併用することで金利引下げ幅が拡充される等の長期優良住宅のメリットを分かりやすく周知するため、令和4年4月からの制度改革事項を盛り込んだチラシの作成を行い、メリットの訴求を行った。作成に当たっては住宅ローン利用予定者目線で作成することを意識し、住宅関連事業者等の声を取り入れ、説明しやすい資料を作成した。住宅関連事業者等からは、「以前の長期優良住宅のチラシよりも見やすくなっています、認定のメリットを説明しやすい」といった声をいただいた。 	

<p>(見込み) : 21.9 万戸)</p> <p>□ 中期目標期間の最終年度までに、フラット35の申請件数に占める既存住宅の割合を25%以上（可能な限り28%）とする。 (令和2年度実績(見込み) : 22.5%)</p> <p>(指標) ・フラット35リノベの申請件数</p>	<p>(定量目標)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和3年10月に適用したレッドゾーン内におけるフラット35Sの取扱いの変更※に関して、説明チラシを作成、フラット35取扱金融機関及び適合証明検査機関に提供し、住宅ローン利用予定者に配布していただくことで周知を行った。 ※ 災害リスクを踏まえた適切な立地への良質な住宅ストックの形成の観点から、レッドゾーン内において新築住宅の建設又は購入を行う場合はフラット35Sの利用対象から除外するもの ○ 令和3年10月時点におけるフラット35の各メニュー及び長期優良住宅に関するチラシを作成し、フラット35取扱金融機関に提供するとともに、フラット35サイトに掲載し、住宅ローン利用予定者への周知を行った。【再掲】 <p>(住宅関連事業者等に対する取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ (一社) プレハブ建築協会主催のWebセミナーにおいて、フラット35Sの商品概要説明を行った。 ○ (一社) 日本木造住宅産業協会主催のWebセミナーにおいて、フラット35Sの技術基準を説明した。 ○ (一財) 神奈川県建築安全協会主催の事業者向けWebセミナーにおいて、フラット35S・省エネルギー性の技術基準について周知を行った。 ○ (一社) JBN・全国工務店協会主催のWeb説明会において、傘下の会員向けにフラット35制度改正、長期優良住宅を含むフラット35Sの商品概要を説明した。【再掲】 ○ 令和3年10月に適用したレッドゾーン内におけるフラット35Sの取扱いの変更に関して、(一財) 全国住宅産業協会をはじめとした業界団体の会員に対してメールマガジンを用いた周知を実施するとともに、講習会を開催した。 	
---	---------------	---	--

				<p>○ 令和3年10月に適用したレッドゾーン内におけるフラット35Sの取扱いの変更に関して、説明チラシを作成、フラット35取扱金融機関及び適合証明検査機関に提供した。適合証明検査機関に対しては、併せて改正した適合証明業務マニュアルの提供を行った。</p>	
⑥ 安心R住宅等の基礎的な情報が提供される等の既存住宅の取得を支援し、中期目標期間の最終年度までに、フラット35の申請件数に占める既存住宅の割合を25%以上（可能な限り28%）とするとともに、既存住宅取得と併せて行うリフォームを支援するフラット35リノベの利用促進に努めることで、既存住宅流通・リフォーム市場の活性化を図る。 (定量目標) (指標：フラット35リノベの申請件数)	⑥ 既存住宅流通・リフォーム市場の活性化を図るために、フラット35における既存住宅の取扱いについて、住宅ローン利用予定者に対してフラット35リノベと併せて周知活動を行うとともに、住宅関連事業者等に対して業界団体等と連携したセミナー等を通じた技術支援等を行う。また、民間金融機関等のニーズや要望を踏まえつつ、適宜適切な制度・運用の見直し等を行う。これらの取組により、フラット35の申請件数に占める既存住宅の割合を 23.5%以上とする。 (定量目標) (指標：フラット35リノベの申請件数)			<p>次のとおり、住宅ローン利用予定者に対するフラット35リノベ等の周知活動や住宅関連事業者等への技術支援等、民間金融機関等のニーズや要望を踏まえた制度・運用の見直し等を行う等、定量目標「フラット35の申請件数に占める既存住宅の割合」の達成に尽力した結果、実績値は「2. 主要な経年データ」表記載のとおりとなり、定量目標を達成した。また、指標「フラット35リノベの申請件数」は「2. 主要な経年データ」表記載のとおりとなった。</p> <p>(住宅ローン利用予定者に対する取組)</p> <p>○ 令和3年10月時点におけるフラット35の各メニュー及び長期優良住宅に関するチラシを作成し、フラット35取扱金融機関に提供するとともに、フラット35サイトに掲載し、住宅ローン利用予定者への周知を行った。【再掲】</p> <p>○ 令和4年4月から創設される【フラット35】維持保全型を併用することで、既存住宅購入に係るフラット35の金利引下げ幅が拡充される旨を令和4年4月以降の制度改革事項としてフラット35サイトに掲載し、住宅ローン利用予定者への周知を行った。</p> <p>(住宅関連事業者等に対する取組)</p> <p>○ スムストック販売士研修会（Webセミナー）において、機構から資料「中古住宅の購入に関するフラット35の商品ラインナップ」を提供し、機構の既存住宅関連商品の周知を行った。</p>	

- (一社) リフォーム推進協議会及び(公財) 住宅リフォーム・紛争処理支援センター主催の令和3年度相談窓口担当者講習会においてフラット35リノベ等のチラシを配布し、周知を行った。
 - 令和3年1月に適用したフラット35リノベの制度改正に関して、(一社) 日本木造住宅産業協会の会員あてに説明チラシのデータでの提供を行った。また、㈱リフォーム産業新聞社主催のリフォーム産業フェアにおいて同改正についての周知チラシを配布したほか業界団体会報誌 ((一社) リビングアメニティ協会) に制度改正について掲載いただき、周知を行った。
 - リノベサポートダイヤルにおいて技術関係の照会に対応し、住宅関連事業者等の住宅技術の理解度向上に寄与した。
- (制度・運用の見直し)
- 住宅政策上の必要性及び民間金融機関等のニーズや要望を踏まえ、次の制度見直しの実施を決定した。
 - ① 既存住宅市場を活性化するため、維持保全・維持管理・既存流通に資する住宅を取得する場合にフラット35の借入金利を一定期間引き下げる「フラット35維持保全型」を創設する(令和4年4月から実施)。
 - ② 脱炭素社会の実現に向けた取組を加速させるため、ZEHを対象として金利の引下げ内容を拡充したフラット35S(ZEH)を創設するとともに、フラット35S及びフラット35リノベにおける省エネルギー性の基準を強化する(令和4年10月から実施予定)。
 - ③ より高い水準のバリアフリー性能確保の観点から、既存住宅のフラット35S(Bプラン)のバリアフリー基準

				<p>を強化する（令和4年10月から実施予定）。</p> <p>④ 既存住宅流通市場における妥当な水準として、既存住宅のフラット35S（Aプラン）及びリノベ（Aプラン）の基準を新築住宅のフラット35S（Bプラン）と同等の水準に見直す（令和4年10月から実施予定）。</p>	
<p>③ 二地域居住・移住・子育て等の地域における政策課題の解決に向けた取組について、地方公共団体とより連携を深めるとともに、他府省、政府関係機関、地域金融機関、住生活産業を担う民間事業者、地域住民の団体、NPO等との連携及び協力を強化すること。</p> <p>(定量目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> 中期目標期間中におけるフラット35地域連携型に新たに連携して取り組む地方公共団体数を100団体以上とする。（令和2年度までの累計実績（見込み）：507団体） <p>(指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> フラット35地域連携型のうち子育て支援に資するものの件数 	<p>⑦ 中期目標期間中におけるフラット35地域連携型に新たに連携して取り組む地方公共団体数を100団体以上とすることに加えて情報交換、会議の開催等を通じて地方公共団体とより連携を深め、フラット35地域連携型に新たに連携して取り組む地方公共団体数を20団体以上とするとともに、官公庁、地域金融機関等のステークホルダーとの連携及び協力の強化に努めることで、地方公共団体等が行う地方移住の推進や子育て支援等の住生活に関する施策分野における課題解決に向けた取組を支援する。</p> <p>(定量目標)</p> <p>(指標：フラット35地域連携型のうち子育て支援に資するものの件数)</p>	<p>⑦ 情報交換、会議の開催等を通じて地方公共団体とより連携を深め、フラット35地域連携型に新たに連携して取り組む地方公共団体数を20団体以上とするとともに、官公庁、地域金融機関等のステークホルダーとの連携及び協力の強化に努めることで、地方公共団体等が行う地方移住の推進や子育て支援等の住生活に関する施策分野における課題解決に向けた取組を支援する。</p> <p>(定量目標)</p> <p>(指標：フラット35地域連携型のうち子育て支援に資するものの件数)</p>	<p>次のとおり、情報交換、会議の開催等を通じた地方公共団体との連携深化等、定量目標「フラット35地域連携型に新たに連携して取り組む地方公共団体数」の達成に尽力した結果、実績値は「2. 主要な経年データ」表記載のとおりとなり、定量目標を達成した。また、指標「フラット35地域連携型のうち子育て支援に資するものの件数」は「2. 主要な経年データ」表記載のとおりとなった。</p> <p>(フラット35地域連携型に関する地方公共団体との連携深化)</p> <ul style="list-style-type: none"> フラット35子育て支援型及びフラット35地域活性化型（地方移住支援型を除く。）の利便性を向上させるため、両制度を統合し、参酌基準の廃止等の簡素化を行った。 公営住宅整備事業等担当者連絡会議及び全国都道府県・政令指定都市国交省担当者連絡協議会勉強会においてフラット35地域連携型の周知を行った。 地方公共団体のニーズを踏まえ、地域産材活用及び景観形成に係る地方公共団体の補助事業をフラット35地域連携型で支援する対象事業の分野に加えるとともに、プレスリリースを行った。 栃木県に対して、同県の建替補助事業を対象とするフラット35地域連携型（防災対策）の活用の働きかけを行い、融資対象地域を県内全市町に拡充した。 香川県高松市とのコンパクトシティ推進に関する連携を推進するため、共同で 		

説明会等を実施するとともに、住宅事業者や民間金融機関と連携し、同市との取組の周知活動を実施した。また、機構理事長と高松市長との対談を実施し、対談広告を地元紙に掲載する等、トップセールスを実施した。

(ステークホルダーとの連携・協力強化)

- 地方公共団体、民間企業、独立行政法人等が参加する「住宅団地再生」連絡会議（会長：横浜市）に事務局かつ構成員として参加し、住宅団地再生の手引きの作成に向けて団地再生ワーキングに参加了。
- （一社）全国空き家相談士協会及び（一社）全国不動産コンサルティング協会の不動産セミナー（対面・オンラインのハイブリッド形式）において、機構の空き家活用支援策としてフラット35の各メニューや地方公共団体との連携事例の講演を行った。講演に対しては、全国空き家相談士協会会长より感謝の声をいただいている。
- 内閣府と協働して、内閣府地方創生推進室が全国8ブロックに設置し、各府省庁の支分部局が連絡員となる地方連絡室のうち北海道、東北、北陸・中部、近畿、中国及び九州・沖縄の6ブロックの連絡室員会議において、フラット35地域連携型の周知や地方公共団体との取組事例を共有した。
- （一社）全国地方銀行協会と「コロナ禍における住宅ローンの受理動向、属性等への影響、既融資債権の状況」及び「マンション管理組合向け融資における与信モデル構築」をテーマに機構保有データを活用した意見交換会を行った。

(地域の政策課題解決に向けた取組)

- 地方公共団体のニーズを踏まえ、地域産材活用及び景観形成に係る地方公共団

			<p>体の補助事業をフラット35地域連携型で支援する対象事業の分野に加えるとともに、プレスリリースを行った。【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 機構近畿支店管内において連携している地方公共団体63団体を対象にアンケートを実施し、フラット35地域連携型の実績と地方公共団体の評価の関係等の調査を行い、地方公共団体のニーズ把握と効果測定を行った。 ○ 奈良県橿原市と機構近畿支店で、地方移住定住の推進に関する協定を締結した。協定締結をきっかけとして共同で新聞広告を実施し、橿原市から「広告掲載を引き続き実施していただき、本市補助事業をきっかけとして移住者増加に繋げていきたいと考えます。」という声をいただいた。 ○ 地方公共団体が抱える住まいとまちづくりの政策課題対応を支援するため、金融の手法を活用して解決する手法を学ぶ地方公共団体職員、地域金融機関職員等を対象とした研修を政策研究大学院大学において実施した。研修後のアンケートでは受講者の92.6%が研修に満足と回答したほか、「金融という別の視点・立場から政策を見ることができ、視野が広がった」等の声をいただいた。 ○ 復興庁と機構が連携し、フラット35を活用した移住・空き家対策の周知等を令和2年度から実施しており、令和3年度は復興庁の福島県原発被災地域への移住・定住支援事業の推進に資するため、復興庁・福島県・機構で協議を行い、令和3年7月に創設された福島県原発被災12市町村への移住支援事業（福島県12市町村移住支援金）を対象とするフラット35地域連携型の活用による連携を決定した。連携に当たって福島県と機構による避難地域への移住支援に関する協定を締結し、当該協定の締結式を開催するこ 	
--	--	--	--	--

				<p>とで、両者の連携について広く県民に周知を図るとともに、利用促進を図った。協定式には福島県避難地域復興局長・機構東北支店長が出席し、その様子が地方紙に掲載されるなど制度の周知につながっており、福島県から感謝の言葉をいただいている。</p>	
<p>④ 信用リスクを的確に管理した上で、国民に対して提供するサービスの質を向上させるため審査の迅速化及び高度化に努めるとともに、フラット35の不適正利用事案を踏まえ、適切に対応すること。</p> <p>社会経済情勢に対応した調査研究を行い、民間金融機関等のニーズや要望を踏まえつつ、制度・運用の見直し等を行うこと。</p> <p>自然災害、新型コロナウィルス感染症の拡大等による経済事情の変動に対応し、返済方法の変更等により、住宅ローン利用者の継続的な返済を支援すること。</p>	<p>⑧ 信用リスクを的確に管理した上で、国民に対して提供するサービスの質を向上させるため審査の迅速化及び高度化に努め、民間金融機関から住宅ローン債権の買取申請を受けた日から仮承認の決定をするまでの標準処理期間を3日とし、当該期間内に8割以上を処理する。 (中期計画上の定量目標)</p> <p>⑨ フラット35の不適正利用事案を踏まえ、的確な審査を行うとともに、利用予定者への注意喚起、融資実行後のモニタリング等の必要な措置を行う。</p>	<p>⑧ 信用リスクを的確に管理した上で、国民に対して提供するサービスの質を向上させるため審査の迅速化及び高度化に努め、民間金融機関から住宅ローン債権の買取申請を受けた日から仮承認の決定をするまでの標準処理期間を3日とし、当該期間内に8割以上を処理する。 (中期計画上の定量目標)</p> <p>⑨ フラット35の不適正利用事案を踏まえ、的確な審査を行うとともに、利用予定者への注意喚起、融資実行後のモニタリング等の必要な措置を行う。</p>		<p>次のとおり、審査の迅速化及び高度化等、定量目標「買取審査に係る標準処理期間（3日）内の処理率」の達成に尽力した結果、実績値は「2. 主要な経年データ」表記載のとおりとなり、定量目標を達成した。</p> <p>(信用リスクの的確な管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 仮承認案件の信用コストについて毎月モニタリングを行い、信用リスクを的確に管理した。 <p>(審査の迅速化及び高度化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ フラット35の不適正利用事案の発生を受けて審査に時間を要している中においてもRPAの安定稼働を図り、また、総合オンラインシステムやRPAの新たな機能開発による審査事務処理の効率化を図った。 <p>(的確な審査の実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ フラット35の不適正利用事案の特徴等に該当する申込事案に対して、より慎重な審査を実施した。 <p>(フラット35利用予定者への注意喚起)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ フラット35利用予定者がフラット35の不適正利用に巻き込まれないよう、必要に応じて売買価格等の申込内容を確認する手続及び残高証明書発行希望がない場合における理由の申出手續をフラット35取扱金融機関向け業務マニュアル（令和4年4月版）に定めた。 ○ フラット35の各種マニュアルに定める顧客説明書式に、「居住実態調査の実 	

			<p>施、投資利用など資金使途違反時の注意点、店舗等用途変更時の注意点、虚偽申告による損害の補填」等の項目を追加し、フラット35利用予定者への注意喚起内容を拡充した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 機構ホームページにおいて、フラット35利用予定者の注意喚起（「フラット35の不正利用に巻き込まれないために」）を掲載した。 ○ 令和4年度のフラット35パンフレットにフラット35の不適正利用注意喚起のページを新たに作成した。 <p>(融資実行後のモニタリング等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ フラット35の不適正利用事案の発生を受け、融資実行後の債務者が融資物件に居住していることの調査（居住実態調査）を令和元年度から継続して実施している。令和3年度からは、調査対象を広げる等、取組を強化している。 ○ 居住実態調査に関して、不適正利用目的によらず無届で住所変更を行った債務者に対しては、投資利用目的でない旨の表明保証を求める「表明保証付住所変更届」の提出要請を行った。また、居住実態が確認できなかった債務者については、全額繰上償還請求等の厳格な対処を行った。 ○ 不適正利用の未然防止を推進するため、厳正なペナルティの発動による抑止効果と発生予防策の一段の強化を内容とする不適正利用防止策強化パッケージを策定した。 	
⑩ 社会経済情勢に対応した調査研究を行い、民間金融機関等のニーズや要望を踏まえつつ、制度・運用の見直し等を行う。	⑩ 社会経済情勢に対応した調査研究を行い、民間金融機関等のニーズや要望を踏まえつつ、制度・運用の見直し等を行う。		(調査・研究) <ul style="list-style-type: none"> ○ 証券化支援事業に係る制度・運用の見直し等に資するため、次のとおりフラット35利用者、住宅ローン利用者等及び民間金融機関等への調査を実施し、集計分析を行った。調査結果はプレスリリース等により広く周知を行い、政府機関、シンクタンク等の研究機関、市場関係者 	

、マスメディア等に広く活用されている。

また、公表した資料のほかフラット35利用者に対する調査及び住宅ローン利用者に対する調査については、税制等の検討のため、国土交通省の要請に応じデータを作成した上で提供を行った。

① フラット35利用者調査
フラット35利用者の属性、住宅の概要等について集計分析を実施

② 住宅ローン利用者等の実態調査
住宅ローン利用者の属性・ニーズ等需要実態を把握するため、フラット35を含む住宅ローンの利用者、利用予定者及び借換えでの利用者に対して、利用した住宅ローンの金利タイプや住宅ローン選び等に関する事項についての調査を実施

③ 住宅ローン貸出動向調査
住宅ローンを取り扱う金融機関に対し、住宅ローンの取組姿勢、営業戦略、取扱商品、審査、リスク、証券化の動向等についてアンケート調査を実施

④ 業態別の住宅ローン新規貸出額及び貸出残高の推移
日本銀行や業界団体、民間金融機関等の協力の下、民間金融機関等の業態別の住宅ローン新規貸出額及び貸出残高の推移について調査を実施

○ 調査結果等を活用し、神戸大学金融研究会で「住宅金融市场の動向等について」をテーマに講演を行ったほか、RETIO（春号）、ALIA NEWS（春号）、季報「住宅金融」（夏号・秋号）、木材情報（令和3年度6月号、9月号、12月号及び3月号）への寄稿等を通じて、調査結果等について広く周知を行うことで、住宅市場、住宅ローン利用者、民間金融機関等の動向等について、国民の理解・認識の向上に寄与した。

- 資産評価政策学会において「木造住宅の建物相当部分の経年減価」をテーマに機構職員が資産評価政策学22巻2号（通巻44号）に論文を寄稿した。
 - 不動産市場分析研究会等で住宅・金融市場の動向等について有識者との意見交換を行った。
 - 日本不動産学会・資産評価政策学会2021年度（第37回）秋季全国大会（学術講演会）において、「「雇用都市圏」を踏まえた住宅の住まい方に関する一考察」をテーマに機構職員が発表を行った。
 - 足下の住宅市場等の動向について、調査分析を行いとりまとめた「住宅市場ウォッチ」をほぼ毎週発行し、不動産関連業界団体への提供を行ったほか、機構内において経営層向け説明会を複数回実施した。
- (制度・運用の見直し)
- 住宅政策上の必要性及び民間金融機関等のニーズや要望を踏まえ、次の制度・運用の見直しを実施し、又は実施を決定した。
 - ① フラット35子育て支援型及びフラット35地域活性化型（地方移住支援型を除く。）の利便性を向上させるため、両制度を統合し、参酌基準の廃止等の簡素化を行った。【再掲】
 - ② 災害リスクを踏まえた適切な立地への良質な住宅ストックの形成の観点から、レッドゾーン内において新築住宅の建設又は購入を行う場合はフラット35Sの利用対象から除外した。
 - ③ 既存住宅市場を活性化するため、維持保全・維持管理・既存流通に資する住宅を取得する場合にフラット35の借入金利を一定期間引き下げる「フラット35維持保全型」を創設する（令和4年4月から実施）。【再掲】

- ④ 子育て世代の住宅取得の支援を行う観点から、フラット35地域連携型のうち「子育て支援に関する事業」に該当するものについて、借入金利を一定期間引き下げる期間を拡充する（令和4年4月から実施）。
- ⑤ 脱炭素社会の実現に向けた取組を加速させるため、ZEHを対象として金利の引下げ内容を拡充したフラット35S（ZEH）を創設するとともに、フラット35S及びフラット35リノベにおける省エネルギー性の基準を強化する（令和4年10月から実施予定）。【再掲】
- ⑥ より高い水準のバリアフリー性能確保の観点から、既存住宅のフラット35S（Bプラン）のバリアフリー基準を強化する（令和4年10月から実施予定）。【再掲】
- ⑦ 地震保険における取扱等を踏まえ、免震住宅をフラット35S（Bプラン）から（Aプラン）の対象に変更する（令和4年10月から実施予定）。
- ⑧ 既存住宅流通市場における妥当な水準として、既存住宅のフラット35S（Aプラン）及びリノベ（Aプラン）の基準を新築住宅のフラット35S（Bプラン）と同等の水準に見直す（令和4年10月から実施予定）。【再掲】
- ⑨ 金利パターンの複雑さを軽減し利用者に分かりやすい制度とするため、金利引下げメニューごとにポイントを定め、合計ポイント数に応じて金利引き下げ内容を決定する「ポイント制」を導入する（令和4年10月から実施予定）。
- ⑩ 脱炭素社会の実現に向けた取組を加速させるため、フラット35（新築住宅）における省エネ技術基準を強化する（令和5年4月実施予定）。

	<p>⑪ 自然災害、新型コロナウイルス感染症の拡大等による経済事情の変動に対応し、返済方法の変更等により、住宅ローン利用者の継続的な返済を支援する。</p>	<p>⑪ 自然災害、新型コロナウイルス感染症の拡大等による経済事情の変動に対応し、返済方法の変更等により、住宅ローン利用者の継続的な返済を支援する。</p>	<p>(新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた債務者の住宅ローン返済継続支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響及びこれに伴う金融庁等の政府要請を踏まえ、返済期間の延長や一定期間の返済額の軽減の返済方法変更メニューを用意したほか、団体信用生命保険特約料についても払込期限を猶予する等、返済が困難となった債務者の返済継続を支援する取組を行った。 ○ 上記の取組については、機構ホームページや全国紙、テレビCMを通じて広く周知するとともに、お客さまコールセンター、支店等の窓口において返済が困難となった債務者の相談に丁寧に対応している。 ○ この結果、令和2年3月から令和4年3月までにおける新型コロナウイルス感染症の影響を理由とする買取債権の返済方法変更承認件数（累計）は6,955件、団体信用生命保険特約料の払込期限猶予承認件数（累計）は787件となった。 <p>(自然災害により被災した債務者の住宅ローン返済継続支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和3年7月1日からの大雨等、これまでに発生した自然災害によって被災した債務者に対して、フラット35取扱金融機関、地方公共団体をはじめとする関係機関と緊密に連携しながら返済相談の案内等を行った。自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン（平成27年12月自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン研究会。以下この項目別評定調書において「自然災害ガイドライン」という。）等の概要の周知を行った。 ○ 令和3年度中に自然災害ガイドライン適用の申出があった債権数は3件である 	
--	--	--	--	--

				(新型コロナウイルス感染症を理由とするものを除く。)。	
⑤ 海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るため、関係府省、我が国事業者等と相互に連携を図り、住宅ローン制度の構築・支援に関する協力や相手国の人材育成支援等のコンサルティング業務等を行うとともに、証券化支援事業等を通じて得た知見を活用し、国内外の機関との情報交換や支援に努めること。 (指標) ・国内外の機関との情報交換や支援の回数	⑫ 海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るため、関係府省、我が国事業者等と相互に連携を図り、住宅ローン制度の構築・支援に関する協力や相手国の人材育成支援等のコンサルティング業務等を行うとともに、証券化支援事業等を通じて得た知見を活用し、国内外の機関との情報交換や支援に努める。 (指標：国内外の機関との情報交換や支援の回数)	⑫ 海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るための基本的な方針（平成30年国土交通省告示第1066号）に従い、関係府省、我が国事業者等と連携・協力を図りながら、外国政府に対して住宅融資の審査方法やリスク管理の提案、融資対象住宅の技術基準の提案、住宅金融に関する人材育成支援等のコンサルティング業務等を行うとともに、証券化支援事業等を通じて得た知見を活用し、米国政府抵当金庫をはじめとする国内外の機関との情報交換や支援に努める。 (指標：国内外の機関との情報交換や支援の回数)		<p>次のとおり、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るための基本的な方針（平成30年国土交通省告示第1066号）等に従い、外国政府機関、関係省庁、我が国事業者等との情報交換等を行った。その結果、指標「国内外の機関との情報交換や支援の回数」は「2. 主要な経年データ」表記載のとおりとなった。</p> <p>(外国政府機関等との情報交換等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国際金融公社（I F C）との会議において、グリーンビルディング認証制度（E D G E）の情報交換等を行った。 ○ 欧州住宅金融連合/欧州カバードボンド協議会（E M F / E C B C）の協力要請を受け、フラット35Sの取組に関して情報を提供し、当該レポートが経済協力開発機構（O E C D）の「O E C D H O U S I N G P O L I C Y T O O L K I T - S Y N T H E S I S R E P O R T」の「B R I C K B Y B R I C K : B U I L D I N G B E T T E R H O U S I N G P O L I C I E S」に掲載された。 ○ 米国政府抵当金庫（ジニーメイ）との第3回日米住宅金融円卓会議に参加し、「政策レビュー」、「進化する住宅金融」及び「住宅金融と気候変動」に関して意見交換及び知見の共有を行った。 ○ ロシア連邦住宅都市開発公社（D O M . R F）からの要請を受けて、日本の住宅金融市場に関する講演を行った。 ○ ベトナム農業農村開発銀行からの要請を受けて、日本における住宅金融を活用した住宅の質の向上策に関する講演を行った。 ○ 国際証券化機関連合（I S M M A）会合において、政府保証グリーンボンド発行に関する講演を行った。 	

- マレーシア国立抵当公社（C a g a m a s）に向けて、令和2年度に実施したグリーン住宅金融研修のフォローアップを実施した。
 - 国土交通省住宅局の住宅建築技術国際展開支援事業（補助事業）を活用し、フィリピン共和国住宅開発相互基金（H D M F）及びインドネシア共和国国家貯蓄銀行（B T N）を対象とするW e b会議形式のグリーン住宅金融研修の実施並びにタイ政府住宅銀行（G H B）への研修資料の提供により、各機関との連携の強化及び人材育成を図った。また、H D M Fからの要請により、フィリピン共和国居住都市開発省（D H S U D）及び同国政府関係機関にも研修を実施した。このほか、フィリピン共和国における住宅市場及び住宅金融に関する基礎的調査業務を実施した。
 - 世界銀行東京防災ハブの要請を受け、トルコ共和国環境都市計画気候変動省に住宅耐震改修融資等の機構業務に関する講演を行った。
 - 第3回カンボジア都市開発・不動産開発プラットフォーム会合に参加し、カンボジア王国からの要請を受け、機構業務に関する講演を行った。
- (関係省庁、我が国事業者等との情報交換等)
- (一社)国際建築住宅産業協会（J I B H）、(一社)海外エコシティプロジェクト協議会（J－C O D E）の会議等において、国土交通省住宅局の住宅建築技術国際展開支援事業（補助事業）等に関する情報交換等を行った。J－C O D Eでは、「タイ王国における住宅市場及び住宅金融に関する基礎的調査」について情報提供を行った。
 - 海外の不動産業の情報収集のため、海外不動産業官民ネットワーク（J－N O

			<p>R E) に協力機関として加入し、総会等への参加を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国土交通省主催で（一社）北海道建築技術協会とフィリピン共和国における住宅市場及び住宅金融に関する情報交換を行った。また、フィリピン構造技術者協会、（一社）北海道建築技術協会等が主催するフィリピン共和国における補強コンクリートブロック造の技術基準の策定に関するワークショップにおいて、住宅金融を活用した住宅の質の向上等について講演を行った。 ○ 情報収集のため、国土交通省主催の第3回日ASEANスマートシティ・ネットワークハイレベル会合、カンボジア都市開発セミナーに参加した。 ○ 海外レポート第12号「日米及びアジアの政府系金融機関による新型コロナウイルス（COVID-19）への対応等について」を機構ホームページに公表した。 ○ 我が国事業者向けに国際住宅金融報告会を開催し、「フィリピン共和国における住宅市場及び住宅金融に関する基礎的調査」を報告するとともに、外部講師による「グリーンビルディング認証制度の概要と東南アジアでの利用動向」の説明を行い、我が国事業者等に対して、機構が海外市場調査等を通じて得た知見の共有を行った。 	
--	--	--	--	--

4. その他参考情報

- ・ 令和3年度の証券化支援事業における支出額（決算額）は、予算額の範囲内であるが、買取債権の取得による支出が当初想定に比べて減少したこと等の理由により、予算額からの乖離が生じた（予算額に対する決算額の増減：▲ 7.9%）。

【項目別評定調書】

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-2	住宅融資保険等事業		
業務に関連する政策・施策	政策目標：I 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進 施策目標：1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る 施策目標：2 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する 政策目標：II 良好的な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標：3 総合的なバリアフリー化を推進する	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人住宅金融支援機構法第13条第1項第3号及び第2項第4号
当該項目の重要度、困難度	困難度：「高」（住宅融資保険を活用したリバースモーゲージ型住宅ローンの取扱金融機関の新規参入）	関連する政策評価・行政事業レビュー	該当なし

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ							
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報		指標等		達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	令和3年度	令和4年度
定量目標	リバースモーゲージ型住宅ローン制度の普及に関する啓発活動の実施回数	(計画値)	中期目標期間中に400回以上	—	60回		
		(実績値)	—	—	105回		
		(達成度)	—	—	175.0%		
指標	住宅融資保険を活用したリバースモーゲージ型住宅ローンの取扱金融機関の新規参入	(計画値)	中期目標期間中に20機関以上	—	7機関		
		(実績値)	—	7機関 (令和2年度)	11機関		
		(達成度)	—	—	157.1%		
指標	フラット35に係るつなぎ融資への付保申請件数		—	19,229件 (令和2年度)	17,612件		
	パッケージ融資への付保申請件数		—	52,051件 (令和2年度)	40,889件		
	リバースモーゲージ型住宅ローンへの付保申請件数		—	1,162件 (令和2年度)	1,630件		
	リバース60の認知度		—	—	10.0%		
	買取再販事業者向け融資への付保申請件数		—	187件 (令和2年度)	165件		
② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度			

予算額（百万円）	16,297			
決算額（百万円）	33,192			
経常費用（百万円）	4,150			
経常利益（百万円）	8,016			
行政コスト（百万円）	4,150			
従事人員数（人）	63			

注) 住宅融資保険勘定の計数を記載。予算額、決算額は支出額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
民間金融機関が住宅の建設等に必要な資金を円滑に供給できるようにするとともに、住宅確保要配慮者が家賃債務保証業者による保証を受けやすくなるよう、機構が保険引受という形でリスクを分担して支援する次の取組を行うこと。	民間金融機関が住宅の建設等に必要な資金を円滑に供給できるようにするとともに、住宅確保要配慮者が家賃債務保証業者による保証を受けやすくなるよう、機構が保険引受という形でリスクを分担して支援する次の取組を行う。	民間金融機関が住宅の建設等に必要な資金を円滑に供給できるようにするとともに、住宅確保要配慮者が家賃債務保証業者による保証を受けやすくなるよう、機構が保険引受とい う形でリスクを分担して支援する次の取組を行う。	<評価の視点> ・ 民間金融機関が住宅の建設等に必要な資金を円滑に供給できるようにするとともに、住宅確保要配慮者が家賃債務保証業者による保証を受けやすくなるよう、機構が保険引受とい う形でリスクを分担して支援する次の取組を行う。	<主要な業務実績>	<評定と根拠> 評定：A 根拠：次のとおり、民間金融機関が住宅の建設等に必要な資金を円滑に供給できるようにするとともに、住宅確保要配慮者が家賃債務保証業者による保証を受けやすくなるよう、機構が保険引受とい う形でリスクを分担して支援する取組を実施しており、新型コロナウイルス感染症拡大の影響はありながらも所期の目標を上回る成果が得られてい ると判断し、「A」とした。	評定
① 証券化支援事業等と連動して必要な資金の供給を支援すること。 (指標) ・ フラット3.5に係るつなぎ融資への付保申請件数 ・ パッケージ融資への付保申請件数	① 民間金融機関による資金の融通を円滑にするため、証券化支援事業等と連動して実施する必要がある融資(フラット3.5及び災害復興住宅融資に係るつなぎ融資並びにパッケージ融資)に対する付保を継続して行う。 (指標：フラット3.5に係るつなぎ融資への付保申請件数／パッケージ融	① 民間金融機関による資金の融通を円滑にするため、証券化支援事業等と連動して実施する必要がある融資(フラット3.5及び災害復興住宅融資に係るつなぎ融資並びにパッケージ融資)に対する付保を継続して行う。 (指標：フラット3.5に係るつなぎ融資への付保申請件数／パッケージ融	<評価の視点> ・ リバースモーゲージ型住宅ローン制度の普及に関する啓発活動の実施回数 ・ 住宅融資保険を活用したリバースモーゲージ型住宅ローンの取扱金融機関の新規参入	(つなぎ融資・パッケージ融資への継続的な付保) ○ 住宅融資保険利用金融機関の希望額に応じて住宅融資保険契約を締結するとともに、年度途中における増額申請に対しても迅速に対応し、フラット3.5及び災害復興住宅融資に係るつなぎ融資並びにパッケージ融資に係る住宅融資保険の付保を継続的かつ円滑に行った。その結果、指標「フラット3.5に係るつなぎ融資への付保申請件数」及び「パッケージ融資への付保申請件数」は「2. 主要な経年データ」表記載のとおりとなった。	<評定と根拠> ○ 定量目標のうち「リバースモーゲージ型住宅ローン制度の普及に関する啓発活動の実施回数」については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響下において、活動制限がありながらも、民間金融機関等と連携したエンドユーザー向けの説明会等	

	資への付保申請件数)	資への付保申請件数)	<指標>		を実施することにより、定量目標を大きく上回る
<p>② リバースモーゲージ型住宅ローンによる高齢者の住生活関連資金の供給を支援するとともに、リバースモーゲージ型住宅ローン制度の普及のため、啓発活動を行うこと。</p> <p>(定量目標)</p> <p>イ 中期目標期間中におけるリバースモーゲージ型住宅ローン制度の普及に関する啓発活動の実施回数を400回以上とする。(前中期目標期間実績(見込み) : 346回)</p> <p>ロ 中期目標期間中における住宅融資保険を活用したリバースモーゲージ型住宅ローンの取扱金融機関の新規参入を20機関以上とする。(令和2年度実績(見込み) : 5機関)</p> <p>(指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リバースモーゲージ型住宅ローンへの付保申請件数 ・リ・ベース60の認知度 	<p>② リバースモーゲージ型住宅ローン制度の普及を図るために、中期目標期間の最終年度までに、住宅ローン利用予定者等に対し、住宅ローン利得予定者等に対するリバースモーゲージ型住宅ローン制度の普及に関する啓発活動の実施回数を60回以上とするとともに、民間金融機関に新たにリバースモーゲージ型住宅ローンの取扱いを働きかけ、参入に向けた取組を支援し、住宅融資保険を活用したリバースモーゲージ型住宅ローンの取扱金融機関の新規参入を20機関以上とすること等により、リバースモーゲージ型住宅ローンを利用しやすい環境を整備し、高齢者の住生活関連資金の供給を支援する。</p> <p>(定量目標)</p> <p>(指標 : リバースモーゲージ型住宅ローンへの付保申請件数／リ・ベース60の認知度)</p>	<p>② リバースモーゲージ型住宅ローン制度の普及を図るために、住宅ローン利用予定者等に対するリバースモーゲージ型住宅ローン制度の普及に関する啓発活動の実施回数を60回以上とするとともに、民間金融機関に新たにリバースモーゲージ型住宅ローンへの付保申請件数</p> <p>・リバースモーゲージ型住宅ローンへの付保申請件数</p> <p>・リバースモーゲージ型住宅ローンへの付保申請件数</p> <p>・リ・ベース60の認知度</p> <p>・買取再販事業者向け融資への付保申請件数</p>	<p>次とおり、リバースモーゲージ型住宅ローン制度の普及を図るために、定量目標「リバースモーゲージ型住宅ローン制度の普及に関する啓発活動の実施回数」の達成に尽力した結果、実績値は「2. 主要な経年データ」表記載のとおりとなり、定量目標を上回った。加えて、次のとおり、民間金融機関に新たにリバースモーゲージ型住宅ローンの取扱いを働きかけ、参入に向けた取組を支援し、定量目標「住宅融資保険を活用したリバースモーゲージ型住宅ローンの取扱金融機関の新規参入」の達成に尽力した結果、定量目標を上回った。</p> <p>(リバースモーゲージ型住宅ローン制度の普及に関する啓発活動・認知度向上の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 機構支店等において、地方公共団体へ地域課題における解決策としてリ・ベース60の活用提案や取扱金融機関へ勉強会等を行った。 ○ 広告代理店と連携し、テレビ放送（地上波及びBS放送）、新聞、Webを活用した広域広告による周知を行った。 ○ 新聞広告ではリ・ベース60取扱金融機関の周知を併せて行うことで、住宅ローン利用予定者がリバースモーゲージ型住宅ローンについて取扱金融機関へ相談しやすい環境の整備に努めた。 ○ 東日本大震災等の災害対応を契機に連携を深めた、岩手県釜石市が主催する空き家対策セミナーに参加し、リ・ベース60の商品概要を説明した。 ○ おさまコールセンターにリ・ベース60利用予定者からリ・ベース60取扱金融機関に相談を行った際に的確な受けや回答が得られなかつたといった声をいただく都度、該当金融機関に対し、相談・受付体制の見直し、リ・ベース60 	<p>105回・達成率175.0%で達成した。その結果、指標の「リ・ベース60の認知度」についても徐々に上昇しており、リバースモーゲージ型住宅ローン制度の普及に寄与している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 定量目標のうち「住宅融資保険を活用したリバースモーゲージ型住宅ローンの取扱金融機関の新規参入」については、困難度：高である目標でありながら、個別事情に応じた丁寧なサポートを実施した結果、目標を大幅に上回る11機関・達成率157.1%で達成した。 ○ 各指標については、フラット35の受理減少等の影響を受け、「パッケージ融資への付保申請件数」等において前年度を下回る実績に留まつものの、「リバースモーゲージ型住宅ローンへの付保申請件数」の申請件数は令和2年度に引き続き1,000件超・対前年度比140.3%と増加している。 ○ 上記のとおり、リ・ベース60に関して、年度計画の定量目標をいずれも達成し、令和3年度末におけるリバースモーゲージ型住宅ローンの累計取扱金融機関数は80機関 	

			<p>ホームページへの対応が可能な代表電話番号の掲載、今後の対応が円滑に行われるよう勉強会実施の提案等を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ お客様コールセンターに寄せられた声を分析した結果、「生活資金に使えないか」「自己資金が必要だと思わなかった」といった内容があることを踏まえ、広告等で「生活資金及び投資用物件取得資金には利用できないこと」「担保評価額によっては自己資金が必要になる場合があること」を視認しやすい位置に記載するなどの見直しを行った。 ○ これらの取組の結果、指標「リ・ベース60の認知度」は、8.5%（令和3年4月）、10.0%（令和3年10月）と徐々に向上している。 <p>(住宅融資保険を活用したリバースモーゲージ型住宅ローンの取扱金融機関の新規参入に向けた取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 未参入の地域金融機関等に対して、機構各支店等が商品特性、高齢者ニーズ、活用事例、取扱金融機関の取組状況等を示すことで参入の働きかけを行った。関心を示した地域金融機関等に対しては、機構本支店で連携し、詳細な商品内容説明や金融機関からの照会対応等の継続した取組を行った。 ○ 参入希望のあった地域金融機関等に対して、住宅融資保険契約に必要な手続を案内するとともに、商品設計や運用体制整備に当たっての課題事項の相談、先行事例を基に作成したひな形の提供、地域金融機関等ごとの事務処理要領等作成における調整、住宅融資保険契約申請書類の確認等、円滑な業務開始をサポートした。 ○ (株)青森銀行の新規参入に際して、コロナ災禍にあることを踏まえ、行員向け研修資料として青森銀行の商品性にカスタマイズしたリ・ベース60説明用DVD 	<p>となり、リ・ベース60を取り扱う金融機関の裾野が着実に広がっている。未参入金融機関に対する働きかけや提案、参入希望の金融機関に対する円滑な業務開始に向けたサポート、取扱金融機関に対するフォローアップなど、各民間金融機関の状況やニーズを踏まえた取組を本支店一体で実施したことが成果につながっている。また、地域の政策課題解決に向け、機構支店間連携による取組を実施し、空き家対策を課題とする大分県に対して愛媛県四国中央市との意見交換会を企画とともに、同会において機構の空き家対策の取組を紹介する等、機構の強みであるステークホルダーとのネットワークを活用した取組を実施し、リ・ベース60の活用を通じた地域支援等に取り組んでいる。このような取組の結果、付保申請件数は過去最高件数を記録し、リバースモーゲージ型住宅ローンの普及と高齢者の居住安定支援に大いに貢献している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 調査研究に関して、不動産鑑定士を含む外部コンサルタントを活用し、中古住宅市場におけるリフォーム工事の影響調査・分析を行い、商品改善 	
--	--	--	---	--	--

			<p>を作成し、提供を行うことで、円滑な新規取扱開始を支援した。青森銀行からは、「当行の商品概要に沿ったDVDであり、とてもわかりやすかった」「各店舗において、DVDを活用した勉強会の実施を進めている。行内事情に配慮した対応をしていただき感謝」といった声が寄せられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ (一社) 第二地方銀行協会と、「データからみる60歳からの住宅ローン【リ・ベース60】の活用事例」をテーマに付保申請データに基づく利用実績等の紹介及び意見交換会を行った。 ○ これらの取組の結果、次の民間金融機関等が新規にリ・ベース60の取扱開始を決定した(契約日順及び同日の場合は金融機関コード順)。 <ul style="list-style-type: none"> ① 株青森銀行 ② 株伊予銀行 ③ 株香川銀行 ④ 株北陸銀行 ⑤ 四国労働金庫 ⑥ SBIエステートファイナンス株 ⑦ 株みずほ銀行 ⑧ 福井信用金庫 ⑨ 大分みらい信用金庫 ⑩ 株徳島大正銀行 ⑪ 北海道信用金庫 <p>(リバースモーゲージ型住宅ローンを利用しやすい環境整備に向けた取組)</p> ○ リ・ベース60取扱金融機関の希望額に応じて住宅融資保険契約を締結とともに、年度途中における増額申請に対しても、迅速に対応し、リ・ベース60に係る住宅融資保険の付保を円滑に行つた。 ○ リ・ベース60における債務者死亡時の延滞損害金の取扱いについて、令和4年4月以降の金銭消費貸借抵当権設定契約締結分から見直すこととし、リ・バー 	<p>に繋げた。リフォーム工事による担保価値上昇分の評価については一般的な評価方法が確立しておらず、各金融機関が独自に判断を行っていた状況であったが、機構による調査研究により、一定の評価方法を提示することができた。また、金融ジェロントロジー分野について、大学教授と共同研究を実施するとともに、日本金融ジェロントロジー協会に入会し、高齢者対応について理解を深める取組を進めている。高齢化社会の急速な進展に伴い金融分野におけるジェロントロジー(老年学)の考え方の導入が重要とされており、その中でも身体・認知機能と住宅市場の関係は研究が進んでいない分野であり、機構の取組は先鞭をつけるものとなりうる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ そのほか、買取再販事業者向け融資への着実な付保の実施や家賃債務保証保険業務の実施を通じて、住宅政策上の必要性やニーズを踏まえた制度改正、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた丁寧・迅速な対応、手続の合理化・改善に向けた運用の見直し等、各取組を着実に実施した。 	
--	--	--	---	--	--

				<p>ス 6 0 取扱金融機関に対して事前周知等を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ リ・ベース 6 0 取扱金融機関の営業店に対する勉強会等の実施や日々の推進における疑問点等について丁寧にサポートを行う等、リ・ベース 6 0 の活用に向けた支援を行った。 ○ (一社) 第二地方銀行協会と、「データからみる60歳からの住宅ローン【リ・ベース 6 0】の活用事例」をテーマに付保申請データに基づく利用実績等の紹介及び意見交換会を行った。【再掲】 ○ 機構中国支店管内のリ・ベース 6 0 取扱金融機関が一堂に会する意見交換会を開催し、足下の取組状況や運用面の課題等について情報交換を行った。 ○ これらの取組の結果、指標「リバースモーゲージ型住宅ローンへの付保申請件数」は「2. 主要な経年データ」表記載のとおりとなった。 ○ 民間金融機関等におけるリバースモーゲージは、利用エリアを都市部及び取扱金融機関の営業エリアに限定している商品もあるが、リ・ベース 6 0 は取扱金融機関の増加により全国で利用可能となっている。令和 3 年度におけるリ・ベース 6 0 の付保申請件数のうち、大都市圏（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、愛知県及び大阪府）以外の申込みは 47.9% となり、都市部以外での利活用が進んでいる。 	
③ 既存住宅流通・リフォーム市場の活性化等を図るために、買取再販事業者向け融資等による住宅政策上必要な資金の供給を支援すること。 (指標)	③ 既存住宅流通・リフォーム市場の活性化等を図るために、買取再販事業者向け融資等に係る住宅融資保険の付保を着実に実施する。	③ 既存住宅流通・リフォーム市場の活性化等を図るために、買取再販事業者向け融資等に係る住宅融資保険の付保を着実に実施する。		<p>(買取再販事業者向け融資に係る取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅融資保険利用金融機関からの制度及び手続に関する照会について迅速に対応した。 ○ 円滑な審査事務と手続日数の短縮に資するため、住宅融資保険利用金融機関と機構（業務推進部門と審査部門）との間で必要書類や審査上の目線合わせを実施した。 	

・買取再販事業者向け融資への付保申請件数	(指標：買取再販事業者向け融資への付保申請件数)	(指標：買取再販事業者向け融資への付保申請件数)		<ul style="list-style-type: none"> ○ これらの取組の結果、指標「買取再販事業者向け融資への付保申請件数」は「2. 主要な経年データ」表記載のとおりとなった。 		
④ 住宅確保要配慮者の居住の安定の確保を図るため、信用リスクの管理等を適切に行いつつ、家賃債務保証保険業務を的確に行うこと。	④ 住宅確保要配慮者の居住の安定の確保を図るため、信用リスクの管理等を適切に行いつつ、家賃債務保証保険業務を的確に行う。	④ 住宅確保要配慮者の居住の安定の確保を図るため、信用リスクの管理等を適切に行いつつ、家賃債務保証保険業務を的確に行う。		<ul style="list-style-type: none"> (家賃債務保証保険業務に係る取組) ○ 家賃債務保証保険業務について、参入を検討している事業者からの照会に対して、資料提供等、迅速に対応した。 ○ 大阪府、N P O 法人等により構成される「O s a k a あんしん住まい推進協議会」が主催する居住支援研修会に機構近畿支店職員が講師として参加し、家賃債務保証保険制度等について説明をし、機構制度の周知を行った。 		
⑤ 保険金の支払審査を的確に行うとともに、保険金を支払った債権については民間金融機関と連携しながら的確な回収に努めること。 地域における政策課題の解決に向けた取組について、地方公共団体とより連携を深めるとともに、他府省、政府関係機関、地域金融機関、住生活産業を担う民間事業者、地域住民の団体、N P O 等との連携及び協力を強化すること。 社会経済情勢に対応した調査研究を行い、民間金融機関等のニーズや要望を踏まえつつ	⑤ 保険金の支払審査を的確に行うとともに、保険金を支払った債権については民間金融機関と連携して的確な回収に取り組む。	⑤ 保険金の支払審査を的確に行うとともに、保険金を支払った債権については民間金融機関と連携して的確な回収に取り組む。		<ul style="list-style-type: none"> (的確な保険金支払審査) ○ 保険金の支払審査を迅速かつ的確に行うため、次の取組を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ① 保険金支払審査項目を事前にチェックするシートを活用した迅速な審査の実施 ② 保険金支払請求後の進捗管理データベースの活用により、進捗管理を徹底 ③ 円滑な支払審査を行うため、保険金支払請求前の金融機関からの照会に対して、必要書類・手続を案内 ○ 住宅融資保険利用金融機関のニーズを踏まえ、次の運用の見直しを行った。 <ul style="list-style-type: none"> ① 登記事項証明書について、任意売却による物件処分後の支払請求の場合は再提出を不要とした。 ② リ・バース 6 0 で融資内容を変更する場合に事前協議が必要となる事項を明確化した一覧表を作成した。 ③ リ・バース 6 0 の支払請求時に、融資時の居住確認のために提出する書類として「印鑑証明書」を追加した。 <p>(的確な回収)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ コロナ災禍にあることを踏まえ、住宅融資保険利用金融機関と連携し、債務者に対して丁寧な回収に努めた。 		

<p>、制度・運用の見直し等を行うこと。</p>			<ul style="list-style-type: none"> ○ 事故化した債務者に対する物件処分方法等の意向確認を迅速に行い、一般的に競売よりも債務圧縮効果が高い任意売却を希望される場合は、住宅融資保険利用金融機関と連携し、希望に沿う方針で迅速に対応した。 		
<p>⑥ 情報交換、会議の開催等を通じて地方公共団体とより連携を深めるとともに、官公庁、政府関係機関、地域金融機関、住生活産業を担う民間事業者、地域住民の団体、NPO等との連携及び協力の強化に努めることで、地方公共団体等が行う住生活に関わる施策分野における課題解決に向けた取組を支援する。</p>	<p>⑥ 情報交換、会議の開催等を通じて地方公共団体とより連携を深めるとともに、官公庁、地域金融機関等のステークホルダーとの連携及び協力の強化に努めることで、地方公共団体等が行う住生活に関わる施策分野における課題解決に向けた取組を支援する。</p>		<ul style="list-style-type: none"> (地方公共団体等のステークホルダーとの連携・協力強化) <ul style="list-style-type: none"> ○ 栃木県における耐震化を推進する方策として、隣足利銀行のリ・ベース60（ノンリコース型）導入を支援するとともに、栃木県住宅耐震推進協議会をはじめとした団体に対して幅広く周知を行った。 ○ 機構九州支店・四国支店横断の取組として、大分県の要請を踏まえ、大分県市町村向け空き家対策検討会において愛媛県四国中央市による空き家対策の先導的な取組について、同市建設部建築住宅課空家等対策室長を招聘し、講演を行った。検討会では併せて機構による空き家対策支援としてリ・ベース60の紹介を行っており、具体的な取組事例や業務を行うまでの工夫点等が発表され、参加者から多数の質問が寄せられた。また、四国中央市から「大分県側からも四国中央市の課題である空き家バンクについての示唆をいただくことになり、参加できたことに感謝しております」との声をいただいた。 ○ 東日本大震災等の災害対応を契機に連携を深めた、岩手県釜石市が主催する空き家対策セミナーに参加し、リ・ベース60の商品概要を説明した。【再掲】 ○ (一社)全国空き家相談士協会及び(一社)全国不動産コンサルティング協会の不動産セミナー(対面・オンラインのハイブリッド形式)において、機構の空き家活用支援策としてリ・ベース60の商品概要や活用事例の講演を行った。講 		

				<p>演に対しては、全国空き家相談士協会会長より感謝の声をいただいている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ (一社) 第二地方銀行協会と、「データからみる60歳からの住宅ローン【リ・ベース60】の活用事例」をテーマに付保申請データに基づく利用実績等の紹介及び意見交換会を行った。【再掲】 ○ 大阪府、N P O 法人等により構成される「Osakaあんしん住まい推進協議会」が主催する居住支援研修会に機構近畿支店職員が講師として参加し、家賃債務保証保険制度等について説明をし、機構制度の周知を行った。【再掲】 ○ 地域の課題に対応するため、次の地方公共団体及び地域金融機関と機構近畿支店の三者間で連携協定を締結し、地域の課題解決に向けて地域住民、住宅事業者等向けに三者の取組を案内するパンフレットを作成し、周知を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 大阪市・㈱池田泉州銀行（空き家等対策の推進に関する連携協定） ・ 兵庫県三木市・㈱みなど銀行（三木市における空家等の利活用及び発生抑制に関する連携協定） 	
⑦ 社会経済情勢に対応した調査研究を行い、民間金融機関等のニーズや要望を踏まえつつ、制度・運用の見直し等を行う。	⑦ 社会経済情勢に対応した調査研究を行い、民間金融機関等のニーズや要望を踏まえつつ、制度・運用の見直し等を行う。			<p>(調査・研究)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ リ・ベース60に係る制度・運用の見直し等に資するため、民間金融機関等の協力の下、リバースモーゲージの貸出実績、各行の取組姿勢、資金使途、保証の有無、今後の課題等について調査を実施した。 ○ 高齢者の住宅に関する意識等を調査し、加齢とともに変化する住宅に対する意識やリバースモーゲージの普及等に向けた課題等を分析するために、外部有識者として大学教授に意見を伺いながら、アンケート調査（リ・ベース60の利用意識に関する調査項目を含む。）を実施し、データ分析を共同で開始した。 ○ 上記調査において、近年課題となっている「金融ジェロントロジー」の観点か 	

			<p>ら身体・認知機能の変化と住宅市場との関わりについて分析を行った。日本ではこの観点による研究は進んでいないことを踏まえ、共同研究の成果を季報で共同執筆した。加えて、生活経済学会中部部会第2回研究大会においても「高齢者を中心とした住宅金融支援機構の取組み紹介」をテーマとして当該研究成果等について発表を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「金融ジェロントロジー」分野における知見獲得を目的に、(一社)日本金融ジェロントロジー協会に加入し、同会員の金融機関の取組事例等を収集し、知見を蓄積している。 ○ 日本不動産学会において、リバースモーゲージをテーマとしたシンポジウム（「リバースモーゲージの新展開～現状と普及のための今後の課題～」）が開催され、当シンポジウムの開催に当たり、企画段階から機構が協力し、登壇者やシンポジウム内容の調整を行った。同シンポジウムには、金融機関、事業者、学識経験者等 100名弱の参加があり、リ・バース 60 の活用事例等を踏まえながら発表を行った。 ○ リフォーム工事による資産価値上昇分に関する担保評価手法の検討に当たり、不動産鑑定士を含む外部コンサルを活用して、中古住宅市場におけるリフォーム工事の調査と資産価値上昇効果の分析を行った。 <p>(制度・運用の見直し)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅政策上の必要性及び民間金融機関等のニーズや要望を踏まえ、リ・バース 60 に関して、上記中古住宅市場におけるリフォーム工事の調査・分析の結果を踏まえて、リフォーム工事による資産価値上昇分の担保評価手法を明確化した。 	
--	--	--	--	--

- ・ 令和3年度の住宅融資保険等事業における支出額（決算額）は、他勘定長期貸付金が当初想定に比べて増加したこと等の理由により、予算額からの乖離が大きくなった（予算額に対する決算額の増減：+ 103.7%）。

【項目別評定調書】

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I—3	住宅資金融通等事業		
業務に関連する政策・施策	政策目標：I 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進 施策目標：1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る 施策目標：2 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する 政策目標：II 良好的な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標：3 総合的なバリアフリー化を推進する 政策目標：IV 水害等災害による被害の軽減 施策目標：11 住宅・市街地の防災性を向上する	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人住宅金融支援機構法第13条第1項第5号から第10号まで、第2項第2号、第3号、第5号及び第6号並びに附則第7条第1項第1号及び第2項
当該項目の重要度、困難度	困難度：「高」（マンションすまい・る債を活用するマンション管理組合数）	関連する政策評価・行政事業レビュー	該当なし

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ							
(① 主要なアウトプット（アウトカム）情報							
	指標等		達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
定量目標	マンションすまい・る債を活用するマンション管理組合数	(計画値) (実績値) (達成率)	中期目標期間中に7,200組合以上 — —	— 6,966組合 (前中期目標期間) — 103.3%	1,650組合 1,704組合 — 103.3%		
指標	国が災害対策本部を設置する規模の災害が起きた際の相談等の件数 <small>注 基準値は令和3年度に相談等があった国が災害対策本部を設置する規模の災害に係る令和2年度の実績値</small>		—	8,213件 (令和2年度)	3,991件		
	東日本大震災		—	1,505件 (令和2年度)	917件		
	平成28年熊本地震		—	2,707件 (令和2年度)	842件		
	平成29年7月九州北部豪雨		—	32件 (令和2年度)	16件		
	平成30年7月豪雨		—	978件 (令和2年度)	288件		
	令和元年台風第15号及び台風第19号		—	2,014件	576件		

		(令和2年度)			
令和2年7月豪雨	—	977件 (令和2年度)	1,325件		
令和3年7月1日からの大雨	—	—	27件		
サービス付き高齢者向け賃貸住宅融資の融資承認件数	—	24件 (令和2年度)	12件		

② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算額（百万円）	1,919,374			
決算額（百万円）	1,612,234			
経常費用（百万円）	167,189			
経常利益（百万円）	135,782			
行政コスト（百万円）	167,189			
従事人員数（人）	356			

注) 財形住宅資金貸付勘定、住宅資金貸付等勘定及び既往債権管理勘定を合算した計数を記載。予算額、決算額は支出額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
住宅政策上重要でありながら、民間金融機関だけでは対応が困難な分野への資金の融通を補完するため、丁寧な審査を行いつつ、各地域において地方公共団体、民間金融機関等のステークホルダーとのネットワークを活かし、協働して次の取組を行うこと。 なお、取組に当たっては、民間金融機関等との適切な役割分担に留意すること。	住宅政策上重要でありながら、民間金融機関だけでは対応が困難な分野への資金の融通を補完する住宅資金融通事業については、丁寧な審査を行いつつ、各地域において地方公共団体、民間金融機関等のステークホルダーとのネットワークを活かし、協働して被災した住宅の再建、老朽化したマンションの建替え・改修の促進、密集市街地の解消等に対する融資を着実に実施する。併せて、これらの融資に関しては、民	住宅政策上重要でありながら民間金融機関だけでは対応が困難な分野への資金の融通を補完するため、住宅資金融通事業においては丁寧な審査を行いつつ、各地域において地方公共団体、民間金融機関等のステークホルダーとのネットワークを活かし、協働して被災した住宅の再建、老朽化したマンションの建替え・改修の促進、密集市街地の解消等に対する融資を行うとともに、民間金融機関等の	<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅政策上重要でありながら民間金融機関だけでは対応が困難な分野への資金の融通を補完するための取組を行っているか。 <p><定量目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・マンションすまい・る債を活用するマンション管理組合数 <p><指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国が災害対策本部を設置する規模の災害が起き 	<p><主要な業務実績></p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B 根拠：住宅政策上重要でありながら、民間金融機関だけでは対応が困難な分野への資金の融通を補完するための取組を実施しており、新型コロナウイルス感染症拡大の影響はありながらも所期の目標を達成していると判断し、「B」とした。</p> <p>○ 定量目標である「マンションすまい・る債を活用するマンション管理組合数」については、困難度：高である目標でありながら、マンション管理会社等に対して制度周知・活用促進の取組を行う</p>	<p>評定</p>

	<p>間金融機関等の業務状況を不斷に検証する。</p> <p>また、証券化支援事業及び住宅資金融通等事業を通じて供給される住宅ローンに付随する団体信用生命保険業務、既往債権管理業務及び財形住宅融資業務についても的確に実施する。</p>	<p>業務状況を検証する。</p> <p>また、証券化支援事業及び住宅資金融通等事業を通じて供給される住宅ローンに付隨する団体信用生命保険業務、既往債権管理業務及び財形住宅融資業務についても的確に実施する。</p>	<p>た際の相談等の件数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス付き高齢者向け賃貸住宅融資の融資承認件数 		<p>とともに、取組を通じて集めたニーズを制度改善に繋げる等の取組を行ったことにより、達成率103%で達成している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「国が災害対策本部を設置する規模の災害が起きた際の相談等の件数」については、東日本大震災や平成28年熊本地震に係る相談等の件数が発災後の経過とともに減少しており、全体としては対前年度比48.6%となったものの、いまだ相談等が寄せられており、被災者に寄り添った丁寧な対応に継続して取り組んでいる。また、「サービス付き高齢者向け賃貸住宅融資の融資承認件数」については、対前年度比50.0%と減少しているが、レッドゾーン内における建設融資を利用対象から除外する等、國の方針と連動した融資を実施している。 ○災害復興支援に関して、発災からの経過に伴い相談件数が逓減するなか東日本大震災や平成28年熊本地震からの復興支援に継続的に取り組んだ。令和3年7月1日からの大雨等の全国で発生した自然災害に対して地方公共団体等と連携し、被災者への周知を行うとともに、被災者向けの現地・Web相談会を適時適切
<p>① 東日本大震災はじめとして全国各地で頻発する自然災害からの復興を支援するため、発災時には災害復興住宅融資等を実施するとともに、返済方法の変更等により、被災者の継続的な返済を支援すること。</p> <p>(指標)</p> <p>・国が災害対策本部を設置する規模の災害が起きた際の相談等の件数</p>	<p>① 自然災害からの復興を支援するため、発災時には地方公共団体等と連携して電話、面談等による相談等の被災者支援の業務実施態勢を機動的に構築し、災害復興住宅融資等を実施するとともに、返済方法の変更等により被災者の継続的な返済を支援する。</p> <p>(指標：国が災害対策本部を設置する規模の災害が起きた際の相談等の件数)</p>	<p>① 自然災害からの復興を支援するため、発災時には地方公共団体等と連携して被災地における出張相談のほか電話、インターネットその他の通信手段を活用した相談等の被災者支援の業務実施態勢を機動的に構築した上で災害復興住宅融資等を実施する。</p> <p>(指標：国が災害対策本部を設置する規模の災害が起きた際の相談等の件数)</p>	<p>(災害復興住宅融資等に関する相談対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和3年7月1日からの大雨等、これまでに発生した自然災害による被災者に対して、受託金融機関、地方公共団体をはじめとする関係機関と緊密に連携しながら現地相談会等の開催等により、相談対応を実施した。 ○ コロナ災禍における被災者対応として、面前での相談対応に加え、Web等を活用した非対面での相談対応を行った。 ○ お客さまコールセンターにおいては、被災者の状況を丁寧に聴き取り、それぞれに応じた相談対応を実施した。 ○ これらの取組の結果、指標「国が災害対策本部を設置する規模の災害が起きた際の相談等の件数」は「2. 主要な経年データ」表記載のとおりとなった。 <p>(令和3年7月1日からの大雨に関する対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和3年7月1日からの大雨に関して、発災直後から、地方公共団体、地域金融機関及び静岡県災害対策士業連絡会（事務局：静岡県弁護士会）と連携して、被災者の住宅再建支援に向けた取組を開始した。相談対応に当たっては、地方公共団体、地域金融機関、静岡県弁護士会等に、相談窓口チラシ（災害復興住宅融 		

			<p>資、ご返済、火災保険等の相談窓口等)の提供を行い、関係機関と連携した被災者への周知を行うとともに、静岡県、静岡県熱海市、静岡県災害対策士業連絡会等と連携して被災者向け相談会を開催し、被災者の住宅再建に向けた相談対応を行った。これによる現地相談会は31回となつた。</p> <p>(災害復興住宅融資の申込受付)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害復興住宅融資の申込みを 602件（速報値）受け付け、適切に対応を行った。 ○ 大規模災害の発生を想定し、より柔軟な災害復興住宅融資の申込受付を実現するため、機構各支店等において災害復興住宅融資の受付処理を可能とする体制を整備した。体制整備に当たっては、機構本店職員によるWeb説明会を機構全支店等向けに実施するとともに、機構全支店等の受付処理状況のモニタリング等を実施する等、円滑な受付体制の維持を図った。 	<p>に実施している。また、大規模災害の発生を想定し、機構支店等において災害復興住宅融資の受付処理が可能となる体制を整備するとともに、人材育成に努め、円滑な受付体制の維持を図っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 機構が事務局を務める「マンションの価値向上に資する金融支援の実施協議会」での検討を踏まえ、「大規模修繕の手引き～マンション管理組合が知っておきたい工事・資金計画のポイント～」を作成するとともに、マンション管理組合向け融資市場に民間金融機関の参入を促すため、与信モデルを作成した。全国の地方公共団体、マンション管理士会等へ訪問し、マンションすまい・る債、マンション共用部分リフォーム融資及びMLSをセットで周知を行うことで、高経年マンション対応を支援した。 ○ 地域連携に関しては、愛知県から「愛知県被災住宅・建築物の復旧・復興相談業務マニュアル」の改訂に関して機構東海支店に相談があったことを受けて、機構のステークホルダーとのネットワークを活かし、機構近畿支店を介して、大阪府北部地震の教訓を踏まえて
		<p>② 住宅ローン利用者である被災者の継続的な返済を支援するため、当該被災者の状況に応じた災害特例等による柔軟な条件変更等を行うとともに、必要に応じて自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン（平成27年12月自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン研究会）等の適用を勧奨する等、</p>	<p>(返済相談の実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 機構直接融資を利用する被災者に対して、受託金融機関をはじめとする関係機関と緊密に連携しながら返済相談を行った。返済相談においては、被災者の状況に応じて、自然災害を理由とする返済方法変更（以下この項目別評定調書において「災害特例」という。）や自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン（平成27年12月自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン研究会。以下この項目別評定調書において「自然災害ガイドライン」という。）等の概要を説明、適用の勧奨を行った。 <p>(返済方法変更等の実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和3年4月から令和4年3月までの機構直接融資に係る災害特例適用完了登 	

		適切な措置を講ずる。	<p>録件数は2件（いずれも事業系融資）であり、被災者の返済継続を支援している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和3年度中に自然災害ガイドライン適用の申出があった債権数は3件となつた（新型コロナウイルス感染症を理由とするものを除く。）。 	<p>大阪府が中心になって作成したマニュアルを愛知県に提供するとともに、大阪府担当者の紹介を行う等、機構支店間で連携し、機構の強みであるステークホルダーとのネットワークを活かす取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 旧公庫賃貸住宅融資の賃貸条件制限違反に関する会計検査院不当事項指摘については、その指摘を重く受け止め、実態調査と是正措置を実施しており、指摘のあった物件の9割では正が完了し、残余についても是正に取り組んでいる。また、顧客及び機構内部に対して、再発防止策を講じている。 ○ 新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえ、令和2年度に引き続き返済期間の延長等のメニューを用意する等、顧客に寄り添った丁寧な対応を心がけ、お客さまの返済継続を支援する取組を行った。 ○ 地すべり等関連住宅融資の融資対象に、地方公共団体が行う移転等に係る補助事業を追加する等、地方公共団体等のニーズを踏まえ、制度・運用を適切に見直した。
② 大規模な自然災害への予防を支援するため、地すべり等関連住宅融資等を実施するとともに、地方公共団体、地域金融機関等に対し、自然災害発生に備えた体制整備について的確に支援すること。 安全な住宅・住宅地の形成等の施策の実現に資するよう、耐震改修工事等に対するリフォーム融資を行うこと。	② 大規模な自然災害への予防を支援するため、地すべり等関連住宅融資及び宅地防災工事資金融資を行うとともに、機構の災害復興支援の経験やステークホルダーとのネットワークを活かし、地方公共団体、地域金融機関等に対し、発災時における初期対応の情報提供を行う等、自然災害発生に備えた体制整備について的確に支援する。	③ 大規模な自然災害への予防を支援するため、地すべり等関連住宅融資及び宅地防災工事資金融資について、国、地方公共団体との連携等による周知を行うとともに、機構の災害復興支援の経験やステークホルダーとのネットワークを活かし、地方公共団体、地域金融機関等に対し、発災時における初期対応の情報提供を行う等、自然災害発生に備えた体制整備について的確に支援する。	<p>（自然災害発生に備えた体制整備支援）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中国地方整備局、広島県及び機構中国支店の共催で、広島県内の市町の担当者に、防災・減災のための「移転」に活用できる施策や制度の紹介を行った。機構からは、災害発生時の被害を未然に防ぐための移転支援に関する融資メニューの紹介や、広島県の耐震化補助制度を導入しフラット35地域連携型の活用を始めている広島県廿日市市の取組を紹介したほか、中国地方整備局からは防災集団移転促進事業の制度を紹介する等、災害発生に備えた情報提供を行った。 ○ 南海トラフ地震の発生が予想される東海地方において、発災時に機動的に対応できるようにするため、JA愛知信連と機構東海支店が連携し、定期的に共同で研修を実施している。 ○ 機構北陸支店と北陸財務局、北陸3県の各弁護士会と連携し、民間金融機関向けに自然災害ガイドラインの説明会を開催した。また、非常時の迅速な対応と連携強化を図る観点から、金融機関の融資窓口及びB C P担当窓口を一覧としてまとめ、関係機関での共有を行った。 	<p>（耐震改修リフォーム融資の周知）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 北海道別海町との協力関係を強化し、同町の補助金と機構の耐震改修リフォーム融資を周知するチラシを共同で作成し、同町が主催する町内事業者向け説明会において、制度の説明を行った。 ○ 機構北陸支店の提案により設立された「いしかわ住宅耐震ネットワーク」において実施する住宅耐震化に係る相談会の
	③ 地震に対する安全性の向上を図るために、耐震改修工事に対するリフォーム融資を行う。	④ 地震に対する安全性の向上を図るために、耐震改修工事に対するリフォーム融資を行う。		

			<p>支援を行うとともに、事業者向けDMの送付、業界団体を通じたチラシの配布による地方公共団体の補助制度・機構の耐震改修リフォーム融資制度等の周知を行った。</p> <p>(耐震改修リフォーム融資の申込受付)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ これらの取組の結果、耐震改修リフォーム融資の申込みを29件受け付け、適切に対応を行った。 	
④ 高齢者がバリアフリー工事、ヒートショック対策工事又は耐震改修工事を行う際に住宅ローンが利用できるよう高齢者向け返済特例制度の周知を図り、同制度の活用を促進する。 また、住宅確保要配慮者の居住の安定の確保を図るため、住宅確保要配慮者向け住宅に係るリフォーム融資を行う。	⑤ 高齢者がバリアフリー工事、ヒートショック対策工事又は耐震改修工事を行う際に住宅ローンが利用できるよう高齢者向け返済特例制度の周知を図り、同制度の活用を促進する。 また、住宅確保要配慮者の居住の安定の確保を図るため、住宅確保要配慮者向け住宅に係るリフォーム融資を行う。		<p>(高齢者向け返済特例制度の周知)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ (一社) 日本住宅リフォーム産業協会（J E R C O）の会員に対し、高齢者向け返済特例制度の概要の説明を行った。 ○ (一財) 高齢者住宅財団と共同で制度概要チラシを作成し、機構コールセンターにて問合せをいただいたお客さまに対して送付を行った。 <p>(賃貸住宅リフォーム融資（住宅セーフティネット）の周知)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和3年9月15日・16日及び10月23日に開催された賃貸オーナー向けイベントにて、東京都住宅政策本部と連携し、賃貸住宅リフォーム融資（住宅セーフティネット）の周知チラシを配布した。 <p>(賃貸住宅リフォーム融資（住宅セーフティネット）の申込受付)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ これらの取組の結果、賃貸住宅リフォーム融資（住宅セーフティネット）の申込みを1件受け付け、適切に対応を行った。 	
③ マンションの適切な維持管理や建替え・改修の促進のため、機構がこれまで培ってきたノウハウを活かし、地方公共団体、民間金融機関、マ	⑤ マンションの適切な維持管理や建替え・改修の促進のため、機構がこれまで培ってきたノウハウを活かし、地方公共団体、民間金融機関、マ	⑥ マンションの適切な維持管理や建替え・改修の促進のため、機構がこれまで培ってきたノウハウを活かし、地方公共団体、民間金融機関、マ	<p>(「マンションの価値向上に資する金融支援の実施協議会」の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 機構が事務局として主導し設立した、マンション管理等関係団体、民間金融機関、国・地方公共団体等で構成される「マンションの価値向上に資する金融支援の実施協議会」において、高経年マンシ 	

<p>ンション管理業界団体等と連携した取組を行うとともに、マンション管理組合向け債券であるマンションすまい・る債の発行を通じて修繕積立金の計画的な積立てを支援するほか、マンション共用部分リフォーム融資、まちづくり融資等による建替え等の支援を行うこと。</p> <p>(定量目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> 中期目標期間におけるマンションすまい・る債を活用するマンション管理組合数を7,200組合以上とする。（前中期目標期間実績：6,966組合） 	<p>ンション管理業界団体等と連携した取組を行う。</p>	<p>ンション管理業界団体等と連携した取組を行う。</p>	<p>ヨンの課題に対応するため、次の取組を行った。</p> <p>① 建物規模、築年数等に応じたマンションの平均的な大規模修繕工事費用や今後40年間の修繕積立金負担額等を試算することのできるマンションライフサイクルシミュレーション～長期修繕ナビ～（以下この項目別評定調書において「MLS」という。）について、利用者の照会対応や周知活動を通じて把握した改善要望に基づき、システム改修を行った。また、システム改修に併せて、100戸以上のマンションの大規模修繕工事データを収集・分析し、利用対象となるマンションの範囲の拡充を行った。</p> <p>② マンション管理組合と事業者間の情報の非対称性解消や金融の有用性周知の取組を更に進めるため、管理組合が大規模修繕工事等を円滑に進めるために必要な情報、特に資金計画に関する内容を丁寧に説明することで資金面の不安を少しでも和らげることを目的に「大規模修繕の手引き～マンション管理組合が知っておきたい工事・資金計画のポイント～」の作成を行った。</p> <p>③ マンション管理組合向け融資について、これまで信用リスクの計量化がなされておらず民間金融機関の参入も少ないことから、民間金融機関の参入支援を目的として、適切なリスク管理の参考指標として活用できることを目的にマンション共用部分リフォーム融資の与信モデルを構築した。</p> <p>(地方公共団体等と連携した取組)</p> <p>○ 仙台市の政策課題である分譲マンションの耐震化や適正な維持管理を支援するため、同市の補助事業である分譲マンション管理相談員派遣事業の相談員（マンション管理士等が担当）に対して、ML</p>		
---	-------------------------------	-------------------------------	--	--	--

			<p>Sの操作や結果の見方等を習得するための説明会を行い、管理組合からの相談に活用する体制を構築した。また、マンション関連団体や地方公共団体等、機構が連携して設立した「マンション管理支援ネットワークせんだい・みやぎ」が主催するマンション管理基礎セミナーにおいて、MLSの活用について広く啓発を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 仙台市のほか、地方公共団体の要請に応じ、各地方公共団体主催のセミナーなどでMLSの説明等を行った（東京都、神奈川県、横浜市、東京都町田市及び福岡市）。 ○ 名古屋市等からのマンション共用部分リフォーム融資の金利引下げに関する要望を受け、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）に基づく管理計画認定マンションについて、金利引下げを行うこととした。 【後掲】 ○ 機構理事長が名古屋市住宅都市局長を訪問したことにより名古屋市との高経年マンション対策に関する連携強化が図られ、名古屋市、愛知県マンション管理士会、中部マンション管理組合協議会及び名古屋市住宅供給公社及び機構の5者で「マンション管理の適正化等の推進に関する協定」を締結し、名古屋市によるマンション共用部分リフォーム融資利用者への利子補給制度（最長10年間・最大1%）の創設に繋がった。 ○ 福岡市における高経年マンション再生の課題に関して、福岡市、福岡県マンション管理士会、福岡マンション管理組合連合会、機構等の11団体で連携し、課題・ニーズ等の把握に向けた検討会及びマンション管理セミナーを定期的に行った。また、福岡県、福岡市、福岡県久留米市、北九州市、NPO法人等と共同で作成した「マンション管理の手引き」にマ 	
--	--	--	---	--

			<p>ンション共用部分リフォーム融資・マンションすまい・る債について掲載し、周知を行った。</p>	
⑥ マンションすまい・る債の発行を通じて修繕積立金の計画的な積立てを支援し、中期目標期間中におけるマンションすまい・る債を活用するマンション管理組合数を 7,200組合以上とするとともに、大規模修繕工事等に対するマンション共用部分リフォーム融資を行うことで、マンションの適切な維持管理や改修の促進を図る。 (定量目標)	⑦ 修繕積立金の計画的な積立てを支援するためマンションすまい・る債を発行し、マンションすまい・る債を活用するマンション管理組合数を 1,650組合以上とともに、マンション共用部分リフォーム融資を行うことで、マンションの適切な維持管理や改修の促進を図る。 (定量目標)		<p>次のとおり、マンション・すまい・る債の周知等、定量目標「マンションすまい・る債を活用するマンション管理組合数」の達成に尽力した結果、実績値は「2. 主要な経年データ」表記載のとおりとなり、定量目標を達成した。</p> <p>(マンションすまい・る債の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 主要なマンション管理会社に個別に訪問を行い、把握したニーズを踏まえて、マンションすまい・る債に係る登録内容の変更時に提出いただく「変更届出書」を抜本的に改正した。また、ニーズ把握に併せて、今後予定しているマンションすまい・る債のデジタル化へのニーズの収集を行った。 ○ 募集口数の上限を超える場合の「抽せん制度」を廃止し、応募受付期間中の応募は全て受け付け、応募受付期間中に10万口を超えると応募受付期間を前倒して応募受付を終了する制度に変更した。これにより 8月・9月に総会を開催するマンション管理組合からの応募が増加した。 ○ 従来手書きであった積立申込書をパソコンで作成できるように、エクセルのツールを機構ホームページに掲載した。当該ツールの利用率は7割を超え、記入漏れや誤記も減少した。マンション管理会社からは「フロント担当者の負担軽減に繋がる」との声をいただいた。 ○ マンション管理会社の担当者の制度理解向上を目的として、マンションすまい・る債の手続上の注意点をわかりやすく記載した「管理会社担当者向けハンドブック」を新規に作成し、管理会社訪問時 	

に説明を行った。また、マンション管理会社担当者との勉強会を実施した。マンション管理会社からは「フロント担当者の理解向上に繋がる」との声をいただいた。

- マンション関係業界団体等に対し、令和3年度の応募状況や書式改正等の情報提供を行い、マンションすまい・る債の認知度・理解度の向上に取り組んだ。
- 令和3年度の応募結果等のプレスリリースを実施した。この結果、複数のメディアにおいて記事掲載がなされた。
- マンションすまい・る債を分かりやすく説明した動画を作成し、機構ホームページで公開した。

(マンション共用部分リフォーム融資の周知)

- (特非) 耐震総合安全機構が主開催するマンション耐震セミナーに参加し、マンション共用部分リフォーム融資の制度説明を実施した。
- 「マンションの価値向上に資する金融支援の実施協議会」の取組として、民間金融機関の参入支援を目的として、適切なリスク管理の参考指標として活用できることを目的にマンション共用部分リフォーム融資の与信モデルを構築した。【再掲】
- 名古屋市等からのマンション共用部分リフォーム融資の金利引下げに関する要望を受け、マンションの管理の適正化の推進に関する法律に基づく管理計画認定マンションについて、金利引下げを行うこととした。【後掲】
- 機構理事長が名古屋市住宅都市局長を訪問したことにより名古屋市との高経年マンション対策に関する連携強化が図られ、名古屋市、愛知県マンション管理士会、中部マンション管理組合協議会及び名古屋市住宅供給公社及び機構の5者で

			<p>「マンション管理の適正化等の推進に関する協定」を締結し、名古屋市によるマンション共用部分リフォーム融資利用者への利子補給制度（最長10年間・最大1%）の創設に繋がった。【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 福岡市における高経年マンション再生の課題に関して、福岡市、福岡県マンション管理士会、福岡マンション管理組合連合会、機構等の11団体で連携し、課題・ニーズ等の把握に向けた検討会及びマンション管理セミナーを定期的に行つた。また、福岡県、福岡市、福岡県久留米市、北九州市、NPO法人等と共同で作成した「マンション管理の手引き」にマンション共用部分リフォーム融資・マンションすまい・る債について掲載し、周知を行つた。【再掲】 <p>(マンション共用部分リフォーム融資の申込受付)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ これらの取組の結果、マンション共用部分リフォーム融資の申込みを364件受け付け、適切に対応を行つた。 	
⑦ マンションの建替え等の円滑化を図るため、関係権利者の合意形成や資金計画の策定等の事業支援を行うとともに、民間金融機関では融資が困難な事業初期段階等の局面において、マンション建替え等のプロジェクトに対するまちづくり融資を行う。	⑧ マンションの建替え等の円滑化を図るため、関係権利者の合意形成、資金計画の策定等に関する初期段階からの支援を行うとともに、民間金融機関では融資が困難な事業初期段階等の局面において、マンション建替え等のプロジェクトに対するまちづくり融資を行う。		<p>(マンションの建替え等の円滑化に係る支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 高経年マンションの建替えの促進等の政策を実現するため、事業の初動期段階から支援するまちづくり融資（短期事業資金）及びマンション建替後の高齢者の再取得資金の調達を支援するまちづくり融資（高齢者向け返済特例）について、コンサルタント、デベロッパー、管理組合等に対して周知するとともに、現地相談対応等を行つた。 ○ 昭和30年に竣工し、老朽化・バリアフリー未整備等の課題を抱えた東京都内のマンションについて、事業主体に対してはまちづくり融資（短期事業資金）、区分所有者に対してはまちづくり融資（高齢者返済特例）で支援し、敷地内の高低 	

			<p>差改善・バリアフリーを意識した建替えを実現した。</p> <p>(まちづくり融資の申込受付)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ これらの取組の結果、まちづくり融資の申込みを次のとおり受け付け、適切に対応を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ・ まちづくり融資（短期事業資金）7件 ・ まちづくり融資（高齢者向け返済特例）17件 	
④ 子どもを産み育てやすく良質な住宅や高齢者が健康で安心して暮らせる住宅の整備等の施策の実現に資するよう、災害リスク等を踏まえた適切な立地への良質な住宅ストックの形成の観点に留意しつつ、新技術開発の動向等も踏まえ、省エネルギー性能の高い子育て世帯向け賃貸住宅融資を行うとともにサービス付き高齢者向け賃貸住宅融資を地域の需要や医療・介護サービスの提供体制を踏まえて行うこと。 (指標：サービス付き高齢者向け賃貸)	⑧ 子どもを産み育てやすく良質な住宅や高齢者が健康で安心して暮らせる住宅の整備等の施策の実現に資するよう、災害リスク等を踏まえた適切な立地への良質な住宅ストックの形成の観点に留意しつつ、新技術開発の動向等も踏まえ、省エネルギー性能の高い子育て世帯向け賃貸住宅融資を行うとともにサービス付き高齢者向け賃貸住宅融資を地域の需要や医療・介護サービスの提供体制を踏まえて行う。 (指標：サービス付き高齢者向け賃貸)	⑨ 子どもを産み育てやすく良質な住宅や高齢者が健康で安心して暮らせる住宅の整備等の施策の実現に資するよう、災害リスク等を踏まえた適切な立地への良質な住宅ストックの形成の観点に留意しつつ、新技術開発の動向等も踏まえ、省エネルギー性能の高い子育て世帯向け賃貸住宅融資を行うとともに、サービス付き高齢者向け賃貸住宅融資を地域の需要や医療・介護サービスの提供体制を踏まえて行う。 (指標：サービス付き高齢者向け賃貸)	<p>(子育て世帯向け省エネルギー賃貸住宅融資の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和3年10月に適用した、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づく土砂災害特別警戒区域（以下この項目別評定調書において「レッドゾーン」という。）内において賃貸住宅を建設する場合、子育て世帯向け省エネルギー賃貸住宅融資の利用対象から除外した取扱いについて、チラシを作成し、周知を行った。 ○ 子育て世帯向け賃貸住宅の省エネルギー性能の向上を促進するため、省エネルギー性の基準を強化するとともに、金利引下げ制度を創設することとした（令和4年10月から実施予定）。 ○ 令和4年10月の制度改正に当たり、業界団体会議にて周知を行った。 <p>(子育て世帯向け省エネルギー賃貸住宅融資の申込受付)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ これらの取組の結果、子育て世帯向け省エネルギー賃貸住宅融資の申込みを827件受け付け、適切に対応を行った。 	

・サービス付き高齢者向け賃貸住宅融資の融資承認件数	住宅融資の融資承認件数)	住宅融資の融資承認件数)		(地域の需要等を踏まえたサービス付き高齢者向け賃貸住宅融資の実施) <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の需要等を踏まえた融資物件の運営状況を把握し、経営破綻や返済不能の防止を図るため、施設開設から融資完済までの間、モニタリングを毎年実施している。 ○ 融資期間中における運営事業者の財務状況等をより詳細に把握するため、運営事業者の決算書等を提出する旨の誓約書を借入申込時の提出書類とした。 ○ サービス付き高齢者向け賃貸住宅融資に係る協調融資について、蒲郡信用金庫からの申出を受け、新たに協定締結を行った。 ○ 令和3年10月に適用した、レッドゾーン内において賃貸住宅を建設する場合、サービス付き高齢者向け賃貸住宅融資の利用対象から除外した取扱いについて、チラシを作成し、周知を行った。また、令和4年10月から、浸水被害防止区域についても同様に利用対象外とすることを決定した。 ○ 地域の需要や医療・介護サービスの提供体制を踏まえた融資とするため、国のサービス付き高齢者向け住宅整備事業に係る補助金の交付を受けていることを融資条件に追加することとした（令和4年4月から実施予定）。 ○ サービス付き高齢者向け賃貸住宅融資はプロジェクトファイナンスであり、介護保険サービスの種類、要介護度別の保険限度額等の介護に関する専門知識も必要となることを踏まえ、段階的な業務の機構本店集約を行い、組織としてノウハウを蓄積し、より適確な業務実施体制を整備することとした（令和4年4月から実施）。また、集約に当たっては機構ホームページに集約時期を掲載する等、丁寧な周知を行った。 	
---------------------------	--------------	--------------	--	---	--

				(サービス付き高齢者向け賃貸住宅融資の融資承認件数) ○ これらの取組の結果、指標「サービス付き高齢者向け賃貸住宅融資の融資承認件数」は「2. 主要な経年データ」表記載のとおりとなった。	
⑤ 証券化支援事業及び住宅資金融通等事業の対象となる住宅ローンの利用者が死亡した場合等に相続人に弁済の負担をさせることのないよう、団体信用生命保険業務を的確に行うこと。	⑨ 証券化支援事業及び住宅資金融通等事業の対象となる住宅ローンの利用者が死亡した場合等に相続人に弁済の負担をさせることのないよう、団体信用生命保険業務を的確に行うこと。	⑩ 証券化支援事業及び住宅資金融通等事業の対象となる住宅ローンの利用者が死亡した場合等に相続人に弁済の負担をさせることのないよう、団体信用生命保険業務を的確に行うこと。		(団体信用生命保険業務の的確な実施) ○ 加入者に対する加入継続の取組及び弁済について、次のとおり的確に実施した。 ① 新型コロナウイルス感染症の影響により団体信用生命保険特約料の支払いが一時的に困難となった方に対して、払込期限の猶予を行った（令和2年度392件、令和3年度395件、計787件）。 ② 団体信用生命保険特約料の支払いが遅延している加入者及び団体信用生命保険からの脱退を希望する加入者に対して、加入継続の必要性の案内等を行い、加入継続を勧奨した。 ③ 保険事故発生に伴う保険金弁済を遅滞なく実施した。 (制度・運用の見直し) ○ 加入者からの団体信用生命保険特約料の分割払いの要望に応えるとともに支払方法の多様化を図るため、団体信用生命保険特約料のクレジットカード払いにおいて、従来の年払いに加えて月払いを可能とした。	
⑥ 既往債権管理業務においては、返済困難者に対する返済条件の変更等のきめ細やかな対応により新規の延滞発生の抑制を図るなど、債権管理・回収を的確かつ	⑩ 既往債権管理業務においては、返済困難者に対する返済条件の変更等のきめ細やかな対応により新規の延滞発生の抑制を図るなど、債権管理	⑪ 既往債権管理業務においては、返済困難者に対して積極的にきめ細やかな返済相談を行い返済条件の変更に的確かつ柔軟に対応する等により新規の延滞発生の		(個人系直接融資債権に係る管理回収) ○ きめ細やかな返済相談等を通じて債務者の実情を把握した上で、個別に返済計画の策定等を行い、返済継続に繋げることで新規の延滞発生を抑制した。 ○ 延滞中の債務者に対しては、丁寧なカウンセリングを通じて、延滞の原因や生活状況を詳細に把握した上で、必要に応じて家計の見直しの提案や返済方法変更	

	<p>効率的に行うこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ◦ 廃止前の住宅金融公庫法（昭和25年法律第156号）等に基づく賃貸住宅融資については、借受者等に賃貸条件の制限を遵守させるための取組を継続的に実施すること。 	<p>・回収を的確かつ効率的に行う。</p>	<p>抑制に努めるとともに、長期延滞債権等については、担保不動産の任意売却等により、その削減に取り組む。</p>	<p>の適用により、返済の正常化を支援した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◦ 返済困難者に対しては、中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（平成21年法律第96号）の期限後も、法の趣旨を踏まえ、丁寧な対応に努めた。 ◦ 高齢の債務者の住宅維持・生活維持支援を目的としたリバースモーゲージ型の返済方法変更（シルバー返済特例）について、機構職員自らがきめ細かなカウンセリングを行うことにより、的確かつ柔軟に対応した。 ◦ カウンセリングの結果、返済方法変更等を行っても返済継続が困難である債務者に対しては、競売と比較して一般的に債務圧縮効果の高い任意売却を提案し、生活再建を支援した。 ◦ これらの取組の結果、コロナ災禍にありながら、返済方法変更適用債権の変更後4年経過時点での正常化率は80.54%と高水準で推移した。 <p>(事業者系債権に係る管理回収)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◦ 債権管理業務・自己査定業務の一環として、債務者の財務内容の把握に努めた。 ◦ 3か月以上の延滞債権については、個別債権ごとに実態の把握、措置方針の策定、進捗状況の管理を行った。 ◦ 返済方法変更の適用が終了する債権等に対しては、個別に状況把握を行う等により、返済継続の支援を行った。 	
<p>⑪ 廃止前の住宅金融公庫法（昭和25年法律第156号）等に基づく賃貸住宅融資については、借受者等に賃貸条件の制限を遵守させるための取組</p>	<p>⑫ 廃止前の住宅金融公庫法（昭和25年法律第156号）等に基づく賃貸住宅融資について、借受者等に賃貸条件の制限を遵守させるため、借受者</p>			<p>廃止前の住宅金融公庫法（昭和25年法律第156号）に基づき貸し付けた賃貸住宅融資に關し、借受者であるオーナーが賃借人から礼金や一定以上の敷金を受領しない等の法令上の制限（以下「賃貸条件制限」という。）に違反する状況を会計検査院から指摘されたことを重く受け止め、次のとおり是正等の取組を実施した結果、違反が判</p>	

	を継続的に実施する。	に対する賃貸条件の周知を行うとともに実態調査を実施し、違反が確認された場合は、その是正を働きかける等必要な対応を行う。		明した案件39件のうち35件について是正等の対応が完了し、4件について是正に取り組んでいる。 (借受者に対する賃貸条件制限の周知) <ul style="list-style-type: none">○ 対象となる債権全件の債務者に対して、賃貸条件制限の内容を周知するDMの送付を行った。○ 機構ホームページのトップページの重要なお知らせ欄に賃貸条件制限の内容を掲載し、周知を行った。○ (一社)全国賃貸不動産管理業協会、(公社)全国宅地建物取引業協会連合会及び(公社)全日本不動産協会を訪問し、各会員事業者に対して賃貸条件制限の周知を依頼した。 (賃貸条件制限違反の実態調査) <ul style="list-style-type: none">○ 的確な実態調査の実施を目的として、機構支店担当者向け説明会を実施した。○ 令和3年度においては、30件の実態調査を実施し、実態調査の結果、違反が判明した場合は、直ちに借受者又は不動産管理会社に是正を依頼する等、必要な措置を講じた。 (経営層への報告) <ul style="list-style-type: none">○ 機構支店における実態調査の実施状況のモニタリングを適時行い、半期ごとに取組状況をとりまとめ、役員会に報告を行った。また、当該取組状況はあわせて主務省に報告を行っている。	
⑦ 勤労者の計画的な財産形成を促進するため、財形住宅融資を的確に行うこと。	⑫ 勤労者の計画的な財産形成を促進するため、財形住宅融資を的確に行う。	⑬ 勤労者の計画的な財産形成を促進するため、財形住宅融資を的確に行う。		(財形住宅融資の実施) <ul style="list-style-type: none">○ 子育て世帯及び中小企業の勤労者に対する金利引下げ措置の延長を受け、申込案内に反映した上で、機構ホームページ等で周知を行った。	
⑧ 地域における政策課題の解決に向けた取組について、地方公共団体と	⑬ 情報交換、会議の開催等を通じて地方公共団体とより連携を深めると	⑭ 情報交換、会議の開催等を通じて地方公共団体とより連携を深めると		(地方公共団体等のステークホルダーとの連携・協力強化) <ul style="list-style-type: none">○ 災害に関する取組	

<p>より連携を深めるとともに、他府省、政府関係機関、地域金融機関、住生活産業を担う民間事業者、地域住民の団体、N P O等との連携及び協力を強化すること。</p> <p>社会経済情勢に対応した調査研究を行い、地方公共団体等のニーズや要望を踏まえつつ、制度・運用の見直し等を行うこと。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の拡大等による経済事情の変動に対応し、返済方法の変更等により、住宅ローン利用者の継続的な返済を支援すること。</p>	<p>ともに、官公庁、政府関係機関、地域金融機関、住生活産業を担う民間事業者、地域住民の団体、N P O等との連携及び協力を強化に努めることで、地方公共団体等が行う住生活に関わる施策分野における課題解決に向けた取組を支援する。</p>	<p>ともに、官公庁、地域金融機関等のステークホルダーとの連携及び協力の強化に努めることで、地方公共団体等が行う住生活に関わる施策分野における課題解決に向けた取組を支援する。</p>	<p>① 機構地域業務第一部において、機構と災害協定を締結している地方公共団体が、発災時において機構へどのような協力依頼ができるかをまとめた手引きを作成し、協定締結先地方公共団体に配布・案内を行った。この結果、令和3年7月1日からの大雨等の発災に迅速に対応することができた。</p> <p>② 愛知県から「愛知県被災住宅・建築物の復旧・復興相談業務マニュアル」の改訂に関して機構東海支店に相談があつたことを受けて、機構のステークホルダーとのネットワークを活かし、機構近畿支店を介して、大阪府北部地震の教訓を踏まえて大阪府を中心になって作成したマニュアルを愛知県に提供するとともに、大阪府担当者の紹介を行った。これを踏まえて改訂されたマニュアルは、愛知県下の地方自治体が出席する会議において提示され、併せて同会議において、①の取組を横展開して機構東海支店において作成した手引きを配布・説明を行った。</p> <p>○ 高経年マンション対応に係る取組</p> <p>① (一社) 地方銀行協会における会員行会議において、「マンションの価値向上に資する金融支援の実施協議会」の取組として構築したマンション共用部分リフォーム融資の与信モデルについての意見交換を行った。</p> <p>② 北海道、札幌市、北海道マンション管理組合連合会、北海道マンション管理士会及び機構北海道支店の5団体で、北海道内におけるマンション管理適正化の推進に向けて「マンション管理適正化推進に係る意見交換会」を実施した。参加者からは「政策検討を進めに当たり「金融」は重要なファクターであり、MLSのようなツールは有効」といった機構の取組に対する期待の声が寄せられた。</p>		
--	---	---	---	--	--

- ③ 仙台市の政策課題である分譲マンションの耐震化や適正な維持管理を支援するため、同市の補助事業である分譲マンション管理相談員派遣事業の相談員（マンション管理士等が担当）に対して、MLSの操作や結果の見方等を習得するための説明会を行い、管理組合からの相談に活用する体制を構築した。また、マンション関連団体や地方公共団体等、機構が連携して設立した「マンション管理支援ネットワークせんだい・みやぎ」が主催するマンション管理基礎セミナーにおいて、MLSの活用について広く啓発を行った。【再掲】
- ④ 名古屋市等からのマンション共用部分リフォーム融資の金利引下げに関する要望を受け、マンションの管理の適正化の推進に関する法律に基づく管理計画認定マンションについて、金利引下げを行うこととした。【後掲】
- ⑤ 機構理事長が名古屋市住宅都市局長を訪問したことにより名古屋市との高経年マンション対策に関する連携強化が図られ、名古屋市、愛知県マンション管理士会、中部マンション管理組合協議会及び名古屋市住宅供給公社及び機関の5者で「マンション管理の適正化等の推進に関する協定」を締結し、名古屋市によるマンション共用部分リフォーム融資利用者への利子補給制度（最長10年間・最大1%）の創設に繋がった。【再掲】
- ⑥ 福岡市における高経年マンション再生の課題に関して、福岡市、福岡県マンション管理士会、福岡マンション管理組合連合会、機関等の11団体で連携し、課題・ニーズ等の把握に向けた検討会及びマンション管理セミナーを定期的に行なった。また、福岡県、福岡市、福岡県久留米市、北九州市、NPO

			<p>法人等と共同で作成した「マンション管理の手引き」にマンション共用部分リフォーム融資・マンションすまい・る債について掲載し、周知を行った。</p> <p>【再掲】</p> <p>⑦ このほか、機構各支店等において、全国の主要な地方公共団体に対し、マンション管理適正推進化計画等施策の状況・課題をヒアリングするとともに、機構制度の周知を実施した。また、地域のマンション管理施策を検討する委員会等に委員やオブザーバーとして参画し、機構制度の周知やニーズの収集等を行った（大阪府、仙台市、千葉県、千葉市、横浜市、福岡市及び北九州市）。</p> <p>○ その他</p> <p>① （一社）全国地方銀行協会と、「コロナ禍における住宅ローンの受理動向、属性等への影響、既融資債権の状況」及び「マンション管理組合向け融資における与信モデル構築」をテーマに機構保有データを活用した意見交換会を行った。</p> <p>② 住宅・建築に係る技術的な専門知識を保有する国土交通省国土技術政策総合研究所及び国立研究開発法人建築研究所と、各自の取組等を共有した上で今後の連携及び協力に向けた意見交換を実施した。</p>	
⑯ 社会経済情勢に対応した調査研究を行い、地方公共団体等のニーズや要望を踏まえつつ、制度・運用の見直し等を行う。	⑯ 社会経済情勢に対応した調査研究を行い、地方公共団体等のニーズや要望を踏まえつつ、制度・運用の見直し等を行う。		<p>(調査・研究)</p> <p>○ 民間賃貸住宅の課題を把握するため、外部コンサルタント（㈱ニッセイ基礎研究所）を活用して6つの課題（子育て支援、地方移住、セーフティネット賃貸、コミュニティ醸成、維持管理及び空き家対策）を洗い出し、これらについて知見を有する外部有識者6名との意見交換等により深掘りした分析等を行い、基礎的調査を実施した。</p>	

			<p>(災害復興住宅融資等に関する制度・運用の見直し)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害復興住宅融資の申込受付期限は原則として発災から2年以内であり、特定の災害にあっては特定の日付を期限としていたが、災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条の規定が適用される災害である場合にあっては応急仮設住宅の供与期間の最終日の属する月の末日まで等、国の支援と連動させ、被災地における復旧状況に応じた柔軟な対応を可能とするように見直した。 ○ 災害復興住宅融資における土地先行資金及び中間資金並びに地すべり等関連住宅融資及び宅地防災工事融資における中間資金については約束手形の交付により行っていたが、手形利用のニーズの減少を踏まえ、証書貸付によることとした。 ○ 近年の激甚化・多頻度化する災害に対応するため、地すべり等関連住宅融資の融資対象に特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）に基づく浸水被害防止区域からの移転等の勧告を受けた場合等を追加することとした（令和4年10月から実施予定）。 <p>(リフォーム融資に関する制度・運用の見直し)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ リフォーム融資（高齢者向け返済特例）の対象工事にヒートショック対策工事を追加した。 ○ 賃貸住宅のリフォームによる省エネルギー性能の向上を促進するため、賃貸住宅リフォーム融資の要件の一部を緩和することとした（令和4年10月から実施予定）。 ○ 建築物の省エネ性能向上による脱炭素社会の実現には既存住宅の省エネ改修工事を推進することが重要であるため、独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17年法律第82号）の改正を踏まえ、省エネ 	
--	--	--	---	--

			<p>改修工事に対する融資の創設を予定している。</p> <p>(マンション共用部分リフォーム融資に関する制度・運用の見直し)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン」（令和2年6月国土交通省・経済産業省）に対応した工事を行う場合は、融資金利を耐震改修工事を行う場合と同様に0.2%引き下げるのこととした。 ○ 名古屋市等からのマンション共用部分リフォーム融資の金利引下げに関する要望を受け、マンションの省エネルギー性能の向上促進及び適正な管理計画を有するマンションの普及促進のため、「断熱改修工事」若しくは「省エネ設備等設置工事」を実施する場合又はマンションの管理の適正化の推進に関する法律に基づく管理計画認定マンションについて、マンション共用部分リフォーム融資の金利引下げ対象とすることとした（令和4年10月から実施予定）。 <p>(マンションすまい・る債に関する制度・運用の見直し)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 適切な管理計画を有するマンションの普及を促進するため、管理計画認定を取得した場合、現行のマンションすまい・る債に利率を上乗せすることとした（令和5年度募集分から実施予定）。 ○ 主要なマンション管理会社に個別に訪問を行い、把握したニーズを踏まえて、マンションすまい・る債に係る登録内容の変更時に提出いただく「変更届出書」を抜本的に改正した。【再掲】 ○ 募集口数の上限を超える場合の「抽せん制度」を廃止し、応募受付期間中の応募は全て受け付け、応募受付期間中に10万口を超えると応募受付期間を前倒し 	
--	--	--	--	--

			<p>て応募受付を終了する制度に変更した。</p> <p>【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 従来手書きであった積立申込書をパソコンで作成できるように、エクセルのツールを機構ホームページに掲載した。 【再掲】 <p>(まちづくり融資に関する制度・運用の見直し)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ デベロッパー等の参加組合員が存在する場合でも、施工再建マンションの床を取得する組合員の清算金を返済原資とした融資を可能とした。 <p>(子育て世帯向け省エネルギー賃貸住宅融資に関する制度・運用の見直し)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害リスクを踏まえた適切な立地への良質な住宅ストックの形成の観点から、レッドゾーン内における子育て世帯向け省エネルギー賃貸住宅の建設資金について、融資対象から除外した。 ○ 子育て世帯向け賃貸住宅の建設資金について、省エネルギー性能の向上を促進するため、省エネルギー性の基準を強化するとともに、金利引下げ制度を創設することとした（令和4年10月から実施予定）。 <p>(サービス付き高齢者向け賃貸住宅融資に関する制度・運用の見直し)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害リスクを踏まえた適切な立地への良質な住宅ストックの形成の観点から、レッドゾーン内におけるサービス付き高齢者向け賃貸住宅の建設資金について、融資対象から除外した。 ○ 地域の需要や医療・介護サービスの提供体制を踏まえた融資とするため、国のサービス付き高齢者向け住宅整備事業に係る補助金の交付を受けていることを融資条件に追加することとした（令和4年4月から実施）。 【再掲】 	
--	--	--	--	--

			<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害リスクを踏まえた適切な立地への良質な住宅ストックの形成の観点から、浸水被害防止区域内におけるサービス付き高齢者向け賃貸住宅の建設資金について、融資対象から除外することとした（令和4年10月から実施予定）。 ○ サービス付き高齢者向け賃貸住宅融資はプロジェクトファイナンスであり、介護保険サービスの種類、要介護度別の保険限度額等の介護に関する専門知識も必要となることを踏まえ、段階的な業務の機構本店集約を行い、組織としてノウハウを蓄積し、より適確な業務実施体制を整備することとした（令和4年4月から実施）。【再掲】 	
⑯ 新型コロナウイルス感染症の拡大等による経済事情の変動に対応し、返済方法の変更等により、住宅ローン利用者の継続的な返済を支援する。	⑯ 新型コロナウイルス感染症の拡大等による経済事情の変動に対応し、返済方法の変更等により、住宅ローン利用者の継続的な返済を支援する。		<p>(新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた債務者の住宅ローン返済継続支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響及びこれに伴う金融庁等の政府要請を踏まえ、返済期間の延長や一定期間の返済額の軽減の返済方法変更メニューを用意したほか、団体信用生命保険特約料についても払込期限を猶予する等、返済が困難となった債務者の返済継続を支援する取組を行った。 ○ 上記の取組については、機構ホームページや全国紙、テレビCMを通じて広く周知するとともに、お客さまコールセンター、支店等の窓口において返済が困難となった債務者の相談に丁寧に対応している。 ○ この結果、令和2年3月から令和4年3月までにおける新型コロナウイルス感染症の影響を理由とする個人系直接融資債権の返済方法変更承認件数（累計）は8,164件、事業系融資債権の返済方法変更承認件数（累計）は27件、団体信用生命保険特約料の払込期限猶予承認件数（累計）は787件となった。 	

				○ 令和2年12月1日 начиная新型コロナウイルス感染症の影響で返済が困難となった方に対する自然災害ガイドラインについて、令和4年3月末時点における適用の申出の件数は138件、うち弁済計画が確定した件数は3件（いずれも累計）となった。		
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

- 令和3年度の住宅資金金融通等事業における支出額（決算額）は、予算額の範囲であるが、有価証券（譲渡性預金）の取得による支出が当初想定に比べ減少したこと等の理由により、予算額からの乖離が大きくなった（予算額に対する決算額の増減：▲16.0%）。

【項目別評定調書】

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
II	業務運営の効率化に関する事項
当該項目の重要度、困難度	該当なし 関連する政策評価・行政事業レビュー

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ		評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、 必要な情報
一般管理費（人件費、公租公課、デジタル化関連経費、業務運営上の義務的経費（効率化が困難であると認められるものに限る。）及び特殊要因に基づく経費を除く。）	(計画値)	中期目標期間の最終年度までに令和2年度比2.5%以上削減	—	—	—	—	—	—	
	(実績値)	—	—	▲0.64%	—	—	—	—	
	(達成度)	—	—	—	—	—	—	—	
証券化支援業務に係る毎年度の経费率	(計画値)	中期目標期間の平均0.15%以下	—	—	—	—	—	—	
	(実績値) 上段：単年度	—	0.11% (令和2年度)	0.11%	—	—	—	—	
	下段：中期目標期間平均値	—	0.12% (前中期目標期間)	0.11%	—	—	—	—	
	(達成度)	—	—	—	—	—	—	—	
直接融資業務（既往債権管理勘定の既融資を除く。）に係る毎年度の経费率	(計画値)	中期目標期間の平均0.52%以下	—	—	—	—	—	—	
	(実績値) 上段：単年度	—	0.34% (令和2年度)	0.34%	—	—	—	—	
	下段：中期目標期間平均値	—	0.39% (前中期目標期間)	0.34%	—	—	—	—	
	(達成度)	—	—	—	—	—	—	—	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
(1) 業務改善の取組 「3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するた	1. 業務改善の取組 機構は、「I」国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するた	1. 業務改善の取組 機構は、「I」国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するた	<評価の視点> ・P D C Aサイクルによる取組等を通じて、業務実績・活動の把握や成果の向上	<主要な業務実績>	<評定と根拠> 評定：B 根拠：次のとおり、新型コロナウイルス感染症拡大に対応しつつ、P D C Aサイクルによる取組等を	評定

<p>に示した目標を達成するに当たり、独立行政法人会計基準（令和2年3月26日改訂）を踏まえ、P D C Aサイクルによる取組等を通じて、業務実績・活動の把握や成果の向上に向けた業務の改善及び業務の効率化に取り組むこと。</p>	<p>めとるべき措置」を実施するに当たり、独立行政法人会計基準（令和2年3月26日改訂）を踏まえ、P D C Aサイクルによる取組等を通じて、業務実績・活動の把握や成果の向上に向けた業務の改善及び業務の効率化に取り組む。</p>	<p>めとるべき措置」を実施するに当たり、独立行政法人会計基準（令和2年3月26日改訂）を踏まえ、P D C Aサイクルによる取組等を通じて、業務実績・活動の把握や成果の向上に向けた業務の改善及び業務の効率化に取り組む。</p>	<p>に向けた業務の改善及び業務の効率化に取組を行っているか。 ・目標の達成に向けて事業を実施するため、適切な経営資源の配分に努めているか。 ・調達等合理化計画に基づく取組が着実に実施できているか。</p>	
<p>① 一般管理費（人件費、公租公課、デジタル化関連経費、業務運営上の義務的経費（効率化が困難であると認められるものに限る。）及び特殊要因に基づく経費を除く。）について、令和2年度に比べ、中期目標期間の最終年度までに 2.5%以上削減すること。</p>	<p>① 一般管理費（人件費、公租公課、デジタル化関連経費、業務運営上の義務的経費（効率化が困難であると認められるものに限る。）及び特殊要因に基づく経費を除く。）について、令和2年度に比べ、中期目標期間の最終年度までに 2.5%以上削減すること。</p>	<p>① 一般管理費（人件費、公租公課、デジタル化関連経費、業務運営上の義務的経費（効率化が困難であると認められるものに限る。）及び特殊要因に基づく経費を除く。）について、令和2年度に比べ、中期目標期間の最終年度までに 2.5%以上削減すること。</p>	<p>(一般管理費の削減の取組) ○ 一般管理費について、第四期中期目標期間中に必要となる経費の執行見通しを考慮しつつ、支出実行時に当該支出に係る調達の必要性、実施内容及び数量等の精査等を徹底し、経費の執行に努めた。</p>	<p>通じた業務実績・活動の把握や成果の向上に向けた業務の改善及び業務の効率化に向けた取組、適切な経営資源の配分、調達等合理化計画に基づく取組、役職員の士気を向上させる取組、デジタル化を推進する取組、機構保有データの活用したサービス提供等を実施しており、所期の目標を達成していると判断し、「B」とした。</p>
<p>② 証券化支援業務に係る毎年度の経费率（事務関係費、債券発行関係費等の年度合計額の買い取った住宅ローン等の年間平均買取債権等残高に対する割合をいう。）について、中期目標期間の平均を0.15%以下とす</p>	<p>② 証券化支援業務に係る毎年度の経费率（事務関係費、債券発行関係費等の年度合計額の買い取った住宅ローン等の年間平均買取債権等残高に対する割合をいう。）について、中期目標期間の平均</p>	<p>② 証券化支援業務に係る毎年度の経费率（事務関係費、債券発行関係費等の年度合計額の買い取った住宅ローン等の年間平均買取債権等残高に対する割合をいう。）について、中期目標期間の平均</p>	<p>(証券化支援業務に係る経费率の低減の取組) ○ 証券化支援業務に係る経费率について、支出実行時の当該支出に係る調達の必要性、実施内容及び数量等の精査等を徹底し、経費の執行に努めた。</p>	<p>○ これらの取組の結果、評価対象となる指標「証券化支援業務に係る毎年度の経费率」における令和3年度の実績値は「2. 主要な経年データ」表記載のとおりとなった。</p> <p>○ 定性的な取組においても、次のとおり着実な成果を挙げている。 ① 第四期中期目標達成に向けての取組を着実に進捗させたため、第四期中期目標期間の初年度である令和3年度の取組状況を勘案した体制強化を図るとともに、機構がタグライン</p>

るよう努めること。	を0.15%以下とするよう努める。	を0.15%以下とするよう努める。	<評価対象となる指標>	(直接融資業務に係る経費率の低減の取組) <ul style="list-style-type: none"> ・一般管理費（人件費、公租公課、デジタル化関連経費、業務運営上の義務的経費（効率化が困難であると認められるものに限る。）及び特殊要因に基づく経費を除く。） ・証券化支援業務に係る毎年度の経費率 ・直接融資業務（既往債権管理勘定の既融資を除く。）に係る毎年度の経費率 	として掲げる「住まいのしあわせを、ともにつくる。」存在でありつづけるための経営基盤及び業務基盤の強化に向けた体制を検討した。
③ 直接融資業務（既往債権管理勘定の既融資を除く。）に係る毎年度の経費率（事務関係費、債券発行関係費等の年度合計額の融資した住宅ローンの年間平均貸出債権残高に対する割合をいう。）について、中期目標期間の平均を0.52%以下とするよう努めること。	③ 直接融資業務（既往債権管理勘定の既融資を除く。）に係る毎年度の経費率（事務関係費、債券発行関係費等の年度合計額の融資した住宅ローンの年間平均貸出債権残高に対する割合をいう。）について、中期目標期間の平均を0.52%以下とするよう努める。	③ 直接融資業務（既往債権管理勘定の既融資を除く。）に係る毎年度の経費率（事務関係費、債券発行関係費等の年度合計額の融資した住宅ローンの年間平均貸出債権残高に対する割合をいう。）について、中期目標期間の平均を0.52%以下とするよう努める。	(効果的な組織体制の整備) <ul style="list-style-type: none"> ○ 第四期中期目標達成に向けての取組を着実に進捗させるため、第四期中期目標期間の初年度である令和3年度の取組状況を勘案した体制強化を図るとともに、機構がタグラインとして掲げる「住まいのしあわせを、ともにつくる。」存在でありつづけるための経営基盤及び業務基盤の強化に向けた体制の整備を検討した（令和4年度再編）。 <ul style="list-style-type: none"> ① 債権管理に関する業務ノウハウ集約のため、住宅融資保険部が所管する保険事故後債権管理回収業務を債権管理部に移管し、保険回収グループを新設 ② デジタル化の推進を踏まえ、システム間の整合性を維持しながら一体的にシステム更改等を推進できるように情報システム部に基幹システム統括室を新設 ③ サービス付き高齢者向け賃貸住宅融資に関する業務ノウハウ集約のため、支店等が所管するサービス付き高齢者 	<p>② 政府方針に基づく調達等合理化計画を策定し、その計画に基づき、競争性のない随意契約は、真にやむを得ないものに限り契約する等の取組を行うとともに、令和2年度の同計画について、契約監視委員会による点検を受けている。</p> <p>③ 役職員の士気を向上させ、より効率的な業務の実施につなげるため導入した業績連動型賞与制度を実施した。</p> <p>④ 令和2年度の役職員の給与水準及びその合理性・妥当性について公表した。</p> <p>⑤ デジタル化の推進に向けて副理事長をヘッドとする組織横断的なデジタル化推進プロジェクトチームにおいて、国民、事業者等の負担軽減・利便性向上等に資するデジタル化を推進している。</p> <p>⑥ 機構が保有するデータを活用することにより、MLSの利用対象マンションの拡充及び</p>	
(2) 適切な経営資源の配分 「3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」に示した目標の達成に向けて事業を実施するため、より効果的な組織体制の整備が行われるよう、適切な経営資源の配分に努めること。	2. 適切な経営資源の配分 「I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」を実施するため、適切な経営資源の配分に努め、より効果的な組織体制の整備を行う。	2. 適切な経営資源の配分 「I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」を実施するため、適切な経営資源の配分に努め、より効果的な組織体制の整備を行う。			

				<p>向け賃貸住宅融資の貸付・債権管理業務を事業融資部に集約</p> <p>④ このほか地域連携、高経年マンション対応の推進、デジタル化の推進、フラット35不適正利用事案への対応等の取組の強化を要する業務に係る体制を強化</p>	<p>マンション管理組合融資における与信モデル構築等を行うとともに、関連団体等にデータを活用して機構の取組を周知した。</p> <p>⑦ 効率的かつ効果的な業務運営を行うために不断の見直しを行うべく、組織として重点的に取り組むテーマを定め、全社的にカイゼン活動を実施した。</p>	
(3) 調達方法の見直し 独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施するとともに、その趣旨を踏まえ、契約等の公正性・透明性を確保するよう努めること。	3. 調達方法の見直し 独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施するとともに、その趣旨を踏まえ、契約等の公正性・透明性を確保するよう努める。	3. 調達方法の見直し ① 独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、調達等合理化計画を監事及び外部有識者で構成される契約監視委員会の点検を受けた上で策定・公表する。また、前年度調達等合理化計画に関して、実施状況の自己評価を行い、契約監視委員会の点検を受けた上で公表する。 ② これまで契約監視委員会で点検を受けたことがない類型の競争性のない随意契約について、機構内部に設置する契約審査委員会において随意契約によらざるを得ない理由の事前点検を行うとともに、契約後にその妥当性について契		<p>(令和3年度調達等合理化計画の策定) ○ 令和3年度調達等合理化計画を、契約監視委員会の点検を受けた上で策定し、公表を行った。</p> <p>(令和2年度調達等合理化計画の自己評価) ○ 令和2年度調達等合理化計画に係る実施状況の自己評価を行い、契約監視委員会の点検を受け、公表を行った。</p>	<p>(競争性のない随意契約に係る公正性・透明性確保に向けた取組) ○ 令和3年度調達等合理化計画に基づき、競争性のない随意契約は、真にやむを得ないものに限り契約した。 ○ 公正性及び透明性を確保し、合理的な調達を推進する観点から、これまでに契約監視委員会で点検を受けたことのない類型の競争性のない随意契約を締結する場合は、契約締結前に機構内部に設置する契約審査委員会で契約の妥当性の審査を行った。</p>	

		<p>約監視委員会の点検を受ける。</p> <p>③ 一者応札・応募となった調達案件について、入札に参加しなかった事業者に対するヒアリング等を行った上で改善策を策定し、その妥当性について契約監視委員会の点検を受ける。</p> <p>④ 随意契約について、独立行政法人の随意契約に係る事務について（平成26年10月1日総管査第284号総務省行政管理局長通知）に基づき明確化した随意契約によることができる事由により、公正性・透明性を確保しつつ、合理的な調達を実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 上記の契約については、契約締結後に契約監視委員会の点検を受け、全件において妥当である旨の評価を得た。 <ul style="list-style-type: none"> (一者応札等に係る公正性・透明性確保に向けた取組) ○ 一者応札・応募案件について、資格等級の柔軟な対応、公告期間の延長及び事業者ヒアリング結果の可能な範囲での反映等、公正性・透明性を確保した上で競争性を保つための改善方策を実施した。 ○ 一者応札・応募案件に係る改善方策については、契約監視委員会の点検を受け、機構の取組は妥当である旨の評価を得た。 <p>(公正性・透明性を確保した合理的な調達)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 次のとおり、公正性・透明性を確保した合理的な調達のための取組を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ① 予定価格が10万SDR以上の調達案件（新規の競争性のない随意契約については、10万SDR未満の案件を含む。）は、契約審査委員会において随意契約の理由の妥当性・参加要件の点検等を実施した。 ② 市場価格等の情報を幅広く収集し、適切な予定価格を設定した。 ③ 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）等に基づく諸施策を尊重し、これらを踏まえた取組方針等を調達担当部署の職員に周知した。 ④ 随意契約に関する内部統制の取組として、新規の競争性のない随意契約は契約締結前に契約審査委員会の点検を受けた。 ⑤ 不祥事発生の未然防止の取組として、契約担当部署があらかじめ全ての調達案件を点検するとともに、事務処理マニュアル及びQ&Aの継続的な更新等により周知徹底を行った。 	
--	--	--	---	--

<p>(4) 人件費管理の適正化</p> <p>専門的な金融技術等、多様な金融サービスを適切に提供するためには必要な能力を有する人材を確保し、定着させ、その能力を十分に揮発させることが必要であることに鑑み、国家公務員、民間企業、他の政策金融機関の給与水準等を考慮しつつ独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定）に示された信賞必罰の考え方の下、法人の業務実績や役職員の勤務成績を給与等に反映することにより、役職員の士気を向上させ、より効率的な業務の実施につなげること。</p> <p>また、国民の理解と納得が得られるよう給与水準及びその合理性・妥当性を対外的に公表することにより、透明性の向上に努めること。</p>	<p>4. 人件費管理の適正化</p> <p>① 専門的な金融技術等、多様な金融サービスを適切に提供するために必要な能力を有する人材を確保し、定着させ、その能力を十分に揮発させることが必要であることに鑑み、国家公務員、民間企業、他の政策金融機関の給与水準等を考慮しつつ独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定）に示された信賞必罰の考え方の下、法人の業務実績や役職員の勤務成績を給与等に反映することにより、役職員の士気を向上させ、より効率的な業務の実施につなげる。</p> <p>② 国民の理解と納得が得られるよう給与水準及びその合理性・妥当性を対外的に公表することにより、透明性の向上に努める。</p>	<p>4. 人件費管理の適正化</p> <p>① 専門的な金融技術等、多様な金融サービスを適切に提供するために必要な能力を有する人材を確保し、定着させ、その能力を十分に揮発させることが必要であることに鑑み、国家公務員、民間企業、他の政策金融機関の給与水準等を考慮しつつ独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定）に示された信賞必罰の考え方の下、法人の業務実績や役職員の勤務成績を給与等に反映することにより、役職員の士気を向上させ、より効率的な業務の実施につなげる。</p> <p>② 国民の理解と納得が得られるよう給与水準及びその合理性・妥当性を対外的に公表することにより、透明性の向上に努める。</p>	<p>(業績連動型賞与制度等の実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 独立行政法人通則法及び独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定）の趣旨を踏まえ、役職員の士気を向上させ、より効率的な業務の実施につなげるため、業績連動型賞与制度及び勤務成績に応じた勤勉手当の支給を実施した。 	<p>(給与水準等の公表)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和2年度の役職員の給与水準及びその合理性・妥当性について、機構ホームページで公表を行った。 	
<p>(5) デジタル化の推進</p>	<p>5. デジタル化の推進</p>	<p>5. デジタル化の推進</p>	<p>(I T 基盤の整備)</p>		

<p>機構、委託機関等の業務運営の合理化及び効率化に資するIT基盤の整備を引き続き図るとともに、国民・事業者の負担の軽減・利便性の向上等を目指した取組として、デジタル化を計画的に推進すること。また、金融機関として十分なセキュリティ対策を講じた上で、保有データを活用したサービス提供等に努めること。</p> <p>なお、IT基盤の整備に当たっては、IT技術の高度化に対応し、金融市場で業務を行う機関として必要な水準の確保に努めること。</p>	<p>機構、委託機関等の業務運営の合理化及び効率化を図るため、IT技術の高度化に対応し、金融市場で業務を行う機関として必要な水準を確保したIT基盤の整備を行うとともに、国民・事業者の負担の軽減・利便性の向上等を図る書面・押印・対面手續の見直しに向けたデジタル化を推進するための計画等を作成し、着実に実施する。</p>	<p>① IT技術の高度化に対応し、金融市場で業務を行う機関として必要な水準を確保したIT基盤の整備を行うとともに、国民・事業者の負担の軽減・利便性の向上等を図る書面・押印・対面手續の見直しに向けたデジタル化を推進するための計画等を作成し、着実に実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ IT基盤の整備について、中長期的な情報戦略である第四期情報体系整備計画に従い、実行した。 ○ 次期Wi thシステム（社内LAN・グループウェア用のシステムをいう。）の更改について、計画どおりリリースした。 ○ 業務の中核システムである総合オンラインシステムについて、災害復興住宅融資に係る柔軟性・保守性向上を目的としたアプリケーション構造見直しを計画どおりリリースした。 <p>(デジタル化の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 副理事長をトップとする組織横断的なデジタル化推進プロジェクトチームにて、国民・事業者等の負担の軽減・利便性の向上等を目的としたデジタル化の推進のため、テーマ1（融資手続）・テーマ2（事務のIT化）・テーマ3（債権管理）の分科会ごとに第四期情報体系整備計画等を前提とする取組方針及び線表を作成し、具体的な方向性を定めた。各分科会における検討内容をデジタル化推進プロジェクトチーム全体で議論するとともに、役員会へ報告を行った。 ○ 融資手続等について、Web申請や電子契約等の導入を検討し、令和4年度から予定するシステム開発のため、要件定義等調達に向けた手続を行った。 ○ フラット35における電子金銭消費貸借契約の導入要件及び電磁的保管可能書類を明確化しフラット35取扱金融機関に周知した。 ○ お客さま向け相談のAIチャットボットを機構ホームページ及びフラット35サイトのトップページにて運用を開始した。 ○ 一部のモーゲージバンク、サービス及び機関間での債権管理業務におけるフ 		
--	--	--	--	--	--

			<p>アイル授受でオンラインストレージの運用を開始した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ B to Bで締結する電子契約の利用ルールを整備し、金融機関と機構の契約（住宅ローン債権売買基本契約、住宅融資保険契約及び特定住宅融資保険契約）で電子契約の利用を開始した。 ○ 住宅ローン返済中の手続について、Web申請や電子契約等の導入を検討し、一部の金融機関等と意見交換を実施した。また、デジタル化に向けた業務フローの整流化等に係る委託手続を行った。 ○ 書面提出を求めているお客さまとの手続に関する書面や機構内部の手続に関する書面（2,712件）について見直しを検討し、そのうち約7割を押印不要と整理した。 <p>(機構が保有するデータを活用したサービス提供等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 機構が保有するデータを基に作成した、建物規模、築年数等に応じたマンションの平均的な大規模修繕工事費用や今後40年間の修繕積立金負担額等を試算することのできるマンションライフサイクルシミュレーション～長期修繕ナビ～（以下この項目別評定調書において「MLS」という。）について、利用者の照会対応や周知活動を通じて把握した改善要望に基づき、システム改修を行った。また、システム改修に併せて、100戸以上のマンションの大規模修繕工事データを収集・分析し、利用対象となるマンションの範囲の拡充を行った。 ○ 「マンションの価値向上に資する金融支援の実施協議会」の取組として、民間金融機関の参入支援を目的として、適切なリスク管理の参考指標として活用できることを目的にマンション共用部分リフォーム融資の与信モデルを構築した。 	
--	--	--	--	--

			<ul style="list-style-type: none"> ○ (一社) 全国地方銀行協会と、「コロナ禍における住宅ローンの受理動向、属性等への影響、既融資債権の状況」及び「マンション管理組合向け融資における与信モデル構築」をテーマに機構保有データを活用した意見交換会を行った。 ○ (一社) 第二地方銀行協会と、「データからみる60歳からの住宅ローン【リ・ベース60】の活用事例」をテーマに付保申請データに基づく利用実績等の紹介及び意見交換会を行った。 ○ 内閣府と協働して、内閣府地方創生推進室が全国8ブロックに設置し、各府省庁の支分部局が連絡員となる地方連絡室のうち北海道、東北、北陸・中部、近畿、中国及び九州・沖縄の6ブロックの連絡室員会議において、フラット35地域連携型の周知や地方公共団体との取組事例を共有した。 	
6. カイゼン活動の実施 機構が効率的かつ効果的な業務運営を行うためには、業務に係る不断の見直しが欠かせないことを踏まえ、職員による自発的なカイゼン活動を引き続き奨励する。	6. カイゼン活動の実施 機構が効率的かつ効果的な業務運営を行うためには、業務に係る不断の見直しが欠かせないことを踏まえ、職員による自発的なカイゼン活動を引き続き奨励する。		<p>(カイゼン活動の実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 効率的かつ効果的な業務運営を行うために不断の見直しを行うべく、職員のカイゼン活動を奨励し、次の取組を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ① 各部署に設置したカイゼン活動リーダーとともに活動の推進に取り組んだ。 ② カイゼン大会を実施し、職員の意識向上を図った。 ○ 令和3年度は、事務ミス防止及び事務効率向上を目的として、事務プロセスの自動化、情報管理の向上及び情報共有に有効な情報のデジタル化を推進する取組みを奨励した。これらに加え、令和2年度に引き続き組織余力の確保の観点でのヤメゼン（業務を減らす・なくすカイゼン）を推進した。 ○ カイゼンの好事例を横展開する観点から、次の取組を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ① 全カイゼン事例を掲載したデータベースを共有 	

				② カイゼン活動の定期レポートを発行 及び好事例の全社向け周知を実施 ③ カイゼン大会における優秀事例を紹 介		
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

- 特になし

【項目別評定調書】

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
III	財務内容の改善に関する事項
当該項目の重要度、困難度	該当なし 関連する政策評価・行政事業レビュー

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ		基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、 必要な情報
指標	証券化支援事業における買取債権残高に対するリスク管理債権の残高の比率	1.54% (令和2年度)	1.67%				
	既往債権管理業務におけるリスク管理債権の残高	5,227.3億円 (令和2年度)	4,561.3億円				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
健全な財務内容の維持に努めるとともに、住生活基本計画等で示された機構への政策的な期待・要請に応えるため、必要な経営資源を機動的に投入すること。 リスク管理を徹底し、財務上の必要な措置を講じつつ国庫納付を適切に行うよう努めるとともに、各業務を効果的かつ効率的に行い、その結果として利益が生ずる場合は、その利益を活用して社会経済情勢の変化に対応した業務を試行的に	III 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 健全な財務内容の維持に努めるとともに、住生活基本計画等で示された機構への政策的な期待・要請に応えるため、必要な経営資源を機動的に投入すること。 リスク管理を徹底し、財務上の必要な措置を講じつつ国庫納付を適切に行うよう努めるとともに、各業務を効果的かつ効率的に行い、その結果として利益が生ずる場合は、その利益を活用して社会経済情勢の変化に対応した業務を試行的に	III 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 健全な財務内容の維持に努めるとともに、住生活基本計画等で示された機構への政策的な期待・要請に応えるため、必要な経営資源を機動的に投入すること。 前中期目標期間中に計上した積立金を本中期目標期間に適切に繰り越し、残余があれば期限内に国庫納付を適切に行う。また、リスク管理を徹底するとともに、安定	<評価の視点> ・健全な財務内容の維持に努めるとともに、住生活基本計画等で示された機構への政策的な期待 ・要請に応えるため、必要な経営資源を機動的に投入すること及び政策実施機関として求められる業務への有効活用に努めているか。 ・MBSやSBの発行方針等を積極的に開示するとともに、安定	<主要な業務実績> (健全な財務内容の維持) ○ 第三期中期目標期間終了後の積立金の処分において、各勘定において将来のリスク等に備えるために必要な額を第四期中期目標期間に繰り越した。残余の発生した証券化支援勘定及び財形住宅資金貸付勘定では、それぞれ 772億円及び 114億円の国庫納付を行った。 (政策的な期待・要請に対する経営資源の機動的投入) ○ 第四期中期目標達成に向けての取組を着実に進捗させるため、第四期中期目標期間の初年度である令和3年度の取組状況を勘案した体制強化を図るとともに、機構がタグラインとして掲げる「住まいのしあわせを、ともにつくる。」存在でありつづけるための経営基盤及び業務基	<評定と根拠> 評定：B 根拠：次のとおり、新型コロナウイルス感染症拡大に対応しつつ、健全な財務内容の維持に努めるとともに、必要な経営資源の機動的な投入及び政策実施機関として求められる業務への有効活用、安定的かつ効率的な資金調達、MBS等の発行方針や決算情報等の積極的公開、各種リスクの的確な管理、保有資産等の見直しを実施しており、所期の目標を達成していると判断し、「B」とした。	評定	

<p>実施するなど、政策実施機関として求められる業務に有効に活用すること。</p>	<p>する場合は、その利益を活用して社会経済情勢の変化に対応した業務を試行的に実施するなど、政策実施機関として求められる業務に有効に活用する。</p>	<p>、各業務を効果的かつ効率的に行い、その結果として利益が生ずる場合は、その利益を活用して社会経済情勢の変化に対応した業務を試行的に実施するなど、政策実施機関として求められる業務に有効に活用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各業務を効果的かつ効率的に行い、その結果として利益が生ずる場合は、その利益を活用して社会経済情勢の変化に対応した業務を試行的に実施するなど、政策実施機関として求められる業務に有効に活用する。 	<p>的かつ効率的な資金調達に努めているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構の各種リスクを的確に管理するとともに、リスク管理債権の削減等に努めているか。 ・一定の事業等のまとめごとに決算情報等を公表しているか。 ・保有資産の見直しについて適切に取り組んでいるか。 <p>盤の強化に向けた体制の整備を検討した（令和4年度再編）。【再掲】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 債権管理に関する業務ノウハウ集約のため、住宅融資保険部が所管する保険事故後債権管理回収業務を債権管理部に移管し、保険回収グループを新設 ② デジタル化の推進を踏まえ、システム間の整合性を維持しながら一体的にシステム更改等を推進できるように情報システム部に基幹システム統括室を新設 ③ サービス付き高齢者向け賃貸住宅融資に関する業務ノウハウ集約のため、支店等が所管するサービス付き高齢者向け賃貸住宅融資の貸付・債権管理業務を事業融資部に集約 ④ このほか地域連携、高経年マンション対応の推進、デジタル化の推進、フラット35不適正利用事案への対応等の取組の強化を要する業務に係る体制を強化 <p>(利益の活用)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和3年度から、次の項目について新たに自主財源を活用している。 <ul style="list-style-type: none"> ① フラット35S新築Bプランの金利引下げ ② 家賃債務保証保険の保険料率引下げ ③ 住宅融資保険勘定及び住宅資金貸付等勘定における出資金不足相当額の積立金の活用 ○ フラット35リノベ及びフラット35地域連携型（子育て支援に資するものを除く。）の金利引下げについては、令和2年度に引き続き自主財源を活用している。 ○ 令和4年度から次の項目について新たに自主財源を活用することとした。 <ul style="list-style-type: none"> ① フラット35維持保全型の金利引下げ 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全勘定で当期総利益を計上する等健全な財務内容の維持に取り組み、第三期中期目標期間終了後の積立金処分では証券化支援勘定及び財形住宅資金貸付勘定において国庫納付を行った。 ○ 第四期中期目標期間に向けて機構に期待される役割・要請に応えるため、必要な経営資源を機動的に投入した。 ○ 財務内容の改善の成果を政策実施機関として求められる業務への有効活用に取り組んだ。 ○ MBSやSBの発行方針等を積極的に開示するとともに、安定的かつ効率的な資金調達に取り組んだ。 ○ 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う政府要請に対応した返済継続支援等を実施しながら、モニタリングを通じて機構の各種リスクの的確な管理に取り組んだ。 ○ 一定の事業等のまとめごとに決算情報等を公表した。 ○ 保有資産の必要性を検討し、保有支店事務所の処分を決定した。
---	---	--	--	--

			<p>② フラット3.5融資率9割超（平成22～24年度分）の金利引下げ</p> <p>(投資家への情報発信)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 資産担保証券（以下この項目別評定調書において「MBS」という。）や一般担保債券（以下この項目別評定調書において「SB」という。）の発行方針及び発行計画について、IR活動等を活用し、丁寧な情報発信を行った。 ○ MBSの担保となる住宅ローン債権に係る情報について、機構ホームページで適切に情報提供を行った。 ○ SBについては、投資家の予見性を高め投資計画へ反映しやすくするため、令和2年度に引き続き、翌四半期に予定しているSBの発行月及び発行年限を事前に機構ホームページや情報ベンダーに公表した。 ○ MBSの未償還残高総額の減少による繰上償還（クリーンアップコール）について、年2回の繰上償還（4月及び10月）をマーケットに影響を与えることなく着実に実施した。また、繰上償還を実施する予定のMBSについては、事前に機構ホームページで予定回号等を公表するとともに、IR等においても積極的に情報発信を行った。 ○ コロナ災禍の継続を踏まえ、令和2年度と同様に、投資家説明会に替えて「投資家向け説明資料」を「補足説明付き資料」と併せて公表することで、令和3年度における機構の取組及び令和2年度決算の概要等について的確に情報発信を行った。 <p>(安定的かつ効率的な資金調達)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ MBSについては、コロナ災禍が続く環境下においても、市場環境や主要な経済イベント等を考慮した起債スケジュールの設定や丁寧かつ柔軟な起債運営、I 	
(1) 安定的かつ効率的な資金調達 投資家への情報発信を行うとともに、市場関係者等のニーズを踏まえながら、安定的かつ効率的な市場からの資金調達に努めるものとし、緊急性の高い災害復興住宅融資等の災害対応に係る融資以外は財政融資資金に依存しないこと。	1. 安定的かつ効率的な資金調達 MBSやSB（一般担保債券をいう。）の発行方針及び発行計画並びにMBSの担保となる住宅ローン債権に係る情報を積極的に開示するなど投資家への情報発信を行うとともに、市場関係者等のニーズを踏まえながら安定的かつ効率的な市場からの資金調達に努め、緊急性の高い災害復興住宅融資等の災害対応に係る融資以外は財政融資資金に依存しない。	1. 安定的かつ効率的な資金調達 MBSやSB（一般担保債券をいう。以下同じ。）の発行方針及び発行計画、MBSの担保となる住宅ローン債権に係る情報をホームページ等で積極的に開示する等、投資家への情報発信を行うとともに、市場関係者等のニーズを踏まえながら安定的かつ効率的な市場からの資金調達に努め、緊急性の高い災害復興住宅融資等の災害対応に係る融資以外は財政融資資金に依存しない。		

				<p>Rの取組等により、十分な投資家需要を喚起しながら安定的な起債を実現した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ S Bについては、5年から30年まで、多様な年限での発行を行つた。市場環境や主要な経済イベント等を考慮した起債スケジュールの設定を行うとともに、年限ごとで異なる投資家層を把握し、各年限においてターゲットを明確にした I R活動を実施し、需要喚起、捕捉を着実に行つた。また、需要状況に応じた発行額の増額を行う等、柔軟な起債運営を実施することにより、年度累計で 5,050億円の発行を安定的に行った。 <p>(財政融資資金に依存しない資金調達の実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対応に係る融資以外は財政融資資金に依存することなく安定的に資金を調達した。 	
<p>(2) リスク管理の徹底</p> <p>① 信用リスク、A L Mリスク等を的確に管理することにより、民間金融機関並みのリスク管理の徹底を図ること。また、金融検査マニュアルの廃止を踏まえ将来を見据えたリスク管理に取り組むとともに、外部の知見も活用し、リスク管理の高度化に努めること。</p> <p>なお、既往債権管理勘定においては、財政融資資金の償還を着実に行</p>	<p>2. リスク管理の徹底</p> <p>① 機構内に設置するリスク管理委員会等において、住宅ローン等の事業の特性を踏まえて、機構の各種リスクを的確に管理する。</p> <p>また、各リスクを統合的に管理するため、網羅的なリスクの洗出し、モニタリング指標の設定等を行うとともに、これに基づくモニタリングを行い、認識された課題に適切に対応する。</p>	<p>2. リスク管理の徹底</p> <p>① 機構内に設置するリスク管理委員会等において、住宅ローン等の事業の特性を踏まえて、機構の各種リスクを的確に管理する。</p> <p>また、各リスクを統合的に管理するため、網羅的なリスクの洗出し、モニタリング指標の設定等を行うとともに、これに基づくモニタリングを行い、認識された課題に適切に対応する。</p>	<p>(各リスク管理の P D C Aの実践)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 機構全体における信用リスク、市場リスク、流動性リスク、運用先等信用リスク等を的確に管理するために、機構内に設置した信用リスク管理委員会、A L Mリスク管理委員会等において各リスク管理の P D C Aを実践した。 <p>(統合的リスク管理に関するモニタリング)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各リスクを総体として捉える統合的リスク管理では、統合的リスク管理方針に基づき、個別リスク管理部署と連携しモニタリングを的確に実施し、役員会には、オペレーションリスクを含め各モニタリング指標の状況を毎月報告した。報告に当たっては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等も併せてモニタリングしている。 <p>(リスク量の年次モニタリングの実施)</p>		

	うため、必要な措置を講ずること。			<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和2年度末時点で各ポートフォリオが抱えるリスク量を信用リスク、市場リスク及びオペレーショナルリスクの別に計測した上で、これらを統合的に把握し、合同リスク管理委員会及び役員会に報告した。 <p>(気候変動リスクへの対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 気候変動リスクについて、機構が保有する住宅ローン債権に係る担保物件が気候変動による洪水の増加により被災し毀損した場合に機構が被る損失額（物理的リスク）の計測に着手し、財務への影響の分析を進めている。 	
	② 金融検査マニュアルの廃止を踏まえ将来を見据えたリスク管理に取り組むとともに、外部の知見も活用し、リスク管理の高度化に努める。	② 金融検査マニュアルの廃止を踏まえ将来を見据えたリスク管理に取り組むとともに、外部の知見も活用し、リスク管理の高度化に努める。		<ul style="list-style-type: none"> (貸倒引当方法の見直し) ○ 貸倒引当金の引当方法について、より的確に見積もる方法について会計監査人と議論を進め、財務への影響の分析を進めている。 <p>(リ・ベース60に係る将来収支分析)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ リ・ベース60及び家賃債務保証保険に係る将来収支分析の算定方法について、外部コンサルを活用し、決定した。 ○ 令和3年度決算から将来収支分析を実施するため、関係省令等の改正に係る主務省との協議を行い、省令等の改正とともに、関連規定や算定ツールの整備を行った。 	
	③ 信用リスク等に対応するため、将来のデフォルト発生を適正な水準に抑えるよう与信審査を的確に行うとともに、融資先のデフォルト率、住宅ローン債権の回収率等のモニタリングを行う。	③ 信用リスク等に適切に対応するため、将来のデフォルト発生を適正な水準に抑えるよう与信審査を的確に行う。また、融資先のデフォルト率、住宅ローン債権の回収率等のモニタリング及び信用リスク等の計量化		<ul style="list-style-type: none"> (モニタリングの実施) ○ 信用リスク等に係るモニタリングを四半期ごとに行い、その結果を信用リスク管理委員会及び役員会に報告するとともに的確な与信審査を行った。 ○ 令和2年度末時点で各ポートフォリオが抱えるリスク量を信用リスク、市場リスク及びオペレーショナルリスクの別に計測した上で、これらを統合的に把握し、合同リスク管理委員会及び役員会に報告した。【再掲】 	

		<p>手法の充実を図りつつ、将来の損失発生見通し、必要な信用リスクプレミアム又は保険引受リスクプレミアムの水準等を計測することにより、必要に応じ、金利又は保険料率の見直しを行う。</p>	(信用コスト等の設定等) ○ 令和3年度の債権属性、モニタリング結果等を踏まえ、フラット35買取型、フラット35保証型、住宅融資保険及び機構融資に係る令和4年度の信用コスト等を設定し、審査方針を決定した。	
	<p>④ A LMリスクについては、住宅ローン債権の証券化を進めること等により的確に管理する。 特に、既往債権管理勘定においては、財政融資金の償還を着実に行うため、必要な措置を講ずる。</p>	<p>④ A LMリスクについては、住宅ローン債権の証券化、多様な年限のSBの組合せによる調達に加え、資産及び負債から生じるキャッシュフローの変動に伴う資金需要と新規の資金調達を一体的に管理すること等により適切に対応する。 特に、既往債権管理勘定においては、財政融資金の償還を着実に行うため、SB等による資金の再調達を行う。</p>	(ALMリスクの管理等) ○ A LMリスクに対応するため、証券化支援勘定及び住宅資金貸付等勘定についてストックの資産及び負債から生ずるキャッシュフローの変動に伴い必要となる資金と新規の資金調達を一体的に管理することにより、ストックベースで全体最適となるように年限ごとの資金調達を進めた。 ○ 既往債権管理勘定については、将来において生じる資産と負債のギャップ解消に向けて、SBやシンジケートローンにより資金の再調達を進めた結果、十分な投資家需要を集め、必要な資金を調達した。	
	<p>⑤ 住宅ローン債権の回収業務に係る委託機関の破綻リスクに対応する。</p>	<p>⑤ 住宅ローン債権の回収業務を新たに委託しようとする場合は、当該委託しようとする機関の財務状況、社会的信用、業務遂行能力等について</p>	(モニタリングの実施) ○ 資金調達の状況、ALMリスクの状況等について、四半期ごと等にモニタリングを行い、その結果をALMリスク管理委員会及び役員会で報告した。	(回収業務の委託に係る適切な審査) ○ 住宅ローン債権の回収業務を新たに委託することとなった5機関と契約するサービスに対し、財務状況等について適切な審査を行い、金融機関適合基準等を満たすことを確認した上で業務委託契約等を締結した。

		<p>適切な審査を行う。</p> <p>また、委託機関の経営状況等をモニタリングにより把握し、必要に応じて状況を踏まえた措置を講じる。万一委託機関が破綻した場合には、当該委託機関が受託していた業務の引受けが円滑に行われるよう、引受先の選定、移管等の対応を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ モーゲージバンク及び預金金融機関について、破綻の兆候がないか等を確認するために経営状況等をモニタリングし、内部委員会で審議した。なお、委託先が破綻する事態は発生していない。 	
② 的確な債権管理業務を行うことにより、とりわけ機構における財務上の影響が大きい証券化支援事業及び既往債権管理業務においては、その管理を徹底すること。	⑥ 新型コロナウイルス感染症の拡大等による経済事情の変動やこれらに関する政府方針等に十分留意し、債務者に寄り添った丁寧な対応を行い、一つ的確に債権管理業務を行う。また、新型コロナウイルス感染症の拡大等による経済事情の変動が収束し、政府方針等の要請による柔軟な条件変更等を行う必要がないと認められる場合は、年度計画においてリスク管理債権に関する定量目標を設定し、リスク管理債権の抑制に努める。	<p>⑥ 新型コロナウイルス感染症の拡大等による経済事情の変動やこれらに関する政府方針等に十分留意し、債務者に寄り添った丁寧な対応を行い、一つ的確に債権管理業務を行う。</p> <p>(指標：証券化支援事業における買取債権残高に対するリスク管理債権の残高の比率／既往債権管理業務におけるリスク管理債権の残高)</p>	<p>(新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた債務者の住宅ローン返済継続支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響及びこれに伴う金融庁等の政府要請を踏まえ、返済期間の延長や一定期間の返済額の軽減の返済方法変更メニューを用意したほか、団体信用生命保険特約料についても払込期限を猶予する等、返済が困難となった債務者の返済継続を支援する取組を行った。 ○ 上記の取組については、機構ホームページや全国紙、テレビCMを通じて広く周知するとともに、お客さまセンター、支店等の窓口において返済が困難となった債務者の相談に丁寧に対応している。 ○ この結果、令和2年3月から令和4年3月までにおける新型コロナウイルス感染症の影響を理由とする買取債権の返済方法変更承認件数（累計）は6,955件、個人系直接融資債権の返済方法変更承認件数（累計）は8,164件、事業系融資債権の返済方法変更承認件数（累計）は27件、団体信用生命保険特約料の払込期限 	

<p>済事情の変動が収束し、政府方針等の要請による柔軟な条件変更等を行う必要がないと認められる場合は、年度計画においてリスク管理債権に関する定量目標を設定し、リスク管理債権の抑制に努めること。</p> <p>(指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 証券化支援事業における買取債権残高に対するリスク管理債権の残高の比率 ・ 既往債権管理業務におけるリスク管理債権の残高 	<p>(指標：証券化支援事業における買取債権残高に対するリスク管理債権の残高の比率／既往債権管理業務におけるリスク管理債権の残高)</p>		<p>猶予承認件数（累計）は 787件となった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和 2 年 12 月 1 日に開始した新型コロナウイルス感染症の影響で返済が困難となつた方に対する自然災害を理由とする返済方法変更や自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン（平成 27 年 12 月自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン研究会）について、令和 4 年 3 月末時点における適用の申出の件数は 138 件、うち弁済計画が確定した件数は 3 件（いずれも累計）となつた。 ○ これらの取組の結果、指標「証券化支援事業における買取債権残高に対するリスク管理債権の残高の比率」及び「既往債権管理業務におけるリスク管理債権の残高」は「2. 主要な経年データ」表記載のとおりとなつた。 	
	<p>⑦ 旧財団法人公庫住宅融資保証協会から承継した独立行政法人福祉医療機構及び沖縄振興開発金融公庫が有する債権の保証を的確に行うとともに、保証債務を履行した後の求償権の管理回収を行う。</p>	<p>⑦ 旧財団法人公庫住宅融資保証協会から承継した独立行政法人福祉医療機構及び沖縄振興開発金融公庫が有する債権の保証を的確に行うとともに、保証債務を履行した後の求償権の管理回収を行う。</p>	<p>(旧保証協会業務の実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 独立行政法人福祉医療機構及び沖縄振興開発金融公庫から保証債務履行請求のあった債権について、その履行を適切に行つた。また、履行後に取得した求償権については、債権回収会社への業務委託等により回収を図つた。 	
<p>(3) 決算情報・セグメント情報の公表 財務内容等の透明性を確保し、機構の活動内容を国民に対して分かりやすく示し、理解促進を図る観点から、一定の事業等のまとまりごとに決算情報・セグメ</p>	<p>3. 決算情報・セグメント情報の公表 財務内容等の透明性を確保し、機構の活動内容を国民に対して分かりやすく示し、理解促進を図る観点から、一定の事業等のまとまりごとに決算情報・セグメ</p>	<p>3. 決算情報・セグメント情報の公表 財務内容等の透明性を確保し、機構の活動内容を国民に対して分かりやすく示し、理解促進を図る観点から、一定の事業等のまとまりごとに決算情報・セグメ</p>	<p>(決算情報等の公表)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和 2 年度決算を勘定別、一定の事業等のまとまりごとに決算情報を機構ホームページにて公表した。 ○ 令和 2 年度の決算内容に関して、統合報告書において分かりやすく公表した。 	

ント情報を公表すること。	ント情報を公表すること。	ント情報を公表すること。		
(4) 保有資産の見直し 保有資産については、保有の必要性について不断の見直しを行うこと。	4. 保有資産の見直し 保有資産については、保有の必要性について不断の見直しを行う。 5. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 ① 予算 別表1のとおり ② 収支計画 別表2のとおり ③ 資金計画 別表3のとおり	4. 保有資産の見直し 保有資産については、保有の必要性について不断の見直しを行う。 5. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 ① 予算 別表1のとおり ② 収支計画 別表2のとおり ③ 資金計画 別表3のとおり	(保有資産の見直し) ○ 機構北海道支店、機構東北支店、機構近畿支店及び機構中国支店の保有支店事務所について、賃借ビルに移転し、移転後は、当該保有支店事務所を処分することを決定した。 —	
IV 短期借入金の限度額 (1) 短期借入金の限度額 15,000億円 (2) 想定される理由 ① 予見し難い事由による一時的な資金の不足に対応するための短期借入金 ② 機構が行う業務の円滑な実施に資するための短期借入金	IV 短期借入金の限度額 (1) 短期借入金の限度額 15,000億円 (2) 想定される理由 ① 予見し難い事由による一時的な資金の不足に対応するための短期借入金 ② 機構が行う業務の円滑な実施に資するための短期借入金	(短期借入金の実績) ○ 令和3年度における短期借入金の実績はない。		
IV-2 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 該当なし。	IV-2 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 該当なし。	該当なし。		

	V IV-2に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画該当なし。	V IV-2に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画該当なし。		該当なし。	
	VI 剰余金の使途 決算において剰余金が発生したときは、業務の充実、広報活動の充実、職員の研修機会の充実等に充てる。	VI 剰余金の使途 決算において剰余金が発生したときは、業務の充実、広報活動の充実、職員の研修機会の充実等に充てる。		実績なし。	

4. その他参考情報

- 特になし

【項目別評定調書】

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
IV	その他業務運営に関する重要事項
当該項目の重要度、困難度	該当なし 関連する政策評価・行政事業レビュー

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ		評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、 必要な情報
(計画値)	(実績値)								
			—	—	—				
			—	—	—				
			—	—	—				

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1. 施設及び設備に関する計画 該当なし。	VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1. 施設及び設備に関する計画 該当なし。	<評価の視点> ・その他業務運営に関する重 要事項について、掲げられ た目標達成に努めているか 。	<主要な業務実績> 該当なし。 (適正な人員の配置) ○ 住生活基本計画等に基づく施策の実現 への貢献並びに第四期中期目標・中期計 画及び年度計画の着実な達成を目指し、 政策実施機能の最大化に向けた適正な人 員の配置を行った。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：次のとおり、新型コ ロナウイルス感染症拡大 に対応しつつ、中期目標 上指示された事項につい て、所期の目標を達成し ていると判断し、「B」 とした。 (積立金の取扱い) ○ 主務大臣の承認を受けた「前中期目標 期間繰越積立金」について、令和3年 度においては、団体信用生命保険等業務 の運営や第三期中期目標期間までに取得 した固定資産の減価償却に要する費用等	評定	
2. 人事に関する計 画 住生活基本計画等 の政府方針に基づく 施策の実現に貢献し 、社会から期待され る役割を果たすため 、適正な人員の配置 を行う。	2. 人事に関する計 画 住生活基本計画等 の政府方針に基づく 施策の実現に貢献し 、社会から期待され る役割を果たすため 、適正な人員の配置 を行う。					
3. 独立行政法人住 宅金融支援機構法第 18条第1項に規定す る積立金の使途 独立行政法人住宅 金融支援機構法（平	3. 独立行政法人住 宅金融支援機構法第 18条第1項に規定す る積立金の使途 独立行政法人住宅 金融支援機構法（平					

	<p>成17年法律第82号) 第18条第1項の規定に基づき主務大臣の承認を受けた積立金は、同法第13条第1項第10号に規定する団体信用生命保険等業務の運営の使途のほか、第三期中期目標期間までに取得した固定資産の減価償却に要する費用等に充てる。</p>	<p>成17年法律第82号) 第18条第1項の規定に基づき主務大臣の承認を受けた積立金は、同法第13条第1項第10号に規定する団体信用生命保険等業務の運営の使途のほか、第三期中期目標期間までに取得した固定資産の減価償却に要する費用等に充てる。</p>		<p>に充てるため、同積立金を2,771百万円取り崩した。その結果、令和3年度末の同積立金は326,779百万円となった。</p>	<p>織管理・運営に関する重要事項の審議等が適切に実施されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ コンプライアンスプログラムに基づく職員のコンプライアンス意識向上に資する取組を継続的に実施するとともにP D C Aサイクルに基づく管理を着実に実施するために、四半期ごとに取組状況を点検し役員会に報告を行うなど、コンプライアンスの取組を徹底した。 ○ リスク管理に関しては、事務リスクR C S Aの実施等による事務リスク削減に向けた取組を行った。 ○ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、新型コロナワクチンの職域接種、仮想デスクトップ方式によるテレワークの導入等を実施し、緊急時における業務実施体制やシステム基盤等の整備を行った。 ○ 広報・情報公開の推進については、統合報告書を発行し、財務情報だけでなく非財務情報についても情報公開を行うなど、積極的な情報公開を行った。 ○ 顧客への対応については、機構の商品・制度に関する情報を提供し、適切かつ十分な説明を行うとともに、顧客から寄せられた相談や苦情にも丁 	
(1) 内部統制 内部統制の体制は、住宅・金融の両市場で業務を行うためには不可欠なものであることから、理事長のリーダーシップに基づく適切なガバナンスを行うとともに、内部統制システムの的確な整備及び監事機能の実効性の向上に努めること。また、過去の不適正事案を踏まえたコンプライアンスの取組を徹底すること。	<p>4. その他中期目標を達成するために必要な事項</p> <p>(1) 内部統制</p> <p>① 独立行政法人改革等に関する基本的な方針に基づき機構内部に設置する中立的立場の外部有識者で構成される第三者委員会である事業運営審議委員会において事業運営の妥当性を審議するなど、民間金融機関並みの内部統制システムを整備するとともに、監事機能の実効性の向上に努める。</p>	<p>4. その他中期目標を達成するために必要な事項</p> <p>(1) 内部統制</p> <p>① 独立行政法人改革等に関する基本的な方針に基づき機構内部に設置する中立的立場の外部有識者で構成される第三者委員会である事業運営審議委員会において事業運営の妥当性を審議するなど、民間金融機関並みの内部統制システムを整備し、業務の適正を確保する。</p>		<p>(事業運営審議委員会の開催)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定）に基づき、中立的立場の外部有識者で構成される第三者委員会（事業運営審議委員会）を令和3年度は2回開催し、事業運営の妥当性を審議し、審議概要を機構ホームページに公表した。 ○ 第16回委員会では、「令和2年度決算及び業務実績の概要等」、「日米住宅金融円卓会議・海外インフラ展開法対応等について」及び「近畿支店における地域連携の取組」について説明を行い、ご意見をいただいた。 ○ 第17回委員会では、「今年度の取組等」及び「令和4年度予算案等の概要」について説明を行い、ご意見をいただいた。 ○ コンプライアンスヘルpline（内部通報制度）が有効に機能していることを明らかにすることで、コンプライアンスを推進するとともに、お客さまをはじめとするステークホルダーからの信頼を確保するため、消費者庁が定めるガイドラインに基づいた「内部通報制度認証」を取得した。 	(統制環境)	

			<ul style="list-style-type: none"> ○ 年度を通じ、理事長自らの言葉で考え方や想いを「理事長メッセージ」等として全職員に向けて5回発信した。 ○ 支店長等会議及び支店長等連絡会議を開催し、全国の各拠点所属長と経営層の意見交換と組織方針の伝達の場を設け、経営層の方針を円滑に浸透させた。 <p>(監事機能の実効性の向上)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 監事は役員会に参加する等、理事長をはじめとした役員と定期的に意見交換を実施している。 ○ 内部監査担当部署の監査部は、監査計画の策定等に向けた意見交換及び監査結果の報告等により、監事との連携を図った。意見交換等を通じて双方の課題認識の共有を図り、監事の問題意識や意見を監査業務の参考とした。 ○ 内部統制担当部署の経営企画部は、業務実績等について必要な都度内容について確認するとともに、業務上の課題についての意見交換等を実施し、監事と連携を図った。 	<p>寧に対応し、制度・運用の改善に繋げた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 情報管理に関して、法人文書及び保有個人情報の開示請求に対して適切に対応するとともに、個人情報等の管理・保護の徹底のためにeラーニングを活用した職員向けの研修等を実施した。 ○ 情報セキュリティに関して、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、ソフト・ハードウェア両面での情報セキュリティ対策を適切に推進するとともに、情報セキュリティテラシーの維持・向上を図るための研修等を実施した。 ○ 機構が業務を委託している金融機関等に対して、融資審査、顧客説明、法令順守等に関するモニタリングを実施し、必要な是正措置を講じた。 ○ 人事管理に関しては、「独立行政法人住宅金融支援機構人材確保・育成方針」を策定し、女性活躍推進等に関する目標、職員の専門能力向上に資する取組等を設定した。同方針に基づいた外部機関への派遣や研修が実施されるとともに、テレワーク等を活用・推進することにより、職員が働き 	
	<p>② 業務執行及び組織管理・運営に関する重要事項について、役員会を開催し、審議・報告する。その結果を機構内に伝達し、役職員で情報を共有する。</p>	<p>③ 業務執行及び組織管理・運営に関する重要事項について、役員会を開催し、審議・報告する。その結果を機構内に伝達し、役職員で情報を共有する。</p>	<p>(役員会の開催)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 業務執行及び組織管理・運営に関する重要事項について役員会を開催した。役員会決定事項等の概要について、部長会等において所属長間で共有するとともに、役員会資料を社内掲示版に掲載（取扱上掲載可能な資料のみ）し、役職員での情報共有を行っている。 ○ 役員会が開催された都度議事録を作成し、共有している。 ○ BCPの観点からWeb会議形式での役員会開催方法を整備し、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言発令時等にはWeb会議形式で役員会を開催し、即時性及び双方向性を維持した。 ○ 役員会で出された重要な提言については、適切に進捗状況の確認を行っている。 		

	<p>③ 年度途中における目標の達成状況及び予算の執行状況を確認し、P D C Aサイクルに基づく業務改善、予算再配分等を行い、限られた資源の中での事業成果の向上を図る。</p>	<p>④ 年度途中における目標の達成状況及び予算の執行状況を確認し、P D C Aサイクルに基づく業務改善、予算再配分等を行い、限られた資源の中での事業成果の向上を図る。</p>	<p>(適切な予算管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 年度計画等の確実な達成を図るため、四半期ごとに実施状況を点検し、点検結果を役員会に報告する等、P D C Aサイクルに基づく管理を適切に実施している。 ○ 事務費予算については、支出実行における調達の必要性、実施内容及び数量等の精査等を徹底し、効率的に経費を執行するとともに、毎月執行状況を確認している。 	<p>やすい職場づくりを行っている。</p>	
	<p>④ 過去の不適正事案を踏まえた再発防止のためのコンプライアンスの取組を徹底する。</p>	<p>⑤ 理事長を委員長とするコンプライアンス委員会においてコンプライアンスプログラムを策定し、当該プログラムに策定された取組を的確に実施する。また、定期的に取組状況を点検し、コンプライアンス委員会に報告するとともに、職員のコンプライアンス意識の浸透状況を検証し、取組方策について必要な見直しを行う。</p>	<p>(コンプライアンスの取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 職員のコンプライアンス意識のより一層の向上、定着等を図るためコンプライアンスプログラムを策定し、着実に実施した。 ○ 実施に当たっては、令和3年5月及び11月を「コンプライアンス月間」と位置付け、経営層による職員向けメッセージの発信、コンプライアンスマーティングを実施するとともに、テスト形式のコンプライアンスドリル、e ラーニング等の取組を重点的に行うことにより、職員のコンプライアンス意識の向上を図った。 ○ コンプライアンス・法務部による全部署への実地モニタリング、全職員を対象としたコンプライアンス意識調査等の実施を通じて、コンプライアンス意識の定着状況やコンプライアンス上の課題を確認した。意識調査では、ほぼ全ての職員が「コンプライアンスを意識した業務行動ができている」と回答しており、コンプライアンス意識が向上していることを確認できた。 ○ P D C Aサイクルに基づく管理を行うために、四半期ごとに取組状況を点検し、コンプライアンスプログラムが着実に実施されていることを確認した上で、コンプライアンス委員会に報告した。 ○ コンプライアンスヘルpline（内部通報制度）が有効に機能していることを 		

				<p>明らかにすることで、コンプライアンスを推進するとともに、お客さまをはじめとするステークホルダーからの信頼を確保するため、消費者庁が定めるガイドラインに基づいた「内部通報制度認証」を取得した。【再掲】</p>	
(2) リスク管理 『独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備』について（平成26年11月28日総務省行政管理局長通知）に基づき、業務方法書に定めた事項の運用を確実に実施すること。 また、災害の激甚化・多頻度化や新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ緊急時における業務実施体制やシステム基盤等の整備を図ること。	(2) リスク管理 『独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備』について（平成26年11月28日総務省行政管理局長通知）に基づき、業務方法書に定めた事項の運用を確実に実施すること。 また、災害の激甚化・多頻度化や新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ緊急時における業務実施体制やシステム基盤等の整備を図ること。	(2) リスク管理 ① 事務リスク R C S A（リスク・コントロール・セルフ・アセスメント）の実施、事務リスクに関する事象の管理等により事務リスク削減等の適切な対応を行うことで、事務過誤や不正の未然防止に資する事務手続体制の構築及び適切な事務の執行に努める。 事務リスクが顕在化した場合は、被害拡大の防止、事務関係の調査及び発生原因の分析並びに再発防止策の策定を行う。 ② 災害の激甚化・多頻度化や新型コロナウイルス感染症の拡大等を踏まえ緊急時における業務実施体制やシステム基盤等の整備に向けた検討を行う。		<p>(事務リスクの管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 潜在的なリスクの洗出しのため、事務リスク R C S Aを実施した。具体的には、新規業務、過去に事務ミスが生じた業務、他機関で発生した大規模な誤送付事案を踏まえたお客さま情報記載文書を大量に発送する業務等の19業務について、所管部署へのインタビューによる潜在的リスク評価を実施した。 ○ 事務リスクが顕在化した事例の傾向分析等を行うことにより、発生件数が多い月及び時期（夏季休暇時期、年末年始及び年度末）に集中して効果的な注意喚起を行うことにより、事務ミスの未然防止を図った。 ○ 内部自主点検及び全役職員のセルフチェックにより、事務ミスの未然防止に資する対応を行った。 <p>(B C Pに対応したシステム基盤等の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ W i t h システム（社内 L A N ・ グループウェア用のシステムをいう。以下この項目別評定調書において同じ。）の更改に伴い、従来のリモートデスクトップ方式のテレワークに代えて、仮想デスクトップ方式によるテレワークを導入した。これにより各拠点に立入りが困難な場合や停電等により端末に接続できない事態が生じた場合であっても、事業継続が可能な態勢が整備された。 	

			<p>(B C Pに対応した業務実施体制の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルスの急速な感染拡大が全国的に続いている状況を踏まえ、次の取組を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ① テレワーク活用及び休暇取得による出勤抑制等に係る通じを発出し、職員の感染防止に最善を尽くしつつ、事業継続のための勤務体制の維持を図った。 ② 自然災害が勤務時間外に発生した場合又は感染症が流行した場合の事業継続対応本部及び感染症対策本部の設置並びに事業継続のための取組については、原則テレワークで実施することを決定した。 ③ 新型コロナウイルスワクチンの職域接種について、医療機関と連携することにより接種体制を整備し、第1回目から第3回目までの接種を遂行した。 ④ 全額機構負担によるP C R検査が受けられるよう体制を整備するとともに、全職員に対して、抗原検査キットの配布を実施した。 	
(3) 広報・情報公開の推進 機構の業務に対する国民の理解を深めるため、情報発信や広報活動の一層の充実に取り組むとともに、その効果の検証に努めること。また、業務の透明性を確保するため、情報公開を積極的に推進すること。	(3) 広報・情報公開の推進 機構の業務に対する国民の理解を深めるため、情報発信や広報活動の一層の充実に取り組むとともに、その効果の検証に努める。また、業務の透明性を確保するため、情報公開を積極的に推進する。	(3) 広報・情報公開の推進 機構の業務に対する国民の理解を深めるため、情報発信や広報活動の一層の充実に取り組むとともに、その効果の検証に努める。また、業務の透明性を確保するため、情報公開を積極的に推進する。	<p>(各種記者発表等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ フラット35、リ・ベース60、災害復興住宅融資の申請状況、調査・研究結果のほか、トピック的なものとして政府保証付き住宅金融機関グリーンボンドの発行、フラット35地域連携型の政策分野拡大等の記者発表を合計28回実施した。また、令和4年3月にはプレスセミナーを開催する等、情報発信を図った。その結果、機構の発信した情報を扱う報道は合計 331件となり、積極的な広報活動を通じた情報発信に繋がった。 <p>(統合報告書の制作)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 企業価値の評価においてE S G（環境・社会・ガバナンス）、S D G s（持続可能な開発目標）等の非財務情報が重視 	

			<p>される社会情勢を踏まえ、財務・非財務情報を通じステークホルダーの方々に機構の取組や提供価値をより理解いただくため、外部コンサルの知見も活用しつつ、従来のディスクロージャー誌を改め、統合報告書2021を発行した。併せて英語版を発行した。</p> <p>(タグラインの制定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ステークホルダーの方々に機構が提供する価値に賛同いただく機会を広げるとともに、職員に機構への理解をより深めることを目的に、機構らしさと機構の存在意義を実感できる言葉であるタグラインとして「住まいのしあわせを、ともにつくる。」を制定し、機構ホームページにおいて周知を行った。併せて機構の事業内容等を紹介する動画を制作し、機構ホームページに掲載を行った。 <p>(コロナ災禍を受けたホームページ掲載内容の充実)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルス感染症拡大の状況にあることから、経済産業省の要請に応じて、機構ホームページで職員のテレワーク等の実施割合を掲載した。 	
(4) 顧客保護 顧客からの相談、苦情等に適切に対応し、制度・運用の見直しにつなげるとともに、高齢化等社会経済情勢の変化を踏まえ、適切に顧客説明を行うことにより、顧客保護を徹底すること。	(4) 顧客保護 顧客からの相談、苦情等に適切に対応し、制度・運用の見直しにつなげるとともに、高齢化等社会経済情勢の変化を踏まえ、適切に顧客説明を行うことにより、顧客保護を徹底する。	(4) 顧客保護 顧客からの相談、苦情等に適切に対応し、制度・運用の見直しにつなげるとともに、高齢化等社会経済情勢の変化を踏まえ、適切に顧客説明を行うことにより、顧客保護を徹底する。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 顧客から寄せられる相談、苦情等に丁寧に対応し、次のとおり制度・運用の見直しを行うことにより、適切に顧客説明を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ① フラット35の各種マニュアルに定める電話を使用する業務について、Web会議システム等の音声コミュニケーションツールを使用できるよう改正した。また、聴覚障がいがある顧客への対応として、非対面での顧客説明方法を追加した。 ② フラット35の各種マニュアルの顧客説明書式に、「金利引下げプランごとの適用要件、居住実態調査の実施、住所変更の申し出先、店舗等用途変更 	

			<p>時の注意点、虚偽申告による損害の補填」等の項目を追加し、より丁寧に、顧客目線に即した説明を行うこととした。</p> <p>③ お客様コールセンターに寄せられたご相談にフラット35リノベの技術基準に関する照会が多かったことから、フラット35サイト及びチラシに技術サポートダイヤルの連絡先を追加した。</p> <p>④ お客様コールセンターに寄せられたご意見を踏まえ、フラット35サイト及びチラシに記載されたフラット35地方移住支援型の手続の流れを実態と合わせた内容に変更した。</p> <p>⑤ 災害復興住宅融資及びリフォーム融資において、返済方法を「高齢者向け返済特例」とする場合で債務に加入しない配偶者がいるときは、当該配偶者に対し、債務者死亡後の融資対象住宅の取扱い等の注意点について説明することとした。</p> <p>⑥ リ・ベース60に関してお客様コールセンターに寄せられた声を分析した結果、「生活資金に使えないか」「自己資金が必要だと思わなかった」といった内容があることを踏まえ、広告等で「生活資金及び投資用物件取得資金には利用できないこと」「担保評価額によっては自己資金が必要になる場合があること」を視認しやすい位置に記載するなどの見直しを行った。【再掲】</p>	
(5) 情報管理 独立行政法人等の保有する情報公開に関する法律（平成13年法律第140号）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（	(5) 情報管理 ① 独立行政法人等の保有する情報公開に関する法律（平成13年法律第140号）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護	(5) 情報管理 ① 独立行政法人等の保有する情報公開に関する法律（平成13年法律第140号）、独立行政法人等の保有する個人情報の保護	<p>(適切な情報公開対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 法人文書開示請求を4件、個人情報開示請求を3件受理し、いずれも適時適切に対応した。 <p>(非識別加工情報の取扱い)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 非識別加工情報提供制度の運用について、令和元年度の提案募集において契約 	

<p>平成15年法律第59号）に基づき、適切な対応を行うこと。</p>	<p>に関する法律（平成15年法律第59号）に基づき、適切な対応を行う。</p>	<p>に関する法律（平成15年法律第59号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づき、安全管理措置の実施等個人情報の適正な管理等を行うとともに、適正かつ円滑な情報公開を行う。</p>		<p>を締結した事業者から受けた利用期間延長を目的とする変更契約の締結に関する提案について、個人情報保護委員会との調整を経て適正に審査し、提案を承認の上、変更契約を締結した。また、令和2年度に受け付けた提案について、審査、審査結果通知等を適時適切に実施した。</p>		
<p>② 個人情報の取扱いについては、役職員に対する研修や点検を毎年度実施し、組織内全体での適切な管理の徹底を図る。</p>	<p>② 役職員に対する研修や点検を実施することにより、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律、独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針（平成16年総管情第85号総務省行政管理局長通知）等に基づいた個人情報の管理・保護を組織内全体で徹底する。</p>			<p>(個人情報取扱方法の周知徹底)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 個人情報の管理・保護の徹底のために次の取組を行うことにより、適正な個人情報の取扱方法の周知徹底を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ① e ラーニングを活用した全職員向けの研修 ② 現場力向上ミーティングにおけるテーマ設定（自部署の事務ミスを振り返る及び情報セキュリティ対策） ③ 階層別研修 ④ 個人情報漏えい等防止に関する全社注意喚起 ⑤ 管理職向け研修 ⑥ パソコン起動時に実施する一問一答形式のコンプライアンスドリル ⑦ 個人情報漏えい防止に関するパソコン起動時の周知 <p>(法人文書の適切な管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 法人文書ファイルを適切に管理するために、全部署において I C タグを利用した文書管理システムの利用を開始した。 ○ 顧客情報の記載可能性のある法人文書の紛失等事案を重く受け止め、令和4年度に全法人文書の点検を実施することを決定した。 		

<p>(6) 情報セキュリティ 内閣サイバーセキュリティセンター（N I S C）策定の政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に基づき、国、関係機関等と脅威情報を共有しつつ、外部からの不正アクセス等に対して、ソフト・ハードウェア両面での対策を継続して実施すること。</p> <p>また、役職員の情報セキュリティリテラシーの維持・向上を図ること。</p>	<p>(6) 情報セキュリティ ① 内閣サイバーセキュリティセンター（N I S C）策定の政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に基づき、国、関係機関等と脅威情報を共有しつつ、外部からの不正アクセス等に対して、ソフト・ハードウェア両面での対策を継続して実施する。</p>	<p>(6) 情報セキュリティ ① 内閣サイバーセキュリティセンター（N I S C）策定の政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に基づき、国、関係機関等と脅威情報を共有しつつ、外部からの不正アクセス等に対して、ソフト・ハードウェア両面での対策を継続して実施する。</p>	<p>(政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に係る対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、次のとおり情報セキュリティ確保のための整備等を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ① ホームページ、W i t h システム及び総合オンラインシステムにおける脆弱性診断を実施した。 ② 機密性の高い情報等を扱う17システムに対して令和2年度から実施している情報セキュリティアドバイザー等の業務委託事業者によるセキュリティリスク評価について、全てのシステムの評価を完了した。 ③ 令和3年7月に改正された政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠するため、内部規範とのG A P 分析を行い、機構の情報セキュリティポリシーの改正を行った。また、外部からの不正アクセス対策として、不正通信に関するモニタリングを実施した。 ④ W i t h システム更改を踏まえ、情報セキュリティ事故のおそれがある場合の初動対応方法を見直した。 ⑤ テレワーク用端末の全職員への支給等を受け、テレワーク実施時の使用端末及び使用通信回線の要件を見直した。 <p>(第2 G S O C 対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 第2 G S O C（独立行政法人等の情報システムの監視体制）から提供される不正アクセスに係る脅威情報を機構内で展開し、情報セキュリティ対策を継続的に実施した。 	<p>(情報セキュリティリテラシーの維持・向上)</p>
<p>② 役職員に対する研修を毎年度実施し、情報セキュリティリテラシーの</p>	<p>② 役職員に対する研修を毎年度実施し、情報セキュリティリテラシーの</p>			

	維持・向上を図る。 。	維持・向上を図るとともに、自己点検等の結果を踏まえ、運用の見直しを行う。		<ul style="list-style-type: none"> ○ 情報セキュリティリテラシーの維持・向上を図る観点から、次の取組を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ① 全役職員向け情報セキュリティ研修 ② 階層別研修 ③ 統一テーマを設定したグループごとの研修 ④ 役員、情報セキュリティ責任者、JHF-CSIRT構成員等に対する役割に応じた研修 ⑤ 内部自主点検及び全役職員のセルフチェック ⑥ 全役職員を対象とした標的型攻撃メール訓練 ⑦ JHF-CSIRT構成員を対象として、独立行政法人情報通信研究機構による実践的サイバー防御研修の受講 ⑧ JHF-CSIRT構成員等向け情報セキュリティインシデント対応訓練 ⑨ 情報システムの管理に従事する職員向け研修 	
(7) 業務実施体制の整備 委託機関等が融資審査、債権管理、顧客保護、情報管理・情報セキュリティ対策、コンプライアンス等の取組を適切に行うための措置を講ずること。 併せて、将来を見据えた委託機関等を含む効率的かつ効果的な業務実施体制の確保に向けた検討を進めること。	(7) 業務実施体制の整備 ① 適切な融資審査の実行及び職業、性別、地域等による画一的な融資選別の防止を図るために、取扱金融機関ごとに融資条件を把握し、融資審査に関するモニタリング等を行う。	(7) 業務実施体制の整備 ① フラット35取扱金融機関における適切な融資審査の実行及び職業、性別、地域等による画一的融資選別の防止を図るために、民間金融機関の新規参入に当たっては協定書を締結するとともに、フラット35取扱金融機関ごとに融資条件の把握や融資審査のモニタリング等を行う。その結果、当該協定書や事務処理マニュ		<p>(証券化支援事業に係る業務実施体制の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 融資審査のモニタリングについて、書面点検を全機関、実地点検を11機関に実施した。その結果、不備事項を検出した機関（5機関）に対して書面による是正要請を行った。また、適切な融資審査の実効性向上を図るため、買取対象金融機関に不備事項の事例を共有した。 ○ 事務手続の業務マニュアル準拠性等に関するモニタリングについて、全金融機関を対象とした書面点検を実施し、不備事項を検出した機関（3機関）に対して是正要請を行った。また、実地点検を9機関に実施し、不備事項を検出した機関（2機関）に対して是正要請を行った。 ○ 顧客説明モニタリングについて、全金融機関を対象とした書面点検を実施し、不備事項を検出した機関（2機関）に対 	

		アルの規定違反が確認された場合は、是正のために必要な措置を講ずるよう求める。		して是正要請を行った。また、実地点検を9機関に実施した（不備事項なし）。 ○ 本人確認等の事務の委託先の管理態勢等に関するモニタリングについて、実地点検を6機関に実施し、不備事項を検出した機関（1機関）に対して是正要請を行った。	
② 委託機関において、関連法令が遵守され、顧客への対応が適切になされた上で、管理回収の最大化が図られていることに関するモニタリング等を行う。	② 委託機関において、関連法令が遵守され、顧客への対応が適切になされた上で、管理回収の最大化が図られていることに関するモニタリング等を行う。その結果、関連法令や事務処理マニュアルの規定違反が確認された場合は、是正のために必要な措置を講ずるよう求める。		(債権管理回収業務に係る業務実施体制の整備) ○ 債権管理回収業務に係る委託業務に関して関連法令の遵守や顧客への対応等が適切に行われているかについて、新型コロナウィルス感染症拡大下において適切にモニタリングを実施するため、次の取組を実施した。 ① 実地モニタリングをモーゲージバンク5機関及び預金金融機関3機関に重点化して実施した。その結果、管理回収業務に課題のある金融機関に対しては、業務処理の改善等の助言を行うことにより管理回収の最大化を図った。また、実地モニタリングの実施結果及び措置内容については、内部委員会で審議を行った。 ② 全ての金融機関に対して実施した書面モニタリングのとりまとめ結果を内部委員会で審議し、不備の多い事例等を金融機関に対して情報提供を行うとともに、機構内で共有した。 ③ 債権回収会社に対するモニタリングについては、実地でモニタリングすべき項目と書面でモニタリングを行うことができる項目を精査することで、コロナ災禍においても実地モニタリングを従来と同等の質で効果的に実施した。 ④ モーゲージバンクの経営層を対象に、内部統制に関する講演会を実施した。		
③ 委託業務等に関して、顧客保護対	③ 委託契約等に関して、顧客保護対		(金融機関に対するモニタリング)		

	策、情報管理に関する安全管理措置、情報セキュリティ対策及びコンプライアンス等の取組を行わせ、これらの対策等が適切に行われていることに関するモニタリング等を行う。	策、情報管理に関する安全管理措置、情報セキュリティ対策及びコンプライアンス等の取組を行わせ、これらの対策等が適切に行われていることに関するモニタリング等を行う。その結果、機構が定める対策や事務処理マニュアルの規定違反が確認された場合は、是正のために必要な措置を講ずるよう求める。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 委託業務に関して顧客保護対策、情報管理に関する安全管理措置、情報セキュリティ対策及びコンプライアンス等の対策等が適切に行われているかについて、新型コロナウイルス感染症拡大下において適切にモニタリングを実施するため、モニタリング実施計画を変更した上で実地モニタリングをモーゲージバンク8機関、モーゲージバンク代理店12店舗及び預金金融機関3機関に重点化して実施した。そのうち3機関に対するモニタリングには情報セキュリティアドバイザーが同行した。モニタリングの結果、規定等に違反する場合は是正させるとともに、各金融機関の実態（弱み）を踏まえた業務処理体制の課題等に対しても必要な助言等を行った。また、実地モニタリングの実施結果及び措置内容については、内部委員会で審議を行った。 ○ 全ての金融機関に対して実施した書面モニタリングのとりまとめ結果を内部委員会で審議し、不備の多い事例等を金融機関に対して情報提供を行うとともに、機構内で共有した。【再掲】 <p>(適合証明技術者に対するモニタリング)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 適合証明業務システムの入力内容の日次点検を実施し、一定の条件で選定した適合証明技術者についての書面調査及び立入調査を実施した。 <p>(将来を見据えた委託体制の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 直接融資の個人債権における債権管理回収業務について、業務委託金融機関6機関に対して意見収集を行った。 ○ 委託業務の返上等を希望する金融機関が生じた場合を想定し、債権管理回収業務を機構で引き上げ、集金代行会社を活用して口座引落を行う方式の導入を決定した。 <p>(人材の確保・育成に関する方針の策定)</p>	
(8) 人事管理	(8) 人事管理	(8) 人事管理		

<p>金融機関として求められる内部統制やリスク管理を行う必要があり、証券化支援事業をはじめとする多様な金融サービスを適切に実施するため、専門的な金融技術や金融業務に係る能力を有する人材のほか、民間金融機関とのネットワーク基盤等のIT技術、住宅の質向上に資する技術を有する人材等を確保・育成するための「人材の確保・育成に関する方針」を策定すること。</p> <p>人材の確保・育成に当たっては、外部組織との人材交流、外部人材の活用等に努めるとともに、機構の業務に求められる能力・専門性を向上させるための研修等を行うこと。</p> <p>併せて、多様な人材を確保するため、女性活躍や働き方改革の推進に取り組むとともに、ライフスタイルの変化等に対応した役職員一人ひとりが働きやすい職場づくりを目指し、テレワーク等を含めた勤務環境・体制の整備、育児・介護等</p>	<p>① 金融機関として求められる内部統制やリスク管理を行う必要があり、証券化支援事業をはじめとする多様な金融サービスを適切に実施するため、外部組織との人材交流、外部人材の活用等により必要な人材を確保するとともに、機構の業務に求められる能力・専門性を向上させるための研修等を行った人材の育成を行う。これらに対応し、戦略的に必要な人材を確保・育成するために、「人材の確保・育成に関する方針」を策定する。</p>	<p>① 金融機関として求められる内部統制やリスク管理を行う必要があり、証券化支援事業をはじめとする多様な金融サービスを適切に実施するため、戦略的に必要な人材を確保・育成するための「人材の確保・育成に関する方針」を策定する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「独立行政法人住宅金融支援機構人材確保・育成方針」を策定し、機構ホームページに公表した。 ○ 「独立行政法人住宅金融支援機構人材確保・育成方針」には、基本的な人材確保・育成の考え方及び女性活躍推進に関する目標並びに金融、住宅政策、デジタル化等の専門的な知識の習得を目的とした専門能力向上のための取組を記載した。 <p>(外部組織との人材交流、外部人材の活用等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 円滑な業務遂行を行うため、外部組織との人事交流等を継続した。 <p>(人材の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 適切かつ円滑な業務運営及び実施に必要な人員を確保するため、機構の働き方に関する取組を新卒者に適切に伝えることを目的に、産休・育休を取得した職員の声やワーク・ライフ・バランスの促進に関する取組等を新たに作成した機構の採用ホームページや採用パンフレットに掲載した。 ○ 専門性を有する人材の確保に向け、機構の採用ホームページに金融工学、住宅・建築技術、IT等の業務に関するコラムを掲載した。 ○ 住宅・建築技術分野の職員の確保に向け、当該分野を学ぶ学生を対象としたインターンシップや合同説明会において、機構の業務について説明を行った。 <p>(人材の育成)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 金融、建築、IT等、高度な専門性が求められる分野については、人事配置やローテーションに配慮しつつ、OJT等 		
--	--	--	--	--	--

との両立のための支援等を行うこと。			<p>を通じた育成を実施した。また、職員の専門性の向上を図るため、外部の金融・証券関連専門講座、国土交通大学校、政策研究大学院大学短期特別研修等に職員を派遣した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和3年度人材育成実施計画に基づき、機構人材育成期間（1～3年目）に関する研修及び昇格の時機を捉えた昇格者研修を実施し、職員の能力・資質の向上を図った。 ○ 新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、制約のある状況下でも、オンライン形式、集合とオンラインを組み合わせたハイブリッド形式を活用し、それぞれの研修効果を高めるために有効な研修を実施した。 ○ 研修後は、受講者のアンケート及び研修会社との振り返りを行い、次回以降の研修に当たっての引継ぎ事項としている。また、研修によって、事前にアンケートを実施した上で研修内容を検討する等、受講者にとって研修効果を高められるよう研修内容の充実を図り、職員の資質の向上を図った。 ○ I T関連の専門人材の育成・能力向上を目的として、補助対象資格及び補助対象通信教育講座にデジタル化関連資格及び講座を追加した。 ○ 住宅・建築技術分野の専門能力、考察力及びプレゼン能力の向上を目的として、建築・技術レポート提出型研修を実施した。 		
	② 女性活躍や働き方改革の推進のため、女性の積極的な採用、就業継続支援、人材の育成及び職員の理解向上に取り組むとともに、役職員一人ひとりが働きやす	③ 女性活躍や働き方改革の推進のため、女性の積極的な採用、就業継続支援、人材の育成及び職員の理解向上に取り組むとともに、役職員一人ひとりが働きやす	<p>(育児・介護等との両立支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 育児・介護との両立支援制度の周知、男性の育休・育児参加休暇等の休暇促進を本人及び上司に働きかけることにより育児・介護との両立の支援を行った。 ○ 令和3年度の育休等の取得実績は、次のとおりとなった。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 男性職員育児休業取得者（目標1名）：4名 		

	<p>い職場づくりを目指し、テレワーク等を含めた勤務環境・体制の整備、育児・介護等との両立のための支援等を行う。</p>	<p>い職場づくりを目指し、テレワーク等を含めた勤務環境・体制の整備、育児・介護等との両立のための支援等を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 女性職員育児休業取得率（目標 100%）：100%（7名中 7名取得済） ・ 男性の育児参加のための休暇等 5 日以上取得率（目標 80%以上）：94.7%（19名中 18名取得済） <p>(女性活躍推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 多様な人材が活躍できる組織を目指し、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づき策定した行動計画（計画期間：令和3年4月2日～令和6年4月1日）を策定した。 ○ 上記行動計画期間における実績は次のとおりとなった（令和4年4月1日時点）。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理職に占める女性職員の割合（目標 5%以上）：6.2% ・ 主任調査役及び調査役に占める女性職員の割合（目標30%以上）：29.5% ○ 令和3年度において、採用者に占める女性の割合は53.7%であった。 ○ 女性活躍推進のために、新たな業務経験を積む機会の設定や知識・スキル等の向上に資する研修の実施により、女性職員に対し成長の機会を提供している。 ○ 一般定期健康診断受診者について、胃がん検診、乳がん検診及び子宮頸がん検診を自己負担なしで受診可能としている。 <p>(役職員一人ひとりが働きやすい職場づくり)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 職員一人ひとりが働きやすい職場づくりの取組として、テレワーク及び時差勤務を実施するとともに、勤務地に配慮する取組として、転勤配慮措置及び出産配慮措置を設けている。 <p>※ 転勤配慮措置とは、職員本人又はその家族等の事情により、特定の勤務地でなければ勤務を継続することが難し</p>	
--	--	--	---	--

				い場合に、一定期間当該勤務地で勤務 することができる措置 ※ 出産配慮措置とは、職員又は職員の 配偶者が出産をする場合に、一定期間 当該勤務地の変更が行われない措置		
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

- ・ 特になし

【別表 1～3】

中期計画の予算等（令和3年度～令和6年度）【法人単位】

別表1 予算

(単位：百万円)

区分	法人単位	証券化支援事業	住宅融資保険等事業	住宅資金金融通等事業				調整
					財形住宅資金貸付業務	住宅資金貸付等業務	既往債権管理業務	
収入								
国庫補助金	112,776	112,776	-	-	-	-	-	-
政府出資金	25,403	-	25,403	-	-	-	-	-
財政融資資金借入金	139,653	-	-	139,653	-	139,653	-	-
民間借入金	214,300	-	-	214,300	114,300	-	100,000	-
住宅金融支援機構債券	10,178,583	9,011,392	-	1,167,192	-	667,192	500,000	-
住宅金融支援機構財形住宅債券	74,400	-	-	74,400	74,400	-	-	-
買取債権回収金	6,698,482	6,698,482	-	-	-	-	-	-
貸付回収金	2,795,495	-	-	2,795,495	96,115	637,825	2,061,555	-
業務収入	1,882,293	1,121,360	38,331	981,722	4,751	540,509	495,240	△ 58,777 △ 259,119
その他収入	401,090	293,117	42,438	378,734	1,300	72,157	533,477	△ 228,200 △ 313,200
計	22,522,475	17,237,126	106,172	5,751,496	290,866	2,057,335	3,690,272	△ 286,977 △ 572,319
支出								
業務経費	445,348	137,315	19,911	419,597	1,564	437,673	39,075	△ 58,715 △ 131,474
証券化支援業務関係経費	136,633	137,315	-	-	-	-	-	△ 682
住宅融資保険等業務関係経費	19,911	-	19,911	-	-	-	-	-
財形住宅資金貸付業務関係経費	1,564	-	-	1,564	1,564	-	-	-
住宅資金貸付等業務関係経費	248,165	-	-	378,958	-	437,673	-	△ 58,715 △ 130,792
既往債権管理業務関係経費	39,075	-	-	39,075	-	-	39,075	-
買取債権	9,032,455	9,032,455	-	-	-	-	-	-
貸付金	828,844	-	-	828,844	8,000	820,844	-	-
借入金等償還	10,377,364	6,589,303	-	3,788,061	223,700	400,204	3,164,157	-
支払利息	765,892	612,958	-	168,890	3,375	48,509	117,006	△ 15,955
一般管理費	14,744	8,101	1,117	6,982	318	3,910	2,754	△ 1,456
人件費	45,031	24,943	2,488	17,600	799	9,997	6,804	-
その他支出	1,011,837	831,589	82,274	521,408	53,073	335,749	360,849	△ 228,262 △ 423,434
計	22,521,515	17,236,664	105,789	5,751,382	290,828	2,056,887	3,690,644	△ 286,977 △ 572,319

【人件費の見積り】

(単位：百万円)

役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用	法人単位	証券化支援事業	住宅融資保険等事業	住宅資金金融通等事業				既往債権管理業務
					財形住宅資金貸付業務	住宅資金貸付等業務	既往債権管理業務	
	33,809	18,721	1,868	13,220	601	7,506	5,114	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表2 収支計画

(単位：百万円)

区分	法人単位	証券化支援事業	住宅融資保険等事業	住宅資金金融通等事業				調整	調整
					財形住宅資金貸付業務	住宅資金貸付等業務	既往債権管理業務		
収益の部	2,079,973	1,302,279	46,804	1,036,739	4,910	570,798	519,766	△ 58,735	△ 305,849
経常収益	2,079,973	1,302,279	46,804	1,036,739	4,910	570,798	519,766	△ 58,735	△ 305,849
資金運用収益	1,726,560	1,133,107	8,063	602,238	4,711	110,026	487,894	△ 393	△ 16,848
保険引受収益	161,436	2,411	38,700	376,862	-	434,361	-	△ 57,499	△ 256,537
役務取引等収益	2,086	680	-	1,406	-	1,406	-	-	-
補助金等収益	181,634	163,824	-	17,809	0	17,798	11	-	-
その他業務収益	188	188	-	-	-	-	-	-	-
その他経常収益	8,069	2,068	40	38,424	199	7,207	31,860	△ 842	△ 32,464
特別利益	-	-	-	-	-	-	-	-	-
費用の部	1,382,982	1,026,358	26,425	636,047	6,639	513,503	174,639	△ 58,735	△ 305,849
経常費用	1,382,982	1,026,358	26,425	636,047	6,639	513,503	174,639	△ 58,735	△ 305,849
資金調達費用	766,285	615,238	-	167,002	3,373	50,121	113,508	-	△ 15,955
保険引受費用	243,865	7,588	15,561	351,957	-	409,787	-	△ 57,830	△ 131,240
役務取引等費用	103,609	72,730	75	30,804	742	6,207	23,854	-	-
その他業務費用	38,649	35,222	-	3,903	75	2,813	1,027	△ 12	△ 476
営業経費	166,924	75,565	10,628	82,381	2,366	43,766	36,249	-	△ 1,650
その他経常費用	63,649	220,014	162	-	84	809	-	△ 892	△ 156,527
特別損失	-	-	-	-	-	-	-	-	-
純利益又は純損失（△）	696,991	275,921	20,378	400,692	△ 1,729	57,294	345,127	-	-
前中期目標期間繰越積立金取崩額	7,080	4,642	1,147	1,290	154	1,136	-	-	-
総利益又は総損失（△）	704,071	280,563	21,526	401,982	△ 1,575	58,431	345,127	-	-

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表3 資金計画

(単位：百万円)

区分	法人単位	証券化支援事業	住宅融資保険等事業	住宅資金金融通等事業	財形住宅資金貸付業務	住宅資金貸付等業務	既往債権管理業務	調整	調整
業務活動によるキャッシュ・フロー	420,729	△ 1,968,398	23,172	2,365,955	86,823	△ 113,507	2,392,639	-	-
業務活動による支出	△ 11,100,289	△ 9,912,422	△ 23,515	△ 1,439,427	△ 14,043	△ 1,319,530	△ 164,633	58,777	275,075
買取債権の取得による支出	△ 9,032,455	△ 9,032,455	-	-	-	-	-	-	-
貸付けによる支出	△ 828,844	-	-	△ 828,844	△ 8,000	△ 820,844	-	-	-
人件費支出	△ 45,031	△ 24,943	△ 2,488	△ 17,600	△ 799	△ 9,997	△ 6,804	-	-
その他業務支出	△ 428,067	△ 242,066	△ 21,027	△ 424,094	△ 1,869	△ 440,179	△ 40,823	58,777	259,119
その他支出	△ 765,892	△ 612,958	-	△ 168,890	△ 3,375	△ 48,509	△ 117,006	-	15,955
業務活動による収入	11,521,019	7,944,024	46,687	3,805,383	100,866	1,206,022	2,557,272	△ 58,777	△ 275,075
買取債権の回収による収入	6,698,482	6,698,482	-	-	-	-	-	-	-
貸付金の回収による収入	2,795,495	-	-	2,795,495	96,115	637,825	2,061,555	-	-
買取債権利息収入	1,117,361	1,118,313	-	-	-	-	-	-	△ 952
貸付金利息収入	591,914	-	-	591,914	4,742	93,138	494,462	△ 428	-
その他業務収入	187,849	3,047	38,331	404,639	9	461,724	1,255	△ 58,349	△ 258,168
国庫補助金収入	112,776	112,776	-	-	-	-	-	-	-
その他収入	17,142	11,406	8,356	13,334	-	13,334	-	-	△ 15,955
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 633,396	△ 408,939	△ 48,192	△ 169,421	△ 51,711	△ 289,883	172,173	-	△ 6,845
投資活動による支出	△ 1,002,513	△ 680,649	△ 82,274	△ 519,990	△ 53,011	△ 334,352	△ 360,827	228,200	280,400
投資活動による収入	369,117	271,711	34,082	350,569	1,300	44,469	533,000	△ 228,200	△ 287,245
財務活動によるキャッシュ・フロー	213,627	2,377,799	25,403	△ 2,196,420	△ 35,075	403,839	△ 2,565,184	-	6,845
財務活動による支出	△ 10,385,269	△ 6,614,053	-	△ 3,788,061	△ 223,700	△ 400,204	△ 3,164,157	-	16,845
民間長期借入金の返済による支出	△ 227,850	△ 6,800	-	△ 221,050	△ 120,800	△ 35,000	△ 65,250	-	-
債券の償還による支出	△ 8,452,347	△ 6,582,503	-	△ 1,869,844	△ 102,900	△ 247,069	△ 1,519,875	-	-
財政融資資金借入金の返済による支出	△ 1,697,167	-	-	△ 1,697,167	-	△ 118,135	△ 1,579,032	-	-
リース債務の支払いによる支出	△ 505	△ 505	-	-	-	-	-	-	-
不要財産に係る国庫納付等による支出	△ 7,400	△ 7,400	-	-	-	-	-	-	-
他勘定長期借入金の返済による支出	-	△ 16,845	-	-	-	-	-	-	16,845
財務活動による収入	10,598,896	8,991,851	25,403	1,591,641	188,625	804,043	598,973	-	△ 10,000
民間長期借入金の借り入れによる収入	214,300	-	-	214,300	114,300	-	100,000	-	-
債券の発行による収入	10,219,540	8,981,851	-	1,237,688	74,325	664,390	498,973	-	-
財政融資資金借入金の借り入れによる収入	139,653	-	-	139,653	-	139,653	-	-	-
政府出資金収入	25,403	-	25,403	-	-	-	-	-	-
他勘定長期借入金の借り入れによる収入	10,000	-	-	-	-	-	-	-	△ 10,000
資金増加額又は減少額(△)	959	462	383	114	38	448	△ 372	-	-
資金期首残高	729,280	370,036	39,099	320,145	5,998	58,874	255,273	-	-
資金期末残高	730,239	370,498	39,482	320,259	6,035	59,323	254,901	-	-

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

中期計画の予算等（令和3年度～令和6年度）【証券化支援事業】

別表1 予算

区 分		(単位：百万円)
收 入	金 额	
国庫補助金	112,776	
政府出資金	-	
財政融資資金借入金	-	
民間借入金	-	
住宅金融支援機構債券	9,011,392	
住宅金融支援機構財形住宅債券	-	
買取債権回収金	6,698,482	
貸付回収金	-	
業務収入	1,121,360	
その他収入	293,117	
計	17,237,126	
支 出		
業務経費	137,315	
証券化支援業務関係経費	137,315	
住宅融資保険等業務関係経費	-	
財形住宅資金貸付業務関係経費	-	
住宅資金貸付等業務関係経費	-	
既往債権管理業務関係経費	-	
買取債権	9,032,455	
貸付金	-	
借入金等償還	6,589,303	
支払利息	612,958	
一般管理費	8,101	
人件費	24,943	
その他支出	831,589	
計	17,236,664	

【人件費の見積り】

期間中総額18,721百万円を支出する。
ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表2 収支計画

区 分		(単位：百万円)
収益の部		1,302,279
経常収益		1,302,279
資金運用収益		1,133,107
保険引受収益		2,411
役務取引等収益		680
補助金等収益		163,824
その他業務収益		188
その他経常収益		2,068
特別利益		-
費用の部		1,026,358
経常費用		1,026,358
資金調達費用		615,238
保険引受費用		7,588
役務取引等費用		72,730
その他業務費用		35,222
営業経費		75,565
その他経常費用		220,014
特別損失		-
純利益		275,921
前中期目標期間繰越積立金取崩額		4,642
総利益		280,563

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表3 資金計画

区 分		(単位：百万円)
業務活動によるキャッシュ・フロー		△ 1,968,398
業務活動による支出		△ 9,912,422
買取債権の取得による支出		△ 9,032,455
貸付けによる支出		-
人件費支出		△ 24,943
その他業務支出		△ 242,066
その他支出		△ 612,958
業務活動による収入		7,944,024
買取債権の回収による収入		6,698,482
貸付金の回収による収入		-
買取債権利息収入		1,118,313
貸付金利息収入		-
その他収入		3,047
国庫補助金収入		112,776
その他収入		11,406
投資活動によるキャッシュ・フロー		△ 408,939
投資活動による支出		△ 680,649
投資活動による収入		271,711
財務活動によるキャッシュ・フロー		2,377,799
財務活動による支出		△ 6,614,053
民間長期借入金の返済による支出		△ 6,800
債券の償還による支出		△ 6,582,503
財政融資資金借入金の返済による支出		-
リース債務の支払いによる支出		△ 505
不要財産に係る国庫納付等による支出		△ 7,400
他勘定長期借入金の返済による支出		△ 16,845
財務活動による収入		8,991,851
民間長期借入金の借り入れによる収入		-
債券の発行による収入		8,981,851
財政融資資金借入金の借り入れによる収入		-
政府出資金収入		-
他勘定長期借入金の借り入れによる収入		10,000
資金増加額		462
資金期首残高		370,036
資金期末残高		370,498

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

中期計画の予算等（令和3年度～令和6年度）【住宅融資保険等事業】

別表1 予算

区 分		(単位：百万円)
収 入		
国庫補助金		-
政府出資金		25,403
財政融資資金借入金		-
民間借入金		-
住宅金融支援機構債券		-
住宅金融支援機構財形住宅債券		-
買取債権回収金		-
貸付回収金		-
業務収入		38,331
その他収入		42,438
計		106,172
支 出		
業務経費		19,911
証券化支援業務関係経費		-
住宅融資保険等業務関係経費		19,911
財形住宅資金貸付業務関係経費		-
住宅資金貸付等業務関係経費		-
既往債権管理業務関係経費		-
買取債権		-
貸付金		-
借入金等償還		-
支払利息		-
一般管理費		1,117
人件費		2,488
その他支出		82,274
計		105,789

【人件費の見積り】

期間中総額1,868百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表2 収支計画

区 分		(単位：百万円)
収益の部		46,804
経常収益		46,804
資金運用収益		8,063
保険引受収益		38,700
役務取引等収益		-
補助金等収益		-
その他業務収益		-
その他経常収益		40
特別利益		-
費用の部		26,425
経常費用		26,425
資金調達費用		-
保険引受費用		15,561
役務取引等費用		75
その他業務費用		-
堂業経費		10,628
その他経常費用		162
特別損失		-
純利益		20,378
前中期目標期間繰越積立金取崩額		1,147
総利益		21,526

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表3 資金計画

区 分		(単位：百万円)
業務活動によるキャッシュ・フロー		23,172
業務活動による支出		△ 23,515
買取債権の取得による支出		-
貸付けによる支出		-
人件費支出		△ 2,488
その他業務支出		△ 21,027
その他支出		-
業務活動による収入		46,687
買取債権の回収による収入		-
貸付金の回収による収入		-
買取債権利息収入		-
貸付金利息収入		-
その他業務収入		38,331
国庫補助金収入		-
その他収入		8,356
投資活動によるキャッシュ・フロー		△ 48,192
投資活動による支出		△ 82,274
投資活動による収入		34,082
財務活動によるキャッシュ・フロー		25,403
財務活動による支出		-
民間長期借入金の返済による支出		-
債券の償還による支出		-
財政融資資金借入金の返済による支出		-
リース債務の支払いによる支出		-
不要財産に係る国庫納付等による支出		-
他勘定長期借入金の返済による支出		-
財務活動による収入		25,403
民間長期借入金の借り入れによる収入		-
債券の発行による収入		-
財政融資資金借入金の借り入れによる収入		-
政府出資金収入		25,403
他勘定長期借入金の借り入れによる収入		-
資金増加額		383
資金期首残高		39,099
資金期末残高		39,482

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

中期計画の予算等（令和3年度～令和6年度）【住宅資金金融通等事業】

別表1 予算

(単位：百万円)

区分	住宅資金金融通等事業	財形住宅資金貸付業務	住宅資金貸付等業務	既往債権管理業務	調整
収入					
国庫補助金	-	-	-	-	-
政府出資金	-	-	-	-	-
財政融資資金借入金	139,653	-	139,653	-	-
民間借入金	214,300	114,300	-	100,000	-
住宅金融支援機構債券	1,167,192	-	667,192	500,000	-
住宅金融支援機構財形住宅債券	74,400	74,400	-	-	-
買取債権回収金	-	-	-	-	-
貸付回収金	2,795,495	96,115	637,825	2,061,555	-
業務収入	981,722	4,751	540,509	495,240	△ 58,777
その他収入	378,734	1,300	72,157	533,477	△ 228,200
計	5,751,496	290,866	2,057,335	3,690,272	△ 286,977
支出					
業務経費	419,597	1,564	437,673	39,075	△ 58,715
証券化支援業務関係経費	-	-	-	-	-
住宅融資保険等業務関係経費	-	-	-	-	-
財形住宅資金貸付業務関係経費	1,564	1,564	-	-	-
住宅資金貸付等業務関係経費	378,958	-	437,673	-	△ 58,715
既往債権管理業務関係経費	39,075	-	-	39,075	-
買取債権	-	-	-	-	-
貸付金	828,844	8,000	820,844	-	-
借入金等償還	3,788,061	223,700	400,204	3,164,157	-
支払利息	168,890	3,375	48,509	117,006	-
一般管理費	6,982	318	3,910	2,754	-
人件費	17,600	799	9,997	6,804	-
その他支出	521,408	53,073	335,749	360,849	△ 228,262
計	5,751,382	290,828	2,056,887	3,690,644	△ 286,977

【人件費の見積り】

(単位：百万円)

役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用	住宅資金金融通等事業	財形住宅資金貸付業務	住宅資金貸付等業務	既往債権管理業務
	13,220	601	7,506	5,114

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表2 収支計画

(単位：百万円)

区分	住宅資金融通等事業	財形住宅資金貸付業務	住宅資金貸付等業務	既往債権管理業務	調整
収益の部	1,036,739	4,910	570,798	519,766	△ 58,735
経常収益	1,036,739	4,910	570,798	519,766	△ 58,735
資金運用収益	602,238	4,711	110,026	487,894	△ 393
保険引受収益	376,862	-	434,361	-	△ 57,499
役務取引等収益	1,406	-	1,406	-	-
補助金等収益	17,809	0	17,798	11	-
その他業務収益	-	-	-	-	-
その他経常収益	38,424	199	7,207	31,860	△ 842
特別利益	-	-	-	-	-
費用の部	636,047	6,639	513,503	174,639	△ 58,735
経常費用	636,047	6,639	513,503	174,639	△ 58,735
資金調達費用	167,002	3,373	50,121	113,508	-
保険引受費用	351,957	-	409,787	-	△ 57,830
役務取引等費用	30,804	742	6,207	23,854	-
その他業務費用	3,903	75	2,813	1,027	△ 12
営業経費	82,381	2,366	43,766	36,249	-
その他経常費用	-	84	809	-	△ 892
特別損失	-	-	-	-	-
純利益又は純損失（△）	400,692	△ 1,729	57,294	345,127	-
前中期目標期間繰越積立金取崩額	1,290	154	1,136	-	-
総利益又は総損失（△）	401,982	△ 1,575	58,431	345,127	-

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表3 資金計画

(単位：百万円)

区分	住宅資金金融通等事業	財形住宅資金貸付業務	住宅資金貸付等業務	既往債権管理業務	調整
業務活動によるキャッシュ・フロー	2,365,955	86,823	△ 113,507	2,392,639	-
業務活動による支出	△ 1,439,427	△ 14,043	△ 1,319,530	△ 164,633	58,777
買取債権の取得による支出	-	-	-	-	-
貸付けによる支出	△ 828,844	△ 8,000	△ 820,844	-	-
人件費支出	△ 17,600	△ 799	△ 9,997	△ 6,804	-
その他業務支出	△ 424,094	△ 1,869	△ 440,179	△ 40,823	58,777
その他支出	△ 168,890	△ 3,375	△ 48,509	△ 117,006	-
業務活動による収入	3,805,383	100,866	1,206,022	2,557,272	△ 58,777
買取債権の回収による収入	-	-	-	-	-
貸付金の回収による収入	2,795,495	96,115	637,825	2,061,555	-
買取債権利息収入	-	-	-	-	-
貸付金利息収入	591,914	4,742	93,138	494,462	△ 428
その他業務収入	404,639	9	461,724	1,255	△ 58,349
国庫補助金収入	-	-	-	-	-
その他収入	13,334	-	13,334	-	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 169,421	△ 51,711	△ 289,883	172,173	-
投資活動による支出	△ 519,990	△ 53,011	△ 334,352	△ 360,827	228,200
投資活動による収入	350,569	1,300	44,469	533,000	△ 228,200
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 2,196,420	△ 35,075	403,839	△ 2,565,184	-
財務活動による支出	△ 3,788,061	△ 223,700	△ 400,204	△ 3,164,157	-
民間長期借入金の返済による支出	△ 221,050	△ 120,800	△ 35,000	△ 65,250	-
債券の償還による支出	△ 1,869,844	△ 102,900	△ 247,069	△ 1,519,875	-
財政融資資金借入金の返済による支出	△ 1,697,167	-	△ 118,135	△ 1,579,032	-
リース債務の支払いによる支出	-	-	-	-	-
不要財産に係る国庫納付等による支出	-	-	-	-	-
他勘定長期借入金の返済による支出	-	-	-	-	-
財務活動による収入	1,591,641	188,625	804,043	598,973	-
民間長期借入金の借入れによる収入	214,300	114,300	-	100,000	-
債券の発行による収入	1,237,688	74,325	664,390	498,973	-
財政融資資金借入金の借入れによる収入	139,653	-	139,653	-	-
政府出資金収入	-	-	-	-	-
他勘定長期借入金の借入れによる収入	-	-	-	-	-
資金増加額又は減少額（△）	114	38	448	△ 372	-
資金期首残高	320,145	5,998	58,874	255,273	-
資金期末残高	320,259	6,035	59,323	254,901	-

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

中期計画の予算等（令和3年度～令和6年度）【財形住宅資金貸付業務】

別表1 予算

区 分		(単位：百万円)
収 入		
国庫補助金		-
政府出資金		-
財政融資資金借入金		-
民間借入金	114,300	
住宅金融支援機構債券		-
住宅金融支援機構財形住宅債券	74,400	
買取債権回収金		-
貸付回収金	96,115	
業務収入	4,751	
その他収入	1,300	
計	290,866	
支 出		
業務経費	1,564	
証券化支援業務関係経費		-
住宅融資保険等業務関係経費		-
財形住宅資金貸付業務関係経費	1,564	
住宅資金貸付等業務関係経費		-
既往債権管理業務関係経費		-
買取債権		-
貸付金	8,000	
借入金等償還		
支払利息	3,375	
一般管理費	318	
人件費	799	
その他支出	53,073	
計	290,828	

【人件費の見積り】

期間中総額601百万円を支出する。
ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表2 収支計画

区 分		(単位：百万円)
収益の部		4,910
経常収益		4,910
資金運用収益		4,711
保険引受収益		-
役務取引等収益		-
補助金等収益	0	
その他業務収益		-
その他経常収益	199	
特別利益		-
費用の部		6,639
経常費用		6,639
資金調達費用		3,373
保険引受費用		-
役務取引等費用	742	
その他業務費用	75	
営業経費	2,366	
その他経常費用	84	
特別損失		-
純損失	△ 1,729	
前中期目標期間繰越積立金取崩額		154
総損失		△ 1,575

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表3 資金計画

区 分		(単位：百万円)
業務活動によるキャッシュ・フロー		86,823
業務活動による支出		△ 14,043
買取債権の取得による支出		-
貸付けによる支出		△ 8,000
人件費支出		△ 799
その他業務支出		△ 1,869
その他支出		△ 3,375
業務活動による収入		100,866
買取債権の回収による収入		-
貸付金の回収による収入		96,115
買取債権利息収入		-
貸付金利息収入		4,742
その他業務収入		9
国庫補助金収入		-
その他収入		-
投資活動によるキャッシュ・フロー		△ 51,711
投資活動による支出		△ 53,011
投資活動による収入		1,300
財務活動によるキャッシュ・フロー		△ 35,075
財務活動による支出		△ 223,700
民間長期借入金の返済による支出		△ 120,800
債券の償還による支出		△ 102,900
財政融資資金借入金の返済による支出		-
リース債務の支払いによる支出		-
不要財産に係る国庫納付等による支出		-
他勘定長期借入金の返済による支出		-
財務活動による収入		188,625
民間長期借入金の借り入れによる収入		114,300
債券の発行による収入		74,325
財政融資資金借入金の借り入れによる収入		-
政府出資金収入		-
他勘定長期借入金の借り入れによる収入		-
資金増加額		38
資金期首残高		5,998
資金期末残高		6,035

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

中期計画の予算等（令和3年度～令和6年度）【住宅資金貸付等業務】

別表1 予算

区 分		(単位：百万円)
収 入		
国庫補助金		-
政府出資金		-
財政融資資金借入金		139,653
民間借入金		-
住宅金融支援機構債券		667,192
住宅金融支援機構財形住宅債券		-
買取債権回収金		-
貸付回収金		637,825
業務収入		540,509
その他収入		72,157
計		2,057,335
支 出		
業務経費		437,673
証券化支援業務関係経費		-
住宅融資保険等業務関係経費		-
財形住宅資金貸付業務関係経費		-
住宅資金貸付等業務関係経費		437,673
既往債権管理業務関係経費		-
買取債権		-
貸付金		820,844
借入金等償還		400,204
支払利息		48,509
一般管理費		3,910
人件費		9,997
その他支出		335,749
計		2,056,887

【人件費の見積り】

期間中総額7,506百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表2 収支計画

区 分		(単位：百万円)
収益の部		570,798
経常収益		570,798
資金運用収益		110,026
保険引受収益		434,361
役務取引等収益		1,406
補助金等収益		17,798
その他業務収益		-
その他経常収益		7,207
特別利益		-
費用の部		513,503
経常費用		513,503
資金調達費用		50,121
保険引受費用		409,787
役務取引等費用		6,207
その他業務費用		2,813
営業経費		43,766
その他経常費用		809
特別損失		-
純利益		57,294
前中期目標期間繰越積立金取崩額		1,136
総利益		58,431

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表3 資金計画

区 分		(単位：百万円)
業務活動によるキャッシュ・フロー		△ 113,507
業務活動による支出		△ 1,319,530
買取債権の取得による支出		-
貸付けによる支出		△ 820,844
人件費支出		△ 9,997
その他業務支出		△ 440,179
その他支出		△ 48,509
業務活動による収入		1,206,022
買取債権の回収による収入		-
貸付金の回収による収入		637,825
買取債権利息収入		-
貸付金利息収入		93,138
その他業務収入		461,724
国庫補助金収入		-
その他収入		13,334
投資活動によるキャッシュ・フロー		△ 289,883
投資活動による支出		△ 334,352
投資活動による収入		44,469
財務活動によるキャッシュ・フロー		403,839
財務活動による支出		△ 400,204
民間長期借入金の返済による支出		△ 35,000
債券の償還による支出		△ 247,069
財政融資資金借入金の返済による支出		△ 118,135
リース債務の支払いによる支出		-
不要財産に係る国庫納付等による支出		-
他勘定長期借入金の返済による支出		-
財務活動による収入		804,043
民間長期借入金の借り入れによる収入		-
債券の発行による収入		664,390
財政融資資金借入金の借り入れによる収入		139,653
政府出資金収入		-
他勘定長期借入金の借り入れによる収入		-
資金増加額		448
資金期首残高		58,874
資金期末残高		59,323

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

中期計画の予算等（令和3年度～令和6年度）【既往債権管理業務】

別表1 予算

区 分		(単位：百万円)
収 入		
国庫補助金		-
政府出資金		-
財政融資資金借入金		-
民間借入金	100,000	
住宅金融支援機構債券	500,000	
住宅金融支援機構財形住宅債券	-	
買取債権回収金	-	
貸付回収金	2,061,555	
業務収入	495,240	
その他収入	533,477	
計	3,690,272	
支 出		
業務経費	39,075	
証券化支援業務関係経費	-	
住宅融資保険等業務関係経費	-	
財形住宅資金貸付業務関係経費	-	
住宅資金貸付等業務関係経費	-	
既往債権管理業務関係経費	39,075	
買取債権	-	
貸付金	-	
借入金等償還	3,164,157	
支払利息	117,006	
一般管理費	2,754	
人件費	6,804	
その他支出	360,849	
計	3,690,644	

【人件費の見積り】

期間中総額5,114百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表2 収支計画

区 分		(単位：百万円)
収益の部		519,766
経常収益		519,766
資金運用収益		487,894
保険引受収益		-
役務取引等収益		-
補助金等収益	11	
その他業務収益	-	
その他経常収益	31,860	
特別利益	-	
費用の部		174,639
経常費用		174,639
資金調達費用		113,508
保険引受費用		-
役務取引等費用	23,854	
その他業務費用	1,027	
堂業経費	36,249	
その他経常費用	-	
特別損失	-	
純利益	345,127	
前中期目標期間繰越積立金取崩額	-	
総利益	345,127	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表3 資金計画

区 分		(単位：百万円)
業務活動によるキャッシュ・フロー		2,392,639
業務活動による支出		△ 164,633
買取債権の取得による支出		-
貸付けによる支出		-
人件費支出		△ 6,804
その他業務支出		△ 40,823
その他支出		△ 117,006
業務活動による収入		2,557,272
買取債権の回収による収入		-
貸付金の回収による収入		2,061,555
買取債権利息収入		-
貸付金利息収入		494,462
その他業務収入		1,255
国庫補助金収入		-
その他収入		172,173
投資活動によるキャッシュ・フロー		△ 360,827
投資活動による支出		533,000
投資活動による収入		-
財務活動によるキャッシュ・フロー		△ 2,565,184
財務活動による支出		△ 3,164,157
民間長期借入金の返済による支出		△ 65,250
債券の償還による支出		△ 1,519,875
財政融資資金借入金の返済による支出		△ 1,579,032
リース債務の支払いによる支出		-
不要財産に係る国庫納付等による支出		-
他勘定長期借入金の返済による支出		-
財務活動による収入		598,973
民間長期借入金の借り入れによる収入		100,000
債券の発行による収入		498,973
財政融資資金借入金の借り入れによる収入		-
政府出資金収入		-
他勘定長期借入金の借り入れによる収入		-
資金減少額		△ 372
資金期首残高		255,273
資金期末残高		254,901

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表1 令和3年度予算

【法人単位】

(単位：百万円)

区分	計画	実績	差額	備考
収入				
国庫補助金	25,762	25,762	-	
政府出資金	-	-	-	
財政融資資金借入金	43,100	18,900	△ 24,200	
民間借入金	134,100	70,800	△ 63,300	
住宅金融支援機構債券	3,032,216	2,365,801	△ 666,415	
住宅金融支援機構財形住宅債券	27,100	14,493	△ 12,607	
買取債権回収金	1,256,394	1,382,865	126,471	
貸付回収金	726,046	802,991	76,945	
業務収入	484,774	474,440	△ 10,334	
その他収入	72,401	84,259	11,858	
計	5,801,892	5,240,311	△ 561,582	
支出				
業務経費	113,785	119,971	6,185	
証券化支援業務関係経費	32,708	29,545	△ 3,163	
住宅融資保険等業務関係経費	4,507	2,431	△ 2,076	
財形住宅資金貸付業務関係経費	426	369	△ 57	
住宅資金貸付等業務関係経費	64,829	76,795	11,966	
既往債権管理業務関係経費	11,316	10,831	△ 485	
買取債権	2,355,513	1,946,332	△ 409,181	
貸付金	238,720	164,194	△ 74,526	
借入金等償還	2,450,177	2,572,949	122,772	
支払利息	201,735	173,962	△ 27,774	
一般管理費	3,621	2,795	△ 825	
人件費	11,039	10,291	△ 748	
その他支出	428,962	207,166	△ 221,796	
計	5,803,552	5,197,660	△ 605,892	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

別表1 令和3年度予算

【証券化支援勘定】（証券化支援事業）

(単位：百万円)

区分	計画	実績	差額	備考
収入				
国庫補助金	25,762	25,762	-	
政府出資金	-	-	-	
財政融資資金借入金	-	-	-	
民間借入金	-	5,000	5,000	①
住宅金融支援機構債券	2,343,108	2,128,301	△ 214,807	②
住宅金融支援機構財形住宅債券	-	-	-	
買取債権回収金	1,256,394	1,382,865	126,471	③
貸付回収金	-	-	-	
業務収入	253,555	230,170	△ 23,385	④
その他収入	66,648	62,799	△ 3,850	⑤
計	3,945,467	3,834,896	△ 110,571	
支出				
業務経費	32,930	29,766	△ 3,164	⑥
証券化支援業務関係経費	32,930	29,766	△ 3,164	
住宅融資保険等業務関係経費	-	-	-	
財形住宅資金貸付業務関係経費	-	-	-	
住宅資金貸付等業務関係経費	-	-	-	
既往債権管理業務関係経費	-	-	-	
買取債権	2,355,513	1,946,332	△ 409,181	⑦
貸付金	-	-	-	
借入金等償還	1,234,996	1,373,042	138,046	⑧
支払利息	145,770	123,287	△ 22,483	⑨
一般管理費	1,927	1,484	△ 443	⑩
人件費	5,943	5,433	△ 509	⑪
その他支出	166,567	153,693	△ 12,874	⑫
計	3,943,645	3,633,037	△ 310,608	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

- ① 借入金の増
- ② 債券発行額の減
- ③ 買取債権回収金の増
- ④ 買取債権利息の減等
- ⑤ 他勘定長期借入金の減等
- ⑥ 保険金支出の減等
- ⑦ 買取債権の取得の減
- ⑧ 債券の償還の増
- ⑨ 債券利息の減等
- ⑩ 管理諸費の減等
- ⑪ 人件費の減
- ⑫ 有価証券（譲渡性預金）の取得による支出の減等

別表1 令和3年度予算

【住宅融資保険勘定】（住宅融資保険等事業）

(単位：百万円)

区分	計画	実績	差額	備考
収入				
国庫補助金	-	-	-	
政府出資金	-	-	-	
財政融資資金借入金	-	-	-	
民間借入金	-	-	-	
住宅金融支援機構債券	-	-	-	
住宅金融支援機構財形住宅債券	-	-	-	
買取債権回収金	-	-	-	
貸付回収金	-	-	-	
業務収入	8,170	7,373	△ 797	①
その他収入	5,724	5,584	△ 140	②
計	13,894	12,957	△ 937	
支出				
業務経費	4,507	2,431	△ 2,076	③
証券化支援業務関係経費	-	-	-	
住宅融資保険等業務関係経費	4,507	2,431	△ 2,076	
財形住宅資金貸付業務関係経費	-	-	-	
住宅資金貸付等業務関係経費	-	-	-	
既往債権管理業務関係経費	-	-	-	
買取債権	-	-	-	
貸付金	-	-	-	
借入金等償還	-	-	-	
支払利息	-	-	-	
一般管理費	255	232	△ 23	④
人件費	612	712	100	⑤
その他支出	10,923	29,817	18,894	⑥
計	16,297	33,192	16,896	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

- ① 保険料収入の減等
- ② 利息及び配当金収入の減等
- ③ 保険金支出の減等
- ④ 税金の減等
- ⑤ 人件費の増
- ⑥ 他勘定長期貸付金の増等

別表1 令和3年度予算

(住宅資金融通等事業)

(単位：百万円)

区分	計画	実績	差額	備考
収入				
国庫補助金	-	-	-	
政府出資金	-	-	-	
財政融資資金借入金	43,100	18,900	△ 24,200	①
民間借入金	134,100	65,800	△ 68,300	②
住宅金融支援機構債券	689,108	237,500	△ 451,608	③
住宅金融支援機構財形住宅債券	27,100	14,493	△ 12,607	④
買取債権回収金	-	-	-	
貸付回収金	726,046	802,991	76,945	⑤
業務収入	279,357	279,329	△ 28	⑥
その他収入	19,485	54,249	34,764	⑦
計	1,918,296	1,473,261	△ 445,034	
支出				
業務経費	107,567	107,103	△ 464	⑧
証券化支援業務関係経費	-	-	-	
住宅融資保険等業務関係経費	-	-	-	
財形住宅資金貸付業務関係経費	426	369	△ 57	
住宅資金貸付等業務関係経費	95,825	95,903	77	
既往債権管理業務関係経費	11,316	10,831	△ 485	
買取債権	-	-	-	
貸付金	238,720	164,194	△ 74,526	⑨
借入金等償還	1,215,181	1,199,907	△ 15,274	⑩
支払利息	59,922	54,480	△ 5,442	⑪
一般管理費	1,748	1,421	△ 327	⑫
人件費	4,484	4,146	△ 339	⑬
その他支出	291,752	80,983	△ 210,769	⑭
計	1,919,374	1,612,234	△ 307,140	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

- ① 借入金の減
- ② 借入金の減
- ③ 債券発行額の減
- ④ 債券発行額の減
- ⑤ 貸付回収金の増
- ⑥ 団信保険金収入の減等
- ⑦ 他勘定長期借入金の借入れによる収入の増等
- ⑧ 団信弁済金支出の減等
- ⑨ 貸付金の減
- ⑩ 債券の償還の減等
- ⑪ 債券利息の減等
- ⑫ 管理諸費の減等
- ⑬ 人件費の減
- ⑭ 有価証券（譲渡性預金）の取得による支出の減等

別表1 令和3年度予算

【財形住宅資金貸付勘定】（住宅資金融通等事業のうち、財形住宅資金貸付業務）

(単位：百万円)

区分	計画	実績	差額	備考
収入				
国庫補助金	-	-	-	
政府出資金	-	-	-	
財政融資資金借入金	-	-	-	
民間借入金	34,100	30,800	△ 3,300	①
住宅金融支援機構債券	-	-	-	
住宅金融支援機構財形住宅債券	27,100	14,493	△ 12,607	②
買取債権回収金	-	-	-	
貸付回収金	28,448	26,715	△ 1,733	③
業務収入	1,295	1,298	3	
その他収入	-	0	0	
計	90,943	73,307	△ 17,637	
支出				
業務経費	426	369	△ 57	④
証券化支援業務関係経費	-	-	-	
住宅融資保険等業務関係経費	-	-	-	
財形住宅資金貸付業務関係経費	426	369	△ 57	
住宅資金貸付等業務関係経費	-	-	-	
既往債権管理業務関係経費	-	-	-	
買取債権	-	-	-	
貸付金	2,000	8	△ 1,992	⑤
借入金等償還	39,000	38,700	△ 300	⑥
支払利息	833	492	△ 342	⑦
一般管理費	93	72	△ 21	⑧
人件費	241	203	△ 38	⑨
その他支出	48,337	11,516	△ 36,821	⑩
計	90,930	51,359	△ 39,571	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

- ① 借入金の減
- ② 債券発行額の減
- ③ 貸付回収金の減
- ④ 業務諸費の減等
- ⑤ 貸付金の減
- ⑥ 借入金の償還の減
- ⑦ 借入金利息の減等
- ⑧ 管理諸費の減等
- ⑨ 人件費の減
- ⑩ 有価証券（譲渡性預金）の取得による支出の減等

別表1 令和3年度予算

【住宅資金貸付等勘定】（住宅資金融通等事業のうち、住宅資金貸付等業務）

(単位：百万円)

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
収 入				
国庫補助金	-	-	-	
政府出資金	-	-	-	
財政融資資金借入金	43,100	18,900	△ 24,200	①
民間借入金	-	5,000	5,000	②
住宅金融支援機構債券	189,108	77,500	△ 111,608	③
住宅金融支援機構財形住宅債券	-	-	-	
買取債権回収金	-	-	-	
貸付回収金	138,588	121,579	△ 17,009	④
業務収入	142,647	144,359	1,712	⑤
その他収入	19,342	53,945	34,602	⑥
計	532,785	421,282	△ 111,503	
支 出				
業務経費	114,880	123,910	9,029	⑦
証券化支援業務関係経費	-	-	-	
住宅融資保険等業務関係経費	-	-	-	
財形住宅資金貸付業務関係経費	-	-	-	
住宅資金貸付等業務関係経費	114,880	123,910	9,029	
既往債権管理業務関係経費	-	-	-	
買取債権	-	-	-	
貸付金	236,720	164,186	△ 72,534	⑧
借入金等償還	70,192	65,452	△ 4,740	⑨
支払利息	10,365	9,058	△ 1,306	⑩
一般管理費	939	781	△ 158	⑪
人件費	2,449	2,305	△ 144	⑫
その他支出	96,639	3,584	△ 93,054	⑬
計	532,184	369,277	△ 162,907	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

- ① 借入金の減
- ② 借入金の増
- ③ 債券発行額の減
- ④ 貸付回収金の減
- ⑤ 団信配当金の受取額の増等
- ⑥ 他勘定長期借入金の増等
- ⑦ 団信保険料支出の増等
- ⑧ 貸付金の減
- ⑨ 借入金の償還の減等
- ⑩ 借入金利息の減等
- ⑪ 管理諸費の減等
- ⑫ 人件費の減
- ⑬ 有価証券（譲渡性預金）の取得による支出の減等

別表1 令和3年度予算

【既往債権管理勘定】（住宅資金融通等事業のうち、既往債権管理業務）

(単位：百万円)

区分	計画	実績	差額	備考
収入				
国庫補助金	-	-	-	
政府出資金	-	-	-	
財政融資資金借入金	-	-	-	
民間借入金	100,000	30,000	△ 70,000	①
住宅金融支援機構債券	500,000	160,000	△ 340,000	②
住宅金融支援機構財形住宅債券	-	-	-	
買取債権回収金	-	-	-	
貸付回収金	559,009	654,697	95,687	③
業務収入	154,478	161,677	7,199	④
その他収入	143	308	165	⑤
計	1,313,630	1,006,681	△ 306,949	
支出				
業務経費	11,316	10,831	△ 485	⑥
証券化支援業務関係経費	-	-	-	
住宅融資保険等業務関係経費	-	-	-	
財形住宅資金貸付業務関係経費	-	-	-	
住宅資金貸付等業務関係経費	-	-	-	
既往債権管理業務関係経費	11,316	10,831	△ 485	
買取債権	-	-	-	
貸付金	-	-	-	
借入金等償還	1,105,989	1,095,755	△ 10,234	⑦
支払利息	48,723	44,931	△ 3,793	⑧
一般管理費	716	568	△ 148	⑨
人件費	1,794	1,638	△ 156	⑩
その他支出	146,784	65,884	△ 80,900	⑪
計	1,315,322	1,219,606	△ 95,716	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

- ① 借入金の減
- ② 債券発行額の減
- ③ 貸付回収金の増
- ④ 償却債権取立益の増等
- ⑤ 仮払金の返金の増等
- ⑥ 債券発行費用の減等
- ⑦ 債券の償還の減
- ⑧ 債券利息の減等
- ⑨ 管理諸費の減等
- ⑩ 人件費の減
- ⑪ 有価証券（譲渡性預金）の取得による支出の減等

別表2 令和3年度収支計画

【法人単位】

(単位：百万円)

区分	計画	実績	差額	備考
収益の部	531,230	537,497	6,267	
経常収益	531,230	537,497	6,267	
資金運用収益	435,152	411,470	△ 23,683	
保険引受収益	47,589	65,909	18,319	
役務取引等収益	597	516	△ 81	
補助金等収益	46,475	49,947	3,472	
その他業務収益	45	39	△ 7	
その他経常収益	1,371	9,618	8,246	
特別利益	-	-	-	
費用の部	350,063	311,080	△ 38,983	
経常費用	350,063	311,080	△ 38,983	
資金調達費用	201,786	170,872	△ 30,914	
保険引受費用	63,614	74,029	10,416	
役務取引等費用	26,567	25,857	△ 710	
その他業務費用	10,679	9,416	△ 1,263	
営業経費	34,412	29,434	△ 4,978	
その他経常費用	13,005	1,471	△ 11,533	
特別損失	-	-	-	
純利益	181,167	226,417	45,250	
前中期目標期間繰越積立金取崩額	2,261	2,771	510	
総利益	183,428	229,188	45,760	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

別表2 令和3年度収支計画

【証券化支援勘定】（証券化支援事業）

(単位：百万円)

区分	計画	実績	差額	備考
収益の部	302,465	279,579	△ 22,886	
経常収益	302,465	279,579	△ 22,886	
資金運用収益	257,996	233,011	△ 24,985	
保険引受収益	2,136	141	△ 1,995	①
役務取引等収益	131	124	△ 7	
補助金等収益	41,686	45,548	3,863	
その他業務収益	45	39	△ 7	②
その他経常収益	471	716	245	③
特別利益	-	-	-	
費用の部	237,277	196,959	△ 40,318	
経常費用	237,277	196,959	△ 40,318	
資金調達費用	146,658	122,045	△ 24,612	④
保険引受費用	2,146	1,095	△ 1,052	⑤
役務取引等費用	17,474	16,890	△ 584	
その他業務費用	9,040	8,904	△ 136	
営業経費	15,480	13,162	△ 2,318	⑥
その他経常費用	46,478	34,863	△ 11,615	⑦
特別損失	-	-	-	
純利益	65,189	82,620	17,431	
前中期目標期間繰越積立金取崩額	1,388	1,454	66	
総利益	66,576	84,074	17,497	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

- ① 責任準備金戻入額の減等
- ② 委託解除手数料の減
- ③ 勘定間異動に伴う退職給付引当金戻入額の増等
- ④ 債券利息の減等
- ⑤ 正味支払保険金の減等
- ⑥ 業務諸費の減等
- ⑦ 貸倒引当金繰入額の減等

別表2 令和3年度収支計画

【住宅融資保険勘定】（住宅融資保険等事業）

(単位：百万円)

区分	計画	実績	差額	備考
収益の部	10,381	12,166	1,785	
経常収益	10,381	12,166	1,785	
資金運用収益	2,058	1,907	△ 151	
保険引受収益	8,314	10,252	1,938	①
役務取引等収益	-	-	-	
補助金等収益	-	-	-	
その他業務収益	-	-	-	
その他経常収益	9	7	△ 2	②
特別利益	-	-	-	
費用の部	6,078	4,150	△ 1,928	
経常費用	6,078	4,150	△ 1,928	
資金調達費用	-	-	-	
保険引受費用	3,342	1,360	△ 1,981	③
役務取引等費用	18	45	28	④
その他業務費用	-	-	-	
営業経費	2,560	2,394	△ 167	
その他経常費用	159	351	192	⑤
特別損失	-	-	-	
純利益	4,303	8,016	3,713	
前中期目標期間繰越積立金取崩額	335	278	△ 57	
総利益	4,637	8,294	3,657	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

- ① 責任準備金戻入額の増等
- ② 宿舎使用料の減等
- ③ 正味支払保険金の減等
- ④ サービサー委託手数料の増等
- ⑤ 勘定間異動に伴う退職給付引当金繰入額の増等

別表2 令和3年度収支計画

(住宅資金金融通等事業)

(単位:百万円)

区分	計画	実績	差額	備考
収益の部	287,714	302,971	15,257	
経常収益	287,714	302,971	15,257	
資金運用収益	179,267	180,385	1,118	
保険引受収益	92,926	97,345	4,419	
役務取引等収益	466	392	△ 74	①
補助金等収益	4,789	4,399	△ 390	
その他業務収益	-	-	-	
その他経常収益	10,266	20,451	10,184	②
特別利益	-	-	-	
費用の部	176,038	167,189	△ 8,849	
経常費用	176,038	167,189	△ 8,849	
資金調達費用	59,085	52,632	△ 6,453	③
保険引受費用	89,344	90,671	1,326	
役務取引等費用	9,076	8,922	△ 154	
その他業務費用	1,840	706	△ 1,133	④
営業経費	16,693	14,252	△ 2,441	⑤
その他経常費用	-	7	7	⑥
特別損失	-	-	-	
純利益	111,676	135,782	24,106	
前中期目標期間繰越積立金取崩額	539	1,039	500	
総利益	112,214	136,820	24,606	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

- ① 勤退受託手数料の減等
- ② 貸倒引当金戻入額の増等
- ③ 債券利息の減等
- ④ 債券発行費償却の減
- ⑤ 固定資産減価償却費の減等
- ⑥ 出資金運用益調整金の増等

別表2 令和3年度収支計画

【財形住宅資金貸付勘定】（住宅資金融通等事業のうち、財形住宅資金貸付業務）

(単位：百万円)

区分	計画	実績	差額	備考
収益の部	1,384	1,409	24	
経常収益	1,384	1,409	24	
資金運用収益	1,289	1,259	△ 30	
保険引受収益	-	-	-	
役務取引等収益	-	0	0	①
補助金等収益	0	-	△ 0	②
その他業務収益	-	-	-	
その他経常収益	96	150	54	③
特別利益	-	-	-	
費用の部	1,679	1,191	△ 488	
経常費用	1,679	1,191	△ 488	
資金調達費用	842	492	△ 350	④
保険引受費用	-	-	-	
役務取引等費用	214	198	△ 16	
その他業務費用	20	12	△ 9	⑤
営業経費	594	489	△ 105	⑥
その他経常費用	8	-	△ 8	⑦
特別損失	-	-	-	
純利益（又は純損失）	△ 295	218	512	
前中期目標期間繰越積立金取崩額	63	55	△ 9	
総利益（又は総損失）	△ 231	272	503	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

- ① 信用補完料の増
- ② 災害復興住宅融資等緊急対策費補助金収益の減
- ③ 勘定間異動に伴う退職給付引当金戻入額の増等
- ④ 借入金利息の減等
- ⑤ 債券発行費償却の減
- ⑥ 人件費の減等
- ⑦ 支払団信特約料の減等

別表2 令和3年度収支計画

【住宅資金貸付等勘定】（住宅資金融通等事業のうち、住宅資金貸付等業務）

（単位：百万円）

区分	計画	実績	差額	備考
収益の部	143,696	157,050	13,354	
経常収益	143,696	157,050	13,354	
資金運用収益	25,779	23,692	△ 2,087	
保険引受収益	111,529	125,042	13,513	①
役務取引等収益	466	392	△ 75	②
補助金等収益	4,788	4,399	△ 389	
その他業務収益	-	-	-	
その他経常収益	1,135	3,527	2,391	③
特別利益	-	-	-	
費用の部	130,708	137,141	6,433	
経常費用	130,708	137,141	6,433	
資金調達費用	10,968	9,239	△ 1,729	④
保険引受費用	108,067	118,655	10,588	
役務取引等費用	1,785	1,447	△ 338	⑤
その他業務費用	797	318	△ 479	⑥
営業経費	8,858	7,393	△ 1,465	⑦
その他経常費用	234	89	△ 145	⑧
特別損失	-	-	-	
純利益	12,988	19,909	6,921	
前中期目標期間繰越積立金取崩額	475	984	509	
総利益	13,463	20,893	7,430	

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

- ① 団信配当金の増等
- ② 勤退受託手数料の減等
- ③ 貸倒引当金戻入額の増等
- ④ 債券利息の減等
- ⑤ 金融機関手数料の減等
- ⑥ 債券発行費償却の減等
- ⑦ 固定資産減価償却費の減等
- ⑧ 貸倒引当金繰入額の減等

別表2 令和3年度収支計画

【既往債権管理勘定】（住宅資金融通等事業のうち、既往債権管理業務）

(単位：百万円)

区分	計画	実績	差額	備考
収益の部	161,602	172,585	10,982	
経常収益	161,602	172,585	10,982	
資金運用収益	152,327	155,693	3,366	
保険引受収益	-	-	-	
役務取引等収益	-	0	0	①
補助金等収益	1	0	△ 1	②
その他業務収益	-	-	-	
その他経常収益	9,274	16,891	7,617	③
特別利益	-	-	-	
費用の部	62,620	56,930	△ 5,690	
経常費用	62,620	56,930	△ 5,690	
資金調達費用	47,275	42,902	△ 4,373	
保険引受費用	-	-	-	
役務取引等費用	7,078	7,277	200	
その他業務費用	1,027	381	△ 646	④
営業経費	7,240	6,369	△ 871	⑤
その他経常費用	-	-	-	
特別損失	-	-	-	
純利益	98,982	115,655	16,672	
前中期目標期間繰越積立金取崩額	-	-	-	
総利益	98,982	115,655	16,672	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

- ① 信用補完料の増
- ② 災害復興住宅融資等緊急対策費補助金収益の減
- ③ 貸倒引当金戻入額の増等
- ④ 債券発行費償却の減
- ⑤ 固定資産減価償却費の減等

別表3 令和3年度資金計画

【法人単位】

(単位：百万円)

区分	計画	実績	差額	備考
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 413,511	190,278	603,790	
業務活動による支出	△ 2,915,426	△ 2,506,704	408,723	
買取債権の取得による支出	△ 2,355,513	△ 1,946,332	409,181	
貸付けによる支出	△ 238,720	△ 164,194	74,526	
人件費支出	△ 11,039	△ 10,291	748	
その他業務支出	△ 108,419	△ 115,839	△7,420	
国庫補助金の精算による返還金の支出	-	△ 7,452	△7,452	
その他支出	△ 201,735	△ 262,594	△60,859	
業務活動による収入	2,501,915	2,696,982	195,067	
買取債権の回収による収入	1,256,394	1,382,865	126,471	
貸付金の回収による収入	726,046	802,991	76,945	
買取債権利息収入	252,656	229,352	△23,304	
貸付金利息収入	176,511	177,889	1,378	
その他業務収入	59,501	72,930	13,429	
国庫補助金収入	25,762	25,762	-	
その他収入	5,045	5,193	148	
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 357,456	△ 29,450	328,005	
投資活動による支出	△ 420,917	△ 102,785	318,132	
投資活動による収入	63,462	73,335	9,873	
財務活動によるキャッシュ・フロー	769,308	△ 118,177	△887,485	
財務活動による支出	△ 2,457,702	△ 2,580,468	△122,766	
民間長期借入金の返済による支出	△ 31,700	△ 31,400	300	
債券の償還による支出	△ 1,655,514	△ 1,781,477	△125,963	
財政融資資金借入金の返済による支出	△ 762,963	△ 760,072	2,891	
リース債務の支払いによる支出	△ 125	△ 106	19	
不要財産に係る国庫納付等による支出	△ 7,400	△ 7,412	△12	
他勘定長期借入金の返済による支出	-	-	-	
財務活動による収入	3,227,010	2,462,291	△764,720	
民間長期借入金の借入れによる収入	134,100	70,800	△63,300	
債券の発行による収入	3,049,810	2,372,591	△677,220	
財政融資資金借入金の借入れによる収入	43,100	18,900	△24,200	
政府出資金収入	-	-	-	
他勘定長期借入金の借入れによる収入	-	-	-	
資金増加額又は減少額(△)	△ 1,659	42,651	44,310	
資金期首残高	729,280	1,090,454	361,174	
資金期末残高	727,621	1,133,105	405,484	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

別表3 令和3年度資金計画

【証券化支援勘定】（証券化支援事業）

(単位：百万円)

区分	計画	実績	差額	備考
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,020,139	△ 564,527	455,612	
業務活動による支出	△ 2,559,196	△ 2,206,842	352,354	
買取債権の取得による支出	△ 2,355,513	△ 1,946,332	409,181	①
貸付けによる支出	-	-	-	
人件費支出	△ 5,943	△ 5,433	509	
その他業務支出	△ 51,970	△ 47,116	4,854	
国庫補助金の精算による返還金の支出	-	△ 7,448	△ 7,448	②
その他支出	△ 145,770	△ 200,512	△ 54,742	③
業務活動による収入	1,539,057	1,642,315	103,258	
買取債権の回収による収入	1,256,394	1,382,865	126,471	④
貸付金の回収による収入	-	-	-	
買取債権利息収入	252,885	229,380	△ 23,505	
貸付金利息収入	-	-	-	
その他業務収入	670	790	120	⑤
国庫補助金収入	25,762	25,762	-	
その他収入	3,347	3,518	172	
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 75,460	26,128	101,588	
投資活動による支出	△ 128,762	△ 33,152	95,610	⑥
投資活動による収入	53,302	59,280	5,979	⑦
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,097,421	740,257	△ 357,164	
財務活動による支出	△ 1,248,021	△ 1,386,048	△ 138,027	
民間長期借入金の返済による支出	△ 1,700	△ 1,700	-	
債券の償還による支出	△ 1,233,296	△ 1,371,342	△ 138,046	⑧
財政融資資金借入金の返済による支出	-	-	-	
リース債務の支払いによる支出	△ 125	△ 106	19	⑨
不要財産に係る国庫納付等による支出	△ 7,400	△ 7,400	-	
他勘定長期借入金の返済による支出	△ 5,500	△ 5,500	-	
財務活動による収入	2,345,442	2,126,306	△ 219,136	
民間長期借入金の借入れによる収入	-	5,000	5,000	⑩
債券の発行による収入	2,335,442	2,121,306	△ 214,136	
財政融資資金借入金の借入れによる収入	-	-	-	
政府出資金収入	-	-	-	
他勘定長期借入金の借入れによる収入	10,000	-	△ 10,000	⑪
資金増加額	1,822	201,859	200,037	
資金期首残高	370,036	363,208	△ 6,828	
資金期末残高	371,858	565,067	193,209	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

- ① 買取債権の取得の減
- ② 国庫補助金の精算による返還金の支出の増
- ③ 国庫納付金の支払額の増等
- ④ 買取債権回収金の増
- ⑤ 償却債権取立益の増等
- ⑥ 有価証券（譲渡性預金）の取得による支出の減等
- ⑦ 金銭の信託の減少による収入の増等
- ⑧ 債券の償還による支出の増
- ⑨ リース債務の支払いによる支出の減
- ⑩ 借入金の増
- ⑪ 他勘定長期借入金の減

別表3 令和3年度資金計画

【住宅融資保険勘定】（住宅融資保険等事業）

(単位：百万円)

区分	計画	実績	差額	備考
業務活動によるキャッシュ・フロー	4,921	5,981	1,061	
業務活動による支出	△ 5,373	△ 3,376	1,997	
買取債権の取得による支出	-	-	-	
貸付けによる支出	-	-	-	
人件費支出	△ 612	△ 712	△100	①
その他業務支出	△ 4,762	△ 2,664	2,098	②
国庫補助金の精算による返還金の支出	-	-	-	
その他支出	-	-	-	
業務活動による収入	10,294	9,357	△937	
買取債権の回収による収入	-	-	-	
貸付金の回収による収入	-	-	-	
買取債権利息収入	-	-	-	
貸付金利息収入	-	-	-	
その他業務収入	8,170	7,377	△793	
国庫補助金収入	-	-	-	
その他収入	2,124	1,980	△144	
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 7,323	△ 26,208	△18,885	
投資活動による支出	△ 10,923	△ 29,808	△18,885	③
投資活動による収入	3,600	3,600	-	
財務活動によるキャッシュ・フロー	-	△ 8	△8	
財務活動による支出	-	△ 8	△8	
民間長期借入金の返済による支出	-	-	-	
債券の償還による支出	-	-	-	
財政融資資金借入金の返済による支出	-	-	-	
リース債務の支払いによる支出	-	-	-	
不要財産に係る国庫納付等による支出	-	△ 8	△8	④
他勘定長期借入金の返済による支出	-	-	-	
財務活動による収入	-	-	-	
民間長期借入金の借入れによる収入	-	-	-	
債券の発行による収入	-	-	-	
財政融資資金借入金の借入れによる収入	-	-	-	
政府出資金収入	-	-	-	
他勘定長期借入金の借入れによる収入	-	-	-	
資金減少額（△）	△ 2,403	△ 20,235	△17,833	
資金期首残高	39,099	40,149	1,050	
資金期末残高	36,696	19,914	△16,782	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

① 人件費支出の増

② 保険金支出の減等

③ 他勘定長期貸付金の増等

④ 不要財産に係る国庫納付等による支出の増

別表3 令和3年度資金計画

(住宅資金金融通等事業)

(単位:百万円)

区分	計画	実績	差額	備考
業務活動によるキャッシュ・フロー	601,707	748,824	147,117	
業務活動による支出	△ 411,121	△ 342,790	68,331	
買取債権の取得による支出	-	-	-	
貸付けによる支出	△ 238,720	△ 164,194	74,526	①
人件費支出	△ 4,484	△ 4,146	339	
その他業務支出	△ 107,995	△ 108,558	△563	
国庫補助金の精算による返還金の支出	-	△ 4	△4	②
その他支出	△ 59,922	△ 65,888	△5,966	
業務活動による収入	1,012,828	1,091,614	78,786	
買取債権の回収による収入	-	-	-	
貸付金の回収による収入	726,046	802,991	76,945	③
買取債権利息収入	-	-	-	
貸付金利息収入	176,511	177,889	1,378	
その他業務収入	106,740	107,233	494	
国庫補助金収入	-	-	-	
その他収入	3,531	3,500	△31	
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 279,172	△ 52,870	226,302	
投資活動による支出	△ 291,232	△ 68,825	222,407	④
投資活動による収入	12,060	15,955	3,895	⑤
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 323,613	△ 834,926	△511,313	
財務活動による支出	△ 1,215,181	△ 1,199,911	15,270	
民間長期借入金の返済による支出	△ 30,000	△ 29,700	300	
債券の償還による支出	△ 422,218	△ 410,135	12,083	
財政融資資金借入金の返済による支出	△ 762,963	△ 760,072	2,891	
リース債務の支払いによる支出	-	-	-	
不要財産に係る国庫納付等による支出	-	△ 4	△4	⑥
他勘定長期借入金の返済による支出	-	-	-	
財務活動による収入	891,568	364,985	△526,583	
民間長期借入金の借入れによる収入	134,100	65,800	△68,300	⑦
債券の発行による収入	714,368	251,285	△463,083	⑧
財政融資資金借入金の借入れによる収入	43,100	18,900	△24,200	⑨
政府出資金収入	-	-	-	
他勘定長期借入金の借入れによる収入	-	29,000	29,000	⑩
資金減少額(△)	△ 1,078	△ 138,973	△137,894	
資金期首残高	320,145	687,097	366,952	
資金期末残高	319,067	548,124	229,057	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

- ① 貸付金の減
- ② 国庫補助金の精算による返還金の支出の増
- ③ 貸付回収金の増
- ④ 有価証券（譲渡性預金）の取得による支出の減等
- ⑤ 金銭の信託の減少による収入の増
- ⑥ 不要財産に係る国庫納付等による支出の増
- ⑦ 借入金の減
- ⑧ 債券発行額の減等
- ⑨ 借入金の減
- ⑩ 他勘定長期借入金の増

別表3 令和3年度資金計画

【財形住宅資金貸付勘定】（住宅資金融通等事業のうち、財形住宅資金貸付業務）

(単位：百万円)

区分	計画	実績	差額	備考
業務活動によるキャッシュ・フロー	26,163	15,474	△ 10,690	
業務活動による支出	△ 3,580	△ 12,540	△ 8,960	
買取債権の取得による支出	-	-	-	
貸付けによる支出	△ 2,000	△ 8	1,992	①
人件費支出	△ 241	△ 203	38	②
その他業務支出	△ 506	△ 430	76	③
国庫補助金の精算による返還金の支出	-	-	-	
その他支出	△ 833	△ 11,899	△11,066	④
業務活動による収入	29,743	28,014	△1,730	
買取債権の回収による収入	-	-	-	
貸付金の回収による収入	28,448	26,715	△1,733	
買取債権利息収入	-	-	-	
貸付金利息収入	1,292	1,272	△21	
その他業務収入	3	27	24	⑤
国庫補助金収入	-	-	-	
その他収入	-	0	0	⑥
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 48,330	△ 107	48,222	
投資活動による支出	△ 48,330	△ 107	48,222	⑦
投資活動による収入	-	-	-	
財務活動によるキャッシュ・フロー	22,180	6,581	△15,598	
財務活動による支出	△ 39,000	△ 38,700	300	
民間長期借入金の返済による支出	△ 30,000	△ 29,700	300	
債券の償還による支出	△ 9,000	△ 9,000	-	
財政融資資金借入金の返済による支出	-	-	-	
リース債務の支払いによる支出	-	-	-	
不要財産に係る国庫納付等による支出	-	-	-	
他勘定長期借入金の返済による支出	-	-	-	
財務活動による収入	61,180	45,281	△15,898	
民間長期借入金の借入れによる収入	34,100	30,800	△3,300	
債券の発行による収入	27,080	14,481	△12,598	⑧
財政融資資金借入金の借入れによる収入	-	-	-	
政府出資金収入	-	-	-	
他勘定長期借入金の借入れによる収入	-	-	-	
資金増加額	13	21,948	21,934	
資金期首残高	5,998	4,200	△1,797	
資金期末残高	6,011	26,148	20,137	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

① 貸付金の減

② 人件費支出の減

③ 業務諸費の減等

④ 国庫納付金の増等

⑤ 償却債権取立益の増等

⑥ 利息及び配当金収入の増

⑦ 有価証券（譲渡性預金）の取得による支出の減等

⑧ 債券発行額の減等

別表3 令和3年度資金計画

【住宅資金貸付等勘定】（住宅資金融通等事業のうち、住宅資金貸付等業務）

(単位：百万円)

区分	計画	実績	差額	備考
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 76,557	△ 25,720	50,837	
業務活動による支出	△ 365,074	△ 300,647	64,427	
買取債権の取得による支出	-	-	-	
貸付けによる支出	△ 236,720	△ 164,186	72,534	①
人件費支出	△ 2,449	△ 2,305	144	
その他業務支出	△ 115,541	△ 125,098	△9,557	
国庫補助金の精算による返還金の支出	-	-	-	
その他支出	△ 10,365	△ 9,058	1,306	②
業務活動による収入	288,517	274,928	△13,590	
買取債権の回収による収入	-	-	-	
貸付金の回収による収入	138,588	121,579	△17,009	③
買取債権利息収入	-	-	-	
貸付金利息収入	21,129	19,129	△2,000	
その他業務収入	125,268	130,726	5,458	
国庫補助金収入	-	-	-	
その他収入	3,531	3,493	△38	
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 84,065	13,097	97,162	
投資活動による支出	△ 96,125	△ 2,858	93,267	④
投資活動による収入	12,060	15,955	3,895	⑤
財務活動によるキャッシュ・フロー	161,224	64,628	△96,595	
財務活動による支出	△ 70,192	△ 65,456	4,736	
民間長期借入金の返済による支出	-	-	-	
債券の償還による支出	△ 42,219	△ 40,370	1,849	
財政融資資金借入金の返済による支出	△ 27,973	△ 25,082	2,891	⑥
リース債務の支払いによる支出	-	-	-	
不要財産に係る国庫納付等による支出	-	△ 4	△4	⑦
他勘定長期借入金の返済による支出	-	-	-	
財務活動による収入	231,416	130,085	△101,331	
民間長期借入金の借入れによる収入	-	5,000	5,000	⑧
債券の発行による収入	188,316	77,185	△111,131	⑨
財政融資資金借入金の借入れによる収入	43,100	18,900	△24,200	⑩
政府出資金収入	-	-	-	
他勘定長期借入金の借入れによる収入	-	29,000	29,000	⑪
資金増加額	601	52,005	51,404	
資金期首残高	58,874	89,458	30,584	
資金期末残高	59,476	141,464	81,988	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

- ① 貸付金の減
- ② 借入金利息の減等
- ③ 貸付回収金の減
- ④ 有価証券（譲渡性預金）の取得による支出の減等
- ⑤ 金銭の信託の減少による収入の増
- ⑥ 借入金の償還の減
- ⑦ 不要財産に係る国庫納付等による支出の増
- ⑧ 借入金の増
- ⑨ 債券発行額の減等
- ⑩ 借入金の減
- ⑪ 他勘定長期借入金の増

別表3 令和3年度資金計画

【既往債権管理勘定】（住宅資金融通等事業のうち、既往債権管理業務）

(単位：百万円)

区分	計画	実績	差額	備考
業務活動によるキャッシュ・フロー	652,101	759,070	106,969	
業務活動による支出	△ 61,529	△ 57,611	3,918	
買取債権の取得による支出	-	-	-	
貸付けによる支出	-	-	-	
人件費支出	△ 1,794	△ 1,638	156	
その他業務支出	△ 11,012	△ 11,038	△26	
国庫補助金の精算による返還金の支出	-	△ 4	△4	①
その他支出	△ 48,723	△ 44,931	3,793	
業務活動による収入	713,630	816,681	103,051	
買取債権の回収による収入	-	-	-	
貸付金の回収による収入	559,009	654,697	95,687	②
買取債権利息収入	-	-	-	
貸付金利息収入	154,230	157,746	3,516	
その他業務収入	391	4,230	3,839	③
国庫補助金収入	-	-	-	
その他収入	-	8	8	④
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 146,777	△ 65,860	80,918	
投資活動による支出	△ 146,777	△ 65,860	80,918	⑤
投資活動による収入	-	-	-	
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 507,016	△ 906,136	△399,120	
財務活動による支出	△ 1,105,989	△ 1,095,755	10,234	
民間長期借入金の返済による支出	-	-	-	
債券の償還による支出	△ 370,999	△ 360,765	10,234	
財政融資資金借入金の返済による支出	△ 734,990	△ 734,990	-	
リース債務の支払いによる支出	-	-	-	
不要財産に係る国庫納付等による支出	-	-	-	
他勘定長期借入金の返済による支出	-	-	-	
財務活動による収入	598,973	189,619	△409,354	
民間長期借入金の借入れによる収入	100,000	30,000	△70,000	⑥
債券の発行による収入	498,973	159,619	△339,354	⑦
財政融資資金借入金の借入れによる収入	-	-	-	
政府出資金収入	-	-	-	
他勘定長期借入金の借入れによる収入	-	-	-	
資金減少額（△）	△ 1,692	△ 212,926	△211,233	
資金期首残高	255,273	593,438	338,165	
資金期末残高	253,581	380,513	126,932	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

- ① 国庫補助金の精算による返還金の支出の増
- ② 貸付回収金の増
- ③ 償却債権取立益の増等
- ④ 利息及び配当金収入の増
- ⑤ 有価証券（譲渡性預金）の取得による支出の減等
- ⑥ 借入金の減
- ⑦ 債券発行額の減等